

平成 1 9 年 1 2 月 1 8 日開会

平成 1 9 年 1 2 月 2 0 日閉会

平成 1 9 年 1 2 月
第 4 回定例会会議録
(第 1 日 1 2 月 1 8 日)

小豆島町議会

平成 1 9 年 第 4 回 小豆島町議会定例会会議録

小豆島町告示第 6 1 号

平成 1 9 年 第 4 回 小豆島町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 1 9 年 1 2 月 1 0 日

小豆島町長 坂 下 一 朗

記

1 . 期 日 平成 1 9 年 1 2 月 1 8 日 (火)

2 . 場 所 小豆島町役場 議場

開 会 平成 1 9 年 1 2 月 1 8 日 (火曜日) 午前 9 時 3 0 分

閉 会 平成 1 9 年 1 2 月 2 0 日 (木曜日) 午後 3 時 2 3 分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席

欠席 ×

議席 番号	氏 名	出席		欠席 ×
		12月18日	12月20日	
1	秋 長 正 幸			
2	藤 本 傳 夫			
3	森 口 久 士			
4	森 崇			
5	谷 清			
6	新 名 教 男			
7	安 井 信 之			
8	井 上 喜代文			
9	山 中 彰			
10	植 松 勝太郎			
11	渡 辺 慧			
12	新 茶 善 昭			
13	藤 井 源 詞			
14	村 上 久 美			
15	鍋 谷 真由美			
16	中 江 正			
17	浜 口 勇			
18	中 村 勝 利			

地方自治法第121条の規定による出席者

職 名	氏 名	第1日	第2日	
町 長	坂 下 一 朗			
副 町 長	吉 岡 忠 昭			
教 育 長	明 田 隆 雄			
総 務 課 長	竹 内 章 介			
企 画 財 政 課 長	石 田 良 行			
税 務 課 長	三 木 忠 臣			
住 民 福 祉 課 長	合 内 昭 次			
健 康 増 進 課 長	谷 本 広 志			
環 境 衛 生 課 長	石 井 富 男			
商 工 観 光 課 長	松 本 篤			
農 林 水 産 課 長	岡 本 安 司			
建 設 課 長	池 上 恵			
人 権 対 策 課 長	宗 保 孝 治			
池田総合窓口センター所長	平 間 繁 夫			
会 計 管 理 者	松 下 智			
学 校 教 育 課 長	中 桐 久 志			
社 会 教 育 課 長	岡 秀 安			
水 道 課 長	堀 田 俊 二			
介護老人保健施設事務長	荘 野 守			
病 院 事 務 長	棟 保 博			

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 真渡 健

議事日程

別 紙 の と お り

平成19年第4回小豆島町議会定例会議事日程(第1号)

平成19年12月18日(火)午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 所管事務調査報告・調査中間報告について
- 第4 一般質問 12名
- 第5 議案第52号に対する決算特別委員会審査報告について
- 第6 報告第8号. 専決処分の報告について(内海中学校校舎建設工事に係る工事請負変更契約の締結について) (町長提出)
- 第7 報告第9号. 専決処分の報告について(内海中学校校舎建設機械設備工事に係る工事請負変更契約の締結について) (町長提出)
- 第8 報告第10号. 専決処分の報告について(内海中学校校舎建設電気設備工事に係る工事請負変更契約の締結について) (町長提出)
- 第9 議案第59号. 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (町長提出)
- 第10 議案第60号. 小豆島町の債権の管理に関する条例について (町長提出)
- 第11 議案第61号. 小豆島町行政組織条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第12 議案第62号. 小豆島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第13 議案第63号. 小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第14 議案第64号. 小豆島町税条例の一部を改正する条例について (町長提出)

- 第15 議案第65号 . 小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 第16 議案第66号 . 小豆島町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 第17 議案第67号 . 小豆島町営改良住宅管理条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 第18 選挙第2号 . 伝法川防災溜池事業組合議会議員の選挙について (議長提出)

開会 午前9時30分

議長（中村勝利君） おはようございます。

本日は、年の瀬も押し迫り、何かとご多忙のところご参集くださいますありがとうございます。

今期定例会の議事日程等につきましては、去る12月11日開催の議会運営委員会におきまして、お手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いします。

次に、町長から今期議会招集のごあいさつがあります。町長。

町長（坂下一朗君） 本日、小豆島町議会12月定例会が開催されるに当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様方には何かとご多用の中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

年の瀬も迫り、何かと気ぜわしい時期となってまいりましたが、本町におきましては夏場からの降雨状況が例年に比べて3割程度少なく、湯水が心配されている状況となっております。町民の皆様には節水を呼びかけてまいる所存でございます。

さて、過疎地と言われる地方自治体の財政は大変厳しい状況にあります。景気底上げによる税収の増は見込めず、また財源移譲の名のもとに減らされる地方交付税の減など、歳入の減少は確実でございます。一部には大都市から地方への税源移譲の話はありますものの、抜本的な財源確保には至らないと思います。このような中でありますので、厳しい財政運営を強いられますことは必至であり、知恵を絞り、投資効果の見きわめに力を注ぎたいと考えております。

さて、本定例会は、専決処分の報告3件、人事案件1件、条例案件8件、補正予算の審議6件をお願いすることとなっております。議案の内容につきましては後ほど説明をさせていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。以上、簡単でございますが、今期定例会に当たりましてのごあいさつといたします。

議長（中村勝利君） ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、本日の第4回定例会は成立しました。

これより開会します。（午前9時33分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項であります。9月以降11月末までの主要事項に関する報告、監査委員よりの出納例月検査執行状況報告書4件、定期監査報告書及び各常任委員会の視察研修報告書は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

これより日程に入ります。

日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（中村勝利君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第118条の規定により、6番新名教男議員、7番安井信之議員を指名しますので、よろしくお願ひします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

議長（中村勝利君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。

今期定例会の会期であります。配付しております日程表によりまして、本会議は本日と20日とし、会期は本日から20日までの3日間にしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日から20日までの3日間と決定しました。

~~~~~

日程第3 所管事務調査報告・調査中間報告について

議長（中村勝利君） 次、日程第3、所管事務調査報告・調査中間報告についてを議題といたします。

閉会中に委員会を開催し、調査された案件について、会議規則第76条の規定により、各委員会委員長から報告をお願いします。

初めに、総務常任委員長から報告を求めます。井上委員長。

総務常任委員長（井上喜代文君） 小豆島町議会議長中村勝利殿。総務常任委員会委員長井上喜代文。

所管事務調査報告書。

本委員会に付託された調査案件について、調査の結果を次のとおり、会議規則第76条の規定により報告いたします。記。

1. 調査案件。

(1) 新規条例。小豆島町の債権の管理に関する条例に伴う町長専決処分事項の変更について。

(2)行政組織の変更について。

2. 調査の経過。平成19年10月25日及び12月3日、委員会を開催し、町長、副町長、担当課職員の出席を求め、調査した。

3. 調査の結果。

(1)本年4月より収納対策室を設置し、これまで十分ではなかった滞納を、法的な処置を基盤に置いた形で、住民の自主的な納付を促すとともに、関係各課が共通認識を持ち、債権回収のシステム化とノウハウの蓄積を図る目的で条例が上程される予定である。条例上程に伴い、自治体が簡易裁判所への支払い督促申し立て書提出により訴えの提起とみなされるときは、簡易裁判所の裁判権の訴訟価格が140万円以下の請求となっているので、町長専決処分を認め、地方自治法第180条第1項の規定による小豆島町長専決処分指定事項に、7、町債権の価格が140万円以下である使用料及び手数料等の滞納に起因する訴えの提起、和解及び調停に関することを追加することを委員会として決定したことを報告いたします。

(2)平成20年4月から各種健診の実施主体等が変更されることに伴い、各種健診の連携につき国の考え方が示されたことにより、本町での各種健診の連携と保健師の集中を図るため組織の変更案等が示された。事務の一本化、一体化、協力体制の強化等が行われるのであれば委員会として執行部案に賛成する旨の回答を行ったことを報告いたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。14番村上議員。

14番（村上久美君） 調査の結果、伺いました。本年4月から収納対策室を設置しということで、まだ月数にしても日が浅いという状況の中で、なかなか調査実績というものは十分に上がってこないだろうというふうに想定します。そういう中で、早々と町債権の価格140万円以下であるものについてというものを追加するというで委員会で決定したという報告であります。債権が140万円以下を裁判所に申し立てをするという場合、どういういきさつなり、どういう過程の中でそれを行うのかという、そういうことの十分な議論が委員会の中で出されたのかどうなのか。

それと、さっき言いましたように、本年4月からの収納対策ということですから、なかなかそういう具体的な実績いうんはまだまだ集約されにくい状況だろうと思うんです。そういう中で、収納対策室及び各課の担当、各課の方から1名ずつ収納対策室の方にも兼務していくという体制の中で、まだそういう成果なりがない中で、こういう議論、調査を行うということについて、どのような意見が集約されてきたのか、その点について、2点伺います。

議長（中村勝利君） 井上委員長。

総務常任委員長（井上喜代文君） ことし4月に設置したとはいえ、既に委員会で報告がありましたように数件の実績が上がります。140万円という一つの基準であります。これについても実績がありまして、委員会で報告がありましたように既に140万円という部分での実績も上がります。この140万円という基準が設けられておりますことによって、一々議会を開かないでも町長に専決として処理していただくという、そのたんびたんびに議会を開くということよりも、やはり町長の専決処分という形で取り上げた方がよりスムーズに、また事務的なものについても円滑にいくんでないかなということ、今回委員会としてはこれを追加するという形で決定をいたしました。以上でございます。

議長（中村勝利君） 14番村上議員。

14番（村上久美君） この中にも書いておりますけども、住民の自主的な納付を促すとともに関係各課から共通認識を持ちというふうなことで、債権回収のシステム化とノウハウの蓄積を図る目的というふうになっています。今現在の町の徴収における体制というものは、一定今申し上げましたように収納対策室の、たしか3名ぐらいかな、とプラス各課というふうな連携のもとで、そういう組織の上に立った会議において共通認識なりを持てるというふうに思うし、まだまだこれからのノウハウの蓄積というのは、そういう体制の中で、プロジェクトの中で、これからまだまだ経験を重ねる中でのノウハウいうものを図っていくことも一つの方法ではないかというふうに思うわけですが、そのようなことでの体制でいくという考え方には意見は出されなかったということなんではないでしょうか。

議長（中村勝利君） 井上委員長。

総務常任委員長（井上喜代文君） 調査の結果の報告にありましたように、ここに書いておるとおり、住民の自主的な納付を促すとか、関係各課の共通認識を持つ、ここに先ほど私が報告したとおりでございますので、もう一度ご認識を願いたいと思います。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

次に、教育民生常任委員会で調査された案件について、委員長の報告を求めます。安井委員長。

教育民生常任委員長（安井信之君） 小豆島町議会議長中村勝利殿。教育民生常任委員会委員長安井信之。

所管事務調査報告書。

本委員会に付託された調査案件について、調査の結果を次のとおり、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1．調査案件。後期高齢者医療制度について。

2．調査の経過。平成19年11月14日、委員会を開催し、町長、副町長、担当課職員の出席を求め、調査した。

3．調査の結果。

(1)新制度であるので、広報活動に努められたい。

(2)制度導入に当たって減免等制度運営が住民に理解されがたいので、相談窓口を設置し、対応願いたい。以上、意見を出しました。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

次に、交通問題特別委員会で調査された案件について、副委員長長の報告を求めます。藤井副委員長。

交通問題特別副委員長（藤井源詞君） 小豆島町議会議長中村勝利殿。交通問題特別委員会副委員長藤井源詞。

調査中間報告書。

本委員会に付託された調査案件について、調査の結果を次のとおり、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1．調査案件。セラヴィ観光汽船の定期航路運休について。

2．調査の経過。平成19年11月1日、委員会を開催し、町長、副町長、担当課職員の出席の出席を求め、調査した。

3．調査の結果。セラヴィ観光汽船が神戸港、坂手港の定期便を平成19年12月13日から来年4月12日まで運航休止を決定したことに伴い、現在の状況、乗降客数の推移について説明を受けた。その中で、乗降客の減少により企業の経営が厳しい状況にあり、島民が積極的に利用しなければ運航を継続するには無理がある。また、他の交通手段と比べて利便性、料金に問題があり、減少となっていることもある。道路特定財源等制度の変化を見ながら京阪神航路の検討をしなければならないとの意見が出た。島民の利用がなければ幾ら要望しても結果は同じである。まずは島民が京阪神、坂手航路をどの程度必要としているのが問題であると。以上、報告します。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。4番森議員。

4番(森 崇君) 私も特別委員の一人ですので、確認の意味で副委員長にお願いしたいと思います。大変厳しい状態が続いておりますので……。

(「委員は言えない」と呼ぶ者あり)

ああ、言えんのか。確認。

(「委員会で言うべき」と呼ぶ者あり)

そうでっか。しょうがない。はい、わかりました。

議長(中村勝利君) ほかに質疑ありませんか。15番鍋谷議員。

15番(鍋谷真由美君) この交通問題特別委員会の報告書は中間報告書となっているんですけども、今後この問題についてどのように取り組んでいくようなお考えというか、そこら辺をお尋ねをいたします。

議長(中村勝利君) 13番藤井議員。

交通問題特別副委員長(藤井源詞君) 交通問題の特別委員会といたしましても、委員長が不在でございましたが、要望、状況を十分に把握しながら我々の努力はし続けていかななくてはならないというのが我々の使命であるというふうに考えておりますので、当然必要と認めるときには委員会を開催したいと、このように考えておりますが、以上です。

議長(中村勝利君) ほかに質疑はありませんか。10番植松議員。

10番(植松勝太郎君) この報告書の中の一番最後に、島民の利用がなければ幾らその要望しても結果は同じというふうな結びがあります。それで、島民が京阪神、坂手航路のように、どの程度必要としているのかというのが問題であるということなんですが、このところで、今後その中間、今のこの中間報告ですから、継続的な部分があると思います。そん中で、じゃあ島民がどのぐらい利用するのかとか、どのぐらいの金額やったら利用したいとか、何便あればどうなんだとかいうふうな、アンケート的な調査というのをぜひ実施していただかなければ、これセラヴィの方にどうだこうだというても、我々のサイドで話をして、その結果こうなんですよということになって終わってしまうと思いますので、ぜひそこら辺をやっていただきたいと思います。そういう計画はあるんでしょうか。

議長(中村勝利君) 13番藤井議員。

交通問題特別副委員長(藤井源詞君) 現在、具体的な計画としてはありませんが、当然状況によって努力はし続けるべきであるというふうに考えております。以上です。

議長(中村勝利君) ほかに質疑はありませんか。

{「なし」と呼ぶ者あり}

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これで所管事務調査報告・調査中間報告を終わります。

~~~~~

日程第4 一般質問

議長（中村勝利君） 次、日程第4、一般質問を行います。

通告を受けておりますので、順次発言を許します。5番谷議員。

5番（谷 清君） 私は、庁舎について質問をしたいと思います。

町長は9月議会で答弁された中に、分庁舎方式の欠点が予想以上に早くあらわれて住民の方に不便をかける事例が出ていると、この効率性の改善のために遅くとも平成25年度中には本庁舎方式へ転換いたしますと、はっきり申されましたが、不便をかける事例とは具体的にどのようなことであるのか。そのことにより、どのぐらいの経費がロスになっているのか。合併時には分庁舎方式で住民の皆様方にご迷惑をおかけしないということで2町合併したのでありますけれども、当分の間、池田を本庁舎とし、新庁舎は新議員により検討するということがあったと理解をしておりますが、皆さんもご存じのように、本町は年間予算を上回る借金があり、財政的にも苦しく、小豆島町中期財政計画2008年概要版にも、この計画の役割、策定計画の目的、財政状況と今後の財政運営、収支見通し等が詳しく書かれている、わかりやすい資料であります。私はここ二、三年はじっと我慢と辛抱の時期であると思っております。中でも、地方債発行の抑制、繰上償還の実施、補助金等の削減等が挙げられており、私も議員の一人として始末せえ始末せえと言うばかりでは住民のご理解は得られないと思っております。

今、ガソリン、灯油の値上げラッシュ、来年度から始まる後期高齢者医療制度や、消費税が上がるのも間近と思えるし、年明けには恐らく値上げラッシュとなり、住民の皆様には大幅な負担を強いる結果が目に見えており、痛みは住民とともに分け合い、町三役、議員の歳費の大幅削減と本庁舎の問題は並行して考えるべきであり、25年度中ということでもありますから、町長は議会で特別委員会を設置してもらいたいとの意向でありますから、早急に設置をし、土庄町の動きにも十分に留意をされまして、今建設中の中学校、続いて体育館、防災行政無線と計画があります。いまだに手つかずになっている、町の管理する川沿いの低地での高潮対策、これを進めるべきであり、これをほったらかしにして庁舎の話は絶対に進めるべきでないと思っております。

20年度には内海庁舎南館を返還しても、私の見る限り、あいている公共施設におさまると思っております。これは大変いいことで、年間600万円ぐらいの経費が浮いてくるとい

うことでありますから、もう間違いなく進めてもらいたいと思います。この本庁舎の年度は25年度中ということではありますが、今述べた大きな事業に目鼻をつけた後に財源を確保し、返済方法を考えて委員会に諮り、時期、予算、庁舎の規模について検討するというのが委員会のあり方ではなかったのかなと思いますが、町長はこの点どのように考えておられるのかお伺いをいたします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 5番谷議員のご質問にお答え申し上げます。

さきの9月議会におきまして藤井議員の一般質問に答弁いたしましたとおり、組織が分散することによってかえって住民の方に不便をかけることもありますと。また、行政運営においても決裁、文書の配付、また職員の一体感の欠如など、分庁舎方式の非効率性はこれまでも申し上げてきたとおりでございます。このようなことから、集中改革プランで述べておりますように、行政職員の大量退職の時期に合わせて、組織、機構のスリム化を行い、効率的な行財政運営を行うためには、本庁舎方式への転換を図る必要があると申し上げたところでございます。

企業会計、特別会計を除く一般職員が平成19年の195名から平成25年には161名となる見込みでありまして、分庁舎方式を続けても完全に機能分担する必要があると考えております。また、両庁舎ともに昭和30年代の建築であることをあわせ考えれば、震災に耐え得る庁舎がいずれは必要であるということをご理解いただけたと思います。具体的な経費は建設場所の条件などもあるでしょうから不明ですが、建てるのであれば合併特例債の期間内というのが集中改革プランでの考え方であります。

小豆島町の羅針盤として、各界各層のご意見を集約した総合計画を策定いたしまして、その実現を担保すべく、中期財政計画、行革大綱、集中改革プランを公表したところでありまして、この指針に沿った新しいまちづくりは、限られた財源の中で均衡ある投資が必要であります。庁舎につきましても、あくまでも結論が先にあるのではなくて、ふさわしい時期に場所などを検討する場づくりが必要と考え、議会でも新町において検討するという合併協定項目からして特別委員会を設置するなど、研究していただきたいと申し上げました。執行部におきましても5つのまちづくり総合プロジェクトを設置し、総合計画の実現に向けた課題の整理や調査研究を行わせておりますが、庁舎のあり方については行財政・総務関連部会が取り組んでおります。お説のとおり、事務事業の優先順位は慎重に定めなければなりませんし、何よりも事務所の位置については意思決定機関である議会の議論なくして決定できるものではございません。よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

ます。

議長（中村勝利君） 5番谷議員。

5番（谷 清君） 今、町長が申されました、義務的経費の削減のために195名から161名という経費を節減するということでありましたけれども、この本庁舎を建てる時に、恐らく今耐震性がないということでもありますから建設ということになるかと思うわけですが、せっかく義務的経費を減しながら、その何倍かの金がまた借金によって賄われると。こういうことになってきますと、義務的経費の削減で人員を減らすのもこれは考え物かなと今私は考えたところでもありますけれども。まず、この特例債は10年間ということに決まっておりますけれども、これはもう幾ら借っても恐らく返さないかと、ただこでくれる金はありませんから。もう何回も言うようでございますけれども、今耐震性がないということでしたが、一般の家庭は耐震性もありませんよ、今。完備しとるところありません。それと、水につかりながら、もう怒りをどこにぶつけていいんかわからないというところが何百軒もあるわけでございます。このあたりを考えながら慎重に審議をしていきたいと。そのためには、今町長が言われた議会で委員会を設置してもらいたいと。これはやっぱり町長が25年度に本庁舎方式にするというよりか、これ委員会を設置するのが僕は先だと思えますよ。それで、この私の質問に今述べましたが、分庁舎方式の不便さが金にしてどのくらい今まで出ているのか。そのあたりと、それから、これ企画財政課長にお伺いしたいんですが、24年が中期の計画であり、25年度にというところに何かみそがあるのかなということではありますが、財政的に見て企画財政課長はどのように庁舎の本庁舎方式をとらえられているのか、これをひとつよろしく願いいたします。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 谷議員さんの再質問でございますが、今の分庁舎方式でのどれくらいのお金がかかっとか、むだがあるんかというご質問でございます。

金に換算したことはございませんが、まず文書配付に係ります人件費、これ職員1名が朝から郵便局へ行きますして、各庁舎回って配付をして、また後郵便局へ夕方に持っていくという作業しております。これにかかります時間や人件費、あるいは課長会を初めいろいろ庁内の会議を行います、これに参集をいたします職員の人件費、燃料代、そういった細かい費用が積み重なっての不便ということでございます。

また、住民の皆さんにとって、とにかくワンストップサービスといいますか、1カ所で要件が済ませるといのがもう最も理想的なわけでございますが、これだけ離れますと、例えば以前内海町の町民でありますと、建設農林水産課行けば建設の話、農水の話1カ所

で済んだわけでございますが、申しわけございませんが農林水産課は池田庁舎でございますという話があります。最初から農水の話やから池田へ行こうという、わかっておられる方はそれでいいんですが、そういったむだ足をお願いする話、あるいは税務課などにしても詳しい書類はそれぞれの庁舎で持っておりますので、証明書などはどちらでも出るとは申せ、詳しい話をするとすると、そういった調査の時間といいますが、電話の問い合わせも必要になりますので、住民の皆さんにお待ちいただくといったような不便もあろうかということでございまして、谷議員さんのご質問に明確に答えられませんが、そういったもろもろの積み重ねの経費がかかっておるといってございまして。以上です。

議長（中村勝利君） 企画財政課長。

企画財政課長（石田良行君） ご質問の財政的にどういう考え方を持っておるかということでございます。

ご指摘のように本町の財政状況は、地方債現在高、これを例にとりましても、ここ数年、予算編成の原則といたしまして、償還元金、いかに毎年度の起債額を抑えていくということで、地方債残高をここ数年減らしてはきております。しかしながら、18年度末現在、先ほどご指摘ありましたとおり、年間予算規模に匹敵する町債残高がございます。また、毎年の元金償還額につきましても10億円を超えておるとい現実がございます。そういうことで、今後の財政運営計画、これの山積する大きなプロジェクト事業が控えておりますので、その収支計画見通しを立てなければならないというところから、中期財政計画、これを立てたわけでございます。

計画内容、これにつきましては、さきの議員懇談会の中でご説明したとおりでございます。その中でも取り上げておりますのは、公債費負担の軽減、また現在の財政状況からの脱却、この辺を大筋として掲げておるわけでございます。その計画でございますが、その計画で計画以上の歳出超過となるということになりますと、その枠をはみ出た歳出の超過ということになりますと、もう財政破綻につながっていくということでございます。逆に、その中期財政計画、いかに歳出を抑えていくことが可能となれば、そういう収支の改善を図っていければ財政の健全化が加速され、よい方向に向かうということでございます。ご案内のとおり香川県におきましては、交付税による歳入面の悪化とともに、過去の投資的事業に充当した公債費負担の増大、これが財政を非常に圧迫して破綻寸前の状況ということになっております。新聞、テレビ等で報道を見ていただいたとおりでございます。そういうことで、福祉施策、県においては福祉施策まで切り込まざるを得ないという状況が今の県の財政の状況でございます。我が町におきましても県の状況というのは反面

教師ととらえまして、今後の財政運営に臨むことが肝要であるというふうに理解をしておるところでございます。

新庁舎の建設につきましては、25年度ごろということで集中改革プランでうたっておるということでございますが、現在投資的事業、これの大きな事業といたしましては、内海中学校、それから植松の都市下水道、来年から始まります防災行政無線、このように大きな事業が山積しておるわけございまして、それが平成20年から22年までに集中をしております。そういうことで、この間の財政運営が非常に苦しいということございまして、中期財政計画の中で庁舎の建設、これは非常に財政的な見地から見ますと難しいのではないかなというふうな気がいたしております。そういうことで、その事業が大方終わった時点で財政の健全化がどれくらい進められておるか、それによりまして、その余裕があるかどうかによりまして庁舎の建設ができるかどうか、そういう判断になってこようかと思っておるわけでございます。

またもう一つは、これはもう私が申し上げることではございませんが、新たな合併、これはもう政治的な判断でございます。そういうものも視野に入れて、その庁舎問題をどのようにしていくのか判断していくべきではないかなというふうに思っております。以上、ご理解を願いたいと思います。

議長（中村勝利君） 5番谷議員。

5番（谷 清君） 町長はこれをどのように受けとつとるかということですが、分庁舎方式で、新庁舎とは言ってないということですね。それで、今の分庁舎方式でもう不足が出る、不便をかけるということでありますならば、本庁舎方式で池田へ全部集中してくると余計に不便をかけるんじゃないかということが今懸念されておるわけですが、町長はこの点どのようにお考えでありますでしょうか。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 理想的に言えば、庁舎を一つにまとめて新庁舎を建てるのが、これはもう当然目標でございますが、今申し上げましたように財政が非常に厳しいということから、そう思うとおりにはいかないというのが現状であるということを皆さんにご理解いただきたいと、こういうことで苦悩すると、どうするかと、こういうところに差しかかってきたと、こういうことであります。

そこで、将来のことを思いますと、土庄町も一緒ですが、合併問題が、さっき言った、いつかは小豆島は一つにならないかと、こういうことでありまして、その合併のとき、時期によって、庁舎問題を、どこでどうやるかということも一方ではあるわけでありま

す。私としては合併は、今現在小豆島町として合併をしてまだ2年たっておりません。そして、合併をして足腰をきちんと鍛えて、小豆島町としてしっかりした形になるのがまず先決だと。こういうことで、合併のことはそれまでは考えないと、こういう考え方であるわけでありまして。土庄町も、土庄の町長は選挙戦に合併をするということで出て当選しましたが、今のところ私の方へは合併をするという話は一切ありません。一切いうたら極端ですが、ありません。土庄もいろいろと、財政状況いろいろなことを考えてのことであると思いますが、将来につままして財政非常に厳しいの中でどこまでやるか、どうするかということが今大きな課題で、苦しい課題でありまして、即資金が財政が何とかできるようでしたら、それは我々当然役場をこの地に建てるべきやと、こう思うんですが、そういうことが今のところちょっとザ・ストップがかかるとという状況でございますので、苦しい答弁でございますが、ひとつ状況を勘案していただいて、これから議員の皆さんとともにいろいろ庁舎の研究もして、財政にらみ合わせて、それでこれからの合併とかそういうことも総合的に勘案して、庁舎をどういうふうに建てるか、またどこへ建てるか、どうするかということも検討していただきたいと、こう思っております。今ここでこうしますということにははっきり申しがたい状況でございますので、ご理解を賜りたいと思っております。

議長（中村勝利君） 次、17番浜口議員。

17番（浜口 勇君） 私は、坂手港阪神間のフェリーの就航運動についてということでお尋ねをいたします。

ネオオリエンタルリゾートホテルのお客様の送迎を目的といたしました高速船の運航でありましたが、先月の11月13日から来年の4月まで運休となっております。

小豆島と阪神方面とは古く江戸時代の昔から人と産物の往来があり、さらにこの航路を利用した観光客も昭和40年代には多く島を訪れていました。しかし、島一番の設備と水深のあります坂手港が生かされておられません。坂手港へは今日まで多額の資金を投入してきました。この港を何とかして活用せねばならないと思っております。そのために町長がリーダーシップをとりまして、島民一体となって、車と人の乗れるフェリーの誘致運動を展開すべきと思います。島の人のための阪神航路ならば、利用料金も手ごろなものでなければなりません。今、高松航路のフェリーは1時間乗りますけども、片道570円あります。所要時間が3時間かかるのであれば、この3倍の1,710円になります。片道阪神まで約2千円ぐらいの料金ならば手ごろで、島の人にも利用してくれるのではないかと。小

豆島から阪神へ日帰りのできる、揺れない航路を島民は希望してるのではないだろうか
と、このように考えておりますので、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思
います。
以上です。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 17番議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問の趣旨は坂手港を生かすための誘致運動ということですが、ご指摘のよう
に坂手港は昭和40年代には年間40万人を超える乗降客がございまして非常ににぎわいを見
せておりましたが、その時々々の経済動向に合わせた船舶のフェリー化や、また小型化な
ど、船会社自体の経営改善のおくれや新幹線の開通、また本四架橋などのインフラ整備に
よりまして、私たちを取り巻く海上交通体系は目まぐるしい変化を見せておるわけでござ
います。特にアクセス面に限って申しますと、高松阪神間の高速バスの運行によりまし
て、小豆島からの利用も便数、料金の両面から陸上交通へシフトしていると思われ、海上
交通は大変厳しい状況になっていることはご承知のとおりでございます。

このような経営環境の中で阪神航路につきましては、再三議会の答弁でも申し上げまし
たように、経営母体が次々と変わっておりまして、現在のところ株式会社セラヴィ観光汽
船により神戸坂手間の高速船の運航がなされているところでありますが、現在の運航ダイ
ヤはホテルへの宿泊客向けの比重が高く、生活航路とは言えない時間設定となっております
ことも利用者が伸びない要因ではないかと推測されるわけでございます。

いずれにいたしましても、本来陸上、海上を問わず民間が業として運営する交通機関に
つきましては需要と供給のバランスの上に成り立っているものでありますし、現在のところ
ダイヤ改正を目的とした運休ということでもありますので、町といたしましては今後現状
の阪神航路の動向を注視してまいりたいと考えているところでございます。しかしなが
ら、地場産業や観光面で阪神とのつながりの強い我が町におきましては、阪神航路の必要
性については以前から言及してきてまいったとおりでございます。航路存続に向けての取
り組みは継続していきたいと考えております。また、議会の交通問題特別委員会とも連携
をしながら取り組んでいきたいと考えておりますので、十分にご意見をちょうだいいたし
たいと存じます。よろしくご理解を賜りたいと思います。

議長（中村勝利君） 次、4番森議員。

4番（森 崇君） 私からは、3点についてご質問申し上げます。

先ほどから出ておりますように阪神航路の運休問題、それにオリーブ100周年とかけて

質問いたします。

オリーブ100周年記念事業は非常に大切であります。町長も言っておられますように一過性に終わらせず、次の100年に向かっての土台づくりをすべきであります。徳島県の上勝町、私たち行って勉強したんですけど、「いろどり」の原点というのは、大変な状況に至って後がないと、どうしようもないという切実感でございました。今、100周年の記念事業どきに阪神航路が運休し、先行きが見えない状況にもかかわらず、町に切実感がないと私は思っています、受けとめています。

道路特定財源が問題になっておりますが、全国の地方では道をつくらなければ地域の発展が望めないからであります。新しい道路をつくることでもめているのに対して、航路、船の道が消えているという、この大きな違いを国に訴え、瀬戸内海と全国の島々にともに立ち上がるよう呼びかける必要があるのではないかと。私自身も、7年前のジェットfoil廃止のとき、署名運動、当時2万名集まりました。ですから、これは島民の方の物すごい要望が今もあるということを受けとめていただきたいと思います。ビッグアース廃止のときについては、地区労とともにチラシを配布して呼びかけました。これは1万枚刷りまして、8千枚折り込みしまして、2千枚はあっちこっちで配って、今なくなっております。新しく今私もいろんな呼びかけしようと思て2千枚印刷をしているところでございます。これを私は社民党ですから、この22日から社民党の全国大会があるんですけど、500枚送ってくれと。ですから、北海道から九州、沖縄まで、この船の道の問題が広がる可能性が出てきてると思います。県議会の方も小豆島町の動きを把握して、この種の要望書といいますか意見書を準備したんですけど、小豆島町がまだとまっていることもありまして、3月議会でという話を私は伺っております。ですから、島の全国の人たちの問題でございませう。

矛盾の根本というのは、国が道路行政にのみ力点を置き、航路は船会社任せで放置しているからであります。航路を道路として認めさせれば道路特定財源を有効に使えることになり、瀬戸内海も活性化できると思います。池田町が取り組んできた池田町サミットに学び、これ仮称ですけど、瀬戸内海島サミットを提唱して、小豆島町、土庄も一緒になって島をリードするときではないかと伺います。

これ11月15日の朝日新聞なんですけど、「医師を待つ、過疎の島々、84島に5万の命、年1回のみ寄港も」と。これは当浜とか岩谷とか田浦のところに、これは船が寄ってくるわけですけど、こういう大変な状態です。愛媛、香川、岡山、広島で30年前には103島、人口、人が住んでいる島があったんですけど、今は84島。人口も18万いたのが5

万人というふうになっております。ですから、国政の問題ですけど、これは島から声を出さないと聞いてくれないというふうに思います。私びっくりしたんですけど、10月9日の日に細田官房長官、自民党の方ですね、あの人、島根出身なんですけど、その方が航路を道路として規定して特定財源をつぎ込めると、隠岐の島は大変なんだということを聞きまして、私もこれ2年ほど前からこの問題で、少し前て言えば7年前からなんですけど、ああ、そういうこと思ってる方おられるんだなということで意を強くしたわけでございます。「40の離島、値上げ相次ぐ」、これは山陽新聞の11月4日なんですけど、もう自治体があっちこっち支援してるんですね、実際は。それも自治体がやっぱり疲弊してますので、大変な状況になってるということがこの新聞に出ております。ですから、日本全国、特に島を中心として大きな政治課題であると思います。地域間格差というのであれば、本土と島の地域間格差を問題にさせていただきたいと、これを国に求めていただきたいというふうに思います。

次に、高潮問題でございます。

先ほどから出ておりますけど、3年前の高潮被害は戦後最大でありました。先日、浜口議員から、いやいや、それは史上最大ぞと言われました。そのとおりだと思います。主要産業の地域の被害と住家の被害を見て、当時私は内海町がつぶれるとまで思いました。自分らにできることを調査をして、当時1,007枚ほどの写真を撮って、あっちこっち一生懸命やったんですけど、町に資料を提出しましたけど、町は受けとめただけでページもめくってない感があります。これ言い過ぎかもわかりませんが、私から見ると少し不満であります。

土庄町の高潮対策等の資料を見て私はショックを受けました。職員は取り組みを自分たちが対策をやっていれば県も後からしてくれると思ったと言われておりました。我が小豆島町は県のアクションプログラムにしか見えないと私は思っています。県に要望したのは評価できますけども、古江、苗羽、清水で、草壁がありません。先日ダム関連の問題で主張もありましたので、被害が大きかった草壁も早く必要があるのではないかと。ここは町長の責任のレベルだと思います。

これはパソコンで出てくる県のアクションプログラムですけど、10年、20年、30年と長い期間でやられます。これが県と町とに分かれておまして、町は吉田、福田、当浜、岩谷、橘と、こうずっとあります。大変な数の対策が必要であります。これ、お金も要りますから。県は、瀬戸とか坂手、古江、苗羽、堀越、安田、草壁、日方、小蒲野とかいう形で県の方も頑張っておりますけど、町の姿勢が少し見えないので、町長のご答弁をよろし

くお願いしたいと思います。これは土庄の高潮対策の計画図といいますが、大分進んでは、もう3年間これが進んでおります。そういったことからしても、単に批判でなくて、困ったのはみんなお互いなんですから、町の決意をさらにお願ひしたいと思います。

最後に、生活保護問題についてでございます。

生活保護切られた人、申請しても認められない人の実態は大変なものであります。仕事もなく、県事務所の対応についても厄介者扱いの印象があります。厚生労働省は、今回新聞にも出てましたけど、ワーキングプア、日本全国の労働者やみんなの賃金が下がっている、いろんな格好から逆利用して法基準を下げようとしております。私が聞く実態では、もう年じゅう夜でも電気は消している、ふろには年じゅう入らずタオルでふいている、ガスは切れとんでボンベで必要に応じて煮炊きをしている、医者には行けない、歯が抜けるまで我慢していると、そういう大変な実態であります。3年前に大変な保護を切られた方が出ましたが、これ考えると町民の収入なんですね、1人6万円掛けるの50何名。これは数千万円になると思います。そういった意味では、内海病院とか住宅費とか水道代には払えないんだということで、町への収入がとまっていることも関係していると思います。

人間社会は、本当に底辺の貧困、自分たちよりもっとも困っている人たちがいる限り、全体での幸せ感も生まれえないというふうに私は思っています。小豆島町を「住んでよく、訪ねてよい町」と町長は言われますけど、国や県にもっと物申さなくてはいけないのではないかと。私は池田町の平井兵左衛門さんは余り知りませんが、打ち首覚悟で行って、実際に打ち首になられた。当時は大変な厳しいお達しがあったと思うんですけど、小豆島町だけではありませんから、今困っているのは、そういった意味で町長に立ち上がっていただきたい。このままで、問題提起も県にしなければ、北九州のような事件になる可能性も感じます。実態調査等を考えてはいかがというふうに思っています。以上です。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 4番森議員さんのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の阪神航路の運休の問題につきましては、さきの17番浜口議員のご質問に対する答弁と重複をいたしますので省略をさせていただきます。しかし、一部安定航路についての道路特定財源につきましてはお答えをさせていただきます。

安定した航路の確保という観点から、道路特定財源を海の道とも言える航路に適用してもらおう要望すべきだと。また、瀬戸内海の島々を小豆島がリードして、瀬戸内海サミットの実現をやったらどうかというようなご意向の意見でございました。

これにつきましては、昨年の12月議会の際にも4番議員の質問に対する答弁と若干重複

いたしますが、道路特定財源につきましては現在国の方で現行制度を10年間延長するという方向で、その取り扱い、用途について検討がなされているところでございます。このような中で、さきにかかれまして交通問題特別委員会の席で森議員が力説されておりました、衆議院予算委員会におきまして細田元官房長官の離島航路問題を取り上げた発言は、島嶼部に位置する小豆島の行政を預かる私、者の一人として非常に力強い、一考に値するものと受けとめておる次第でございます。

以上のようなことから、今後私どもといたしましても、その動向を注視しながら鋭意研究を進めてまいりたいと考えますので、どうか議会におかれましても前向きに働きかけを望む次第でございます。また、その組織につきまして、土庄町とも相談しまして、瀬戸内・海の路ネットワークの場などで情報交換を密にいたしまして、この課題の共有、共通認識を大いにつなげていきたい、呼びかけていきたいと思っております。

2点目の高潮対策でございますが、これまでも答弁いたしましたように、4番森議員や16番中江議員から提出いただいております資料は、それぞれ地域の高潮対策の計画づくりの参考にさせていただいております。

また、担当課では、土庄町におけます土渕海峡周辺のフラップゲートの設置計画や実績図も手に入れておまして、小豆島町の高潮対策の参考にしながら作業を進めておるところでございます。

次に、新年度からの国庫補助事業として、国土交通省に対して新規採択を要望しております県営内海港海岸高潮対策事業の中に被害が大きかった草壁地区が入っていないが、ダムとの関連もあり、急ぐべきとのご質問でございますが、これにつきましては後ほど担当課長の方から説明をさせます。

3点目の生活保護問題につきましては再三ご答弁申し上げるところでございますが、この事務につきましては香川県小豆総合事務所の生活福祉課が行っております。

ご指摘のとおり、最近の新聞報道によりますと、国においては生活保護基準の引き下げが検討されております。これは、低所得者世帯の消費実態と生活保護世帯の生活費に当たる生活扶助基準額を比べて基準額の方が高いために厚生省が引き下げを検討するというものでございますが、生活扶助に関する都市部と地方の格差について検討を進めているようでございます。

また、3年前に保護を廃止された方につきましては、以前も答弁申し上げましたとおり、高齢者に比べ比較的求人が多い18歳から40歳の若年層のうち、傷病などがなく就労可能な者を対象に稼働能力の活用を求めるために、保護の廃止も視野に入れた重点的な就

労指導を行った結果、保護廃止が大きく増加したものと聞いております。

また、県内の他市町と比較し、島内において小豆島特有の諸事情、特に交通手段については、ハローワークや各企業への就労活動に関して車が必要となっており、保護申請時における車の所有については、就労活動を含めた日常生活上不可欠となっており、島内事情を踏まえた上で適正な決定をお願いしているところでございます。

いずれにいたしましても、生活保護は生活に困っている方の最後のよりどころとなる重要な制度でございます。したがって、その実施に当たりましては、適切な運用と迅速な決定がなされるよう県に対し引き続き要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ちなみに、平成19年12月1日現在の保護世帯は175世帯、被保護者数は260人となっており、今年度に入りまして4世帯、10名増加しております。世帯数また被保護者数ともに微増、わずかにふえておるという状況でございます。

ご指摘の生活状況の把握につきましては、民生委員、人権擁護委員などによる相談活動などを通じて、よく注意して今後とも見てまいりたいと、かように思っております。以上です。

議長（中村勝利君） 建設課長。

建設課長（池上 恵君） 4番森議員の高潮対策に関する質問にお答えいたします。

森議員のご指摘のように、今回の県営内海港海岸高潮対策事業の中で、草壁地区は西村の清水地区と隣接します付近の護岸のみしか計画に入っておりません。これは、県が管理いたします海岸護岸の中で、ここ以外の草壁地区の護岸天端高が整備目標としております標高2メートル51センチをクリアしているためでございます。一方、町が管理すべき施設の中で、草壁地区には早急な対応が必要な通称三軒屋水路と呼ばれています水路、また本堂川、草壁港のフェリー岸壁などの箇所がございます。

町としましては、まず草壁廃棄物埋め立てに関連しました地元要望でもあります三軒屋水路の高潮対策を何とかしたいとの思いで県に支援を求めました結果、水門設置については県営事業でやってもらえることになりまして、今年度から県の単独事業として着手いたしております。これは、三軒屋水路の国道より下の最河口部付近に高潮対策としましての水門を県が設置する計画で、基本計画はおおむね完了いたしております。この水門設置工事は工事費も大きいことから、単年度での完了は無理でございますが、平成20年度には水門の工場製作に着手すべく予算要求もしていただいていると聞いております。しかし、町も応分の費用負担が必要でございます。

さらに、平成21年度の県の水門設置にあわせた町の事業としまして、高潮だけでなく大雨等の降雨対策のための排水ポンプの併設工事につきましても単独県費補助事業としての採択要望も含めて検討を行っておりまして、完成後の施設の開閉作業等につきましても地元自治会と協議を進めております。

なお、草壁地区内では、さきに申し上げましたとおり、本堂川からの逆流防止対策、またフェリー岸壁からの海水の浸入防止対策など大きな対策も残っておりますが、県の指導も受けながら、どのような工法がフェリーの発着等に支障が少ないのか、また経済的なのかも含めまして検討を進めておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上です。

議長（中村勝利君） 4番森議員。

4番（森 崇君） 船の問題なんですけど、島振協を開いたのかということの前、6月議会ですかね、聞いたんですけど、島振協なかなか現実には機能してないということも僕は理解をします。しかし、これ町長7年前に、ちょうど今ごろ内海フェリーの中で町長とお会いして、署名の原案を見せて、これやりよう思いよんと、森君やってくれということで、新聞折り込みまでしてこの署名集めたんですね、2万人。これ、多分人口比率からすると物すごい数なんですね。そういうことが今、ある意味では確かにコースが変わったり、安かったりするということであれしてますけど、当時商店の人たちが一番困ったんですよ。日帰りで仕入れをできなくなったんです。親戚に会うたら。今、何が困るとるかいうたら、腰痛の人とか、妊娠中の人とか、赤ちゃん連れた人とか、身体障害者の方、これ随分と、例えば高松から3時間もバスの中大変なんですよ。ですから、僕が言ってるように、道は一遍つくったらずっと生涯あるのに船はなくなる矛盾をなぜ言ってくれないんですかね。これは国がやりよるという問題じゃないでしょう。町が言わんといかんですよ。僕、きょうやきのう言よん違うんです。本当にみんな困ったことがあって署名集めて、調査して、今言よったように、やっと社民党通じて全国、この22日に全国にこのチラシ500枚が広がっていきます。ですから、私は小豆島町に先頭立ってもらいたいんです。来年のオリーブ100周年で瀬戸内海島サミットぐらい計画したらどうでしょうか。瀬戸内海の人も小豆島へ来てもらおうと、オリーブも宣伝していくと。逆を真につかむいうことを町長、これは答弁いただきたいと思いますね。

それから、高潮ですけども、三軒屋1メートル20来たんで、ぜひとも早く、あそこ一番深かった、おばちゃんなんかもう首まで来たということだと思います。

生活保護の問題については、またいろんな勉強会があったら町長も来てくれているんですけど、弁護士さんは生活保護とわからないと言われてたんです。どうしてかいうたら、お

金が要るからだれも門をたたかないんですね。日弁連がやったけど、香川県では私のところ電話かかって相談した思たら、香川県で弁護士の方で生活保護わかる人は一人もおりませんで、京都へその資料送って、その京都の人たちが全盲の弁護士さんが頑張っておりますんで、そのときはまたよろしくお願ひしたいと思います。町長に最後に一言だけ。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 4番議員森議員から、小豆島と阪神間の航路について、これは小豆島の生命線だと、何が何でもやらないかんという非常に情熱的なこの活動につきまして感謝すると同時に、私もそのとおり思っておりますし、土庄町の町長とも相談しまして、この離島の問題、ちょうど道路特定財源の問題が国で上がっております、それに対して離島というに対して補助せえと、こういうこと出ております。先日の県議会におきましても砂川議員の方から離島に対して県は国の方へ申し出よと、積極的にやれと、こういうことで山下部長の方から「やります」という答弁も既にやっておりますが、その最も焦点はどこかと申しますと小豆島であります、香川県では。そういうことで、我々としても、これは当然この機会に立ち上がらなければならないと。どういふ形で進めていくかということにつきまして、また皆さんとも相談をいたしまして、議会とともに進んでいきたいと、こう思いますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

それから、生活保護の問題につきましても、これは最近ワーキングプアという日本の国では4人に1人そうになっていっておるぞと、まだふえていくぞというような、契約社員とかそういうなもんがふえていって、いわゆる所得が減っていくという傾向にありまして、グローバル経済の中で。しかし、小豆島としては、そういうな中に入っていくんじゃなくて、小豆島としては生活ができるような、収入があるような形で、これから産業の育成とか人材開発とか、これ当然やっていかないかんと思います。生き残らないかん、こう思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長（中村勝利君） 4番森議員。

4番（森 崇君） 多分もう時間も大分ないと思います。

これ16日の、おとついの山陽新聞です。岡山の方の高潮対策が載ってるんで、その中に、従来になかった民間所有の海岸部についても整備が必要な37カ所、約21キロを明記し、所有者と協議しながら整備していくと。確かに民間のマルキンなんかの岸壁ですね、これの問題でいろいろ困った問題があるんですけど、その辺については、これ民間の人たちのところ放置すると、そっから入ってきますんで、その辺のだれがお話をするのか。県なのか町なのか、これをお聞きしたいと思います。岡山でも問題になってますので。

議長（中村勝利君） 建設課長。

建設課長（池上 恵君） 例えば内海湾内で個人の、個人といいますが、個人も含めて企業、民間施設の護岸で言えば、私の頭の中にある中では古江地区で藤原学園の船揚げ場がございます。それと、マルキン忠勇さんの専用岸壁、これが100メートルちょっとあると思います。それから、ずっと西村の方へ来まして清水のリハクさんの船揚げ場、こういったものが内海湾の中で民間施設としてございます。それで、これらにつきましては、今後来年から予定しております事業の中で県がやっていった場合に、当然民間施設も歩調を合わせていただかないとなかなか効力が出ないということでございますので、これにつきましては県と町一緒に民間の方に働きかけていきたい、そのように考えております。

議長（中村勝利君） 暫時休憩します。再開11時。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

藤井交通問題特別委員会副委員長から発言の申し出がありましたので、発言を許可します。藤井副委員長。

交通問題特別副委員長（藤井源詞君） 先ほど調査中間報告書の中で、3番の調査の結果の1行目、セラヴィ観光汽船が神戸港、坂手港の定期便を平成19年12月とありますが、11月の間違いでございますので、訂正をお願いします。おわびいたします。以上です。

議長（中村勝利君） 次、13番藤井議員。

13番（藤井源詞君） 野犬の数が減らないので、一步対策を進めて、町条例作成による努力を求めます。野犬対策については、県の保健所による狂犬病対策による取り締まり、管理責任は県であるのかなと聞こえておりますが、現在野犬が多くて何が問題なのかを考えてみますと、まず小学生が服にかみつかれたことがあります。路上で野犬による交通事故がありました。お墓参りに野犬を追い払うためのつえや棒を持ってお墓参りに行く、そのような状態であります。また、家庭菜園の中でたくさんの犬が遊んで、ふんをしていて困っております。ある箇所においては15匹ぐらいがたむろするというような場所もあるわけでございます。世間ではいつか事故が大きくなる、住民の不安はふえるばかりです。路上や山の中でえさをやっている人が問題視されております。小豆島全体の問題として、対策の具体化を早く実行していただきたいものであります。小豆島町独自の具体的対策を進めていただきたい。野犬対策に小豆島町が安全なまちづくりに努力をしている姿

を示していただきたいものであります。よろしくお願ひいたします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 13番議員藤井議員のご質問にお答えをいたします。

野犬対策について町条例を制定し、安全なまちづくりに取り組む具体的な対策についてのご質問でございますが、ご承知のように野犬に関係した法律は狂犬病予防法と動物の保護及び管理に関する法律がございます。この法律に基づきまして、町として保健所ともども野犬の捕獲に努めているところでございますが、残念ながら目に見えた成果が上がっておりません。

以前から申し上げておりますように、狂犬病予防法では野犬の捕獲は知事が県職員で獣医師の中から狂犬病予防員を任命し、任命された職員でなければ捕獲することができません。そのようなことから、捕獲方法については町から保健所に効果のある麻酔銃や睡眠薬の使用をお願いいたしておりますが、いろいろな条件面で難しく、結局のところ捕獲箱及び捕獲サークル以外での捕獲は実施していただけない状況であります。

ご質問では、町条例の制定により独自の具体的な対策をとることでございますが、野犬による危害を防止する対策としては、最終的には麻酔銃の使用や睡眠剤による捕獲でなければ目に見える効果は上がりません。まして野犬の薬殺など、狂犬病の蔓延防止及び撲滅のため緊急の必要があるときにのみ限られるものでございます。

香川県下では2町が犬の危害防止条例を制定いたしております。2町ともに制定条例の目的は、犬による人畜、農作物などの被害を防止し、社会生活の安全に寄与するというところで、野犬の駆除に捕獲箱及び薬物の使用を掲げており、2町ともほとんど同様の条文であります。しかしながら、2町ともに条例の制定はしておりますが、運用面では過去に一度も薬物を使用しての捕獲はないとのことでございます。その要因といたしましては、現実として薬物の取り扱いには専門的な知識が必要といたしますし、使用に当たっては厳しい制約があります。特に薬物が人畜に危害を及ぼしたり、実施地区住民の方の理解と協力が得られないなど考えられますので、使用するとなればよほどのことがない限り踏み切れないものと思われまます。

そのようなことから、町条例の制定に当たっては今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。今後は町民の皆さんに今以上に野犬に対する状況を認識していただくため、野犬にはえさをやらない、捕獲箱を妨害しないなどの協力を得るため、啓発活動を町広報紙により実施し、安全で安心な町となるよう訴えてまいりたいと考えております。

また、全国的な動きとして、全国町村会からの国への政府予算編成及び施策に関する要

望におきましても、農業、農村対策の推進として野生の鳥獣害対策が挙げられております。一方、捕獲箱以外での方法といたしまして、現在野犬が多く見られる馬木地区におきましては土地所有者のご協力をいただき、野犬を1カ所に追い込み捕獲する予定にいたしております。また、捕獲箱及び捕獲サークルによる捕獲にあっても、より効果が上がるよう自治会などの協力を得るとともに、保健所と連携をとりながら粘り強く取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 次、14番村上議員。

14番（村上久美君） 私は、3点について町執行部の皆さんに伺います。

まず1つは、公共工事の入札及び契約についてであります。

その中の1つとして、ことし3月議会において、総務、国土交通両省が各都道府県知事あてに、談合防止対策等に向けての公共工事の入札及び契約の適正化の推進についてただされていることで私は質問をしました。その答弁では、地方自治法施行令などの改正があれば、国土交通省で策定されたマニュアル等を参考にして、指名委員会を中心に談合防止に向けた入札方法の検討をしたい、また入札監視委員会もあわせて検討したいとのことでした。地方自治法施行令の改正がなければできないものではないと県からは伺っておるところです。その後どのようにされたのかお伺いします。

その2つ目ですが、一般競争入札を行う対象額においては、県は1億円から5千万円の変更で実施されているとのことです。入札、契約の透明度、公平性を高めるためにも、小豆島町においても県に倣って一般競争入札の対象額を定めてはどうか、伺います。

その3で、小豆島町建設工事指名競争入札参加資格基準の土木工事を一部改正について、11月1日からこれが施行されたと聞いております。この近年、建設業者の経営環境が悪化傾向をたどっている中で、経営事項審査評点は改正せずに、設計金額、等級Aは500万円以上1億円未満、Bは1,500万円未満、Cは500万円未満と改正しました。県は設計金額の等級特Aはことしからは廃止し、3ランクとし、等級Aは3千万円以上、Bは3千万円から700万円、Cは700万円未満としています。経営審査事項評点は、等級Aは最低965点、Bは最低845点と定めているようです。県と町の工事金額の規模の差異を加味して比較した場合でも、町の入札参加基準の改正は妥当な設定とは言えないと考えます。さらに見直す必要があるのではないのでしょうか、伺います。

2つ目は、来年度に向けた予算編成に関して町執行部にお尋ねします。

まず1つは、少子化対策の拡充について、乳幼児医療費無料制度の年齢引き上げを求め

る問題です。6月議会の鍋谷議員の質問に対して町長は、来年度までに年齢引き上げの方向づけを検討して答えを出さないといけない、前向きに取り組むべきだと思っていると答弁しました。前向きに取り組むと考えているのであれば、来年度予算編成にその予算を計上されるのか伺います。

そして、少子化対策のもう一点は妊婦健康診査の公費助成の拡充についてです。

厚生労働省はことし1月、都道府県等に妊婦健診に公費負担の充実を求めた通知を出しています。その通知は、母体や胎児の健康確保を図る上で妊婦健康診査の重要性、必要性が一層高まっているとして、少子化対策の一環として妊娠中の健診費用の負担軽減が求められており、妊娠、出産に係る経済的負担を軽減し、少子化の解消の一助に資するとともに、積極的な妊婦健康診査の受診を図るため、妊婦健康診査について、自治体における公費負担の充実を図る必要性が指摘されていると述べています。そのため通知は、平成19年度地方財政措置で、妊婦健康診査も含めた少子化対策について、総額において拡充の措置がなされたので、各市町村において妊婦健康診査に係る公費負担について相当回数の増が可能となると述べ、各自治体に対して積極的な取り組みを求めています。具体的に通知は、妊婦が受けるべき健康診査の回数については13回から14回程度となると考えられるので、公費負担についても14回程度行えることが望ましいと考えられるとしています。ことしの8月現在、来年度以降ふやす方向で検討中が、香川県は9市町、これを含めて1,077市町村で59%、今年度からふやした、ふやす予定を含めたら80%を超えております。我が町においても厚生労働省の通知に基づき13回から14回程度の公費助成の拡充の実施を求めるものです。町長の見解を伺います。

3点目は、学校図書整備の充実を求めることについてであります。

文部科学省は各都道府県教育委員会あてに、学校図書館整備に関する新たな5カ年計画を策定し、図書整備の促進を求める通知を出しています。その通知は、今回学校図書館の一層の充実を図り、児童・生徒が読書活動を通じて豊かな人間性や感性、読解力などはぐくむことができるよう、平成19年度から23年度までの5カ年間で、従来の増加冊数分に加え、廃棄される図書を更新するための冊数を整備するために必要な経費を盛り込んだ地方財政措置として、学校図書館基準の達成を目指すことを内容とするものとし、当該措置を活用して図書の整備に努力されるよう、市町村教育委員会に対し適切な指導及び助言をお願いしますと述べています。以上のことから、来年度予算計上において、命や平和の大切さを教える図書を含めた学校図書整備の充実と図書整備計画策定を求めるものです。教育長の見解をお伺いします。以上、質問を終わります。よろしくご答弁お願いいたします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 14番村上議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の公共工事の入札及び契約に関する質問ですが、1つ目の工事の入札監視委員会につきましては、本年3月議会でのご質問に対し私の方から、入札制度の透明性の向上、また制度の厳格化など課題の多い問題であり、その適正化に向け早急な検討が必要であると答弁し、建設課長から、今後国土交通省で策定されますマニュアルなどを参考にしながら、指名委員会を中心により一層の談合防止に向けた入札方法の検討と、あわせて入札監視委員会についても検討してまいりますと答弁したところでございます。

その後、地方公共団体における入札監視委員会等第三者機関の運営マニュアルが出ました。これを見ますと、平成18年4月1日現在の地方公共団体における第三者機関の設置状況は、都道府県と政令指定都市で100%設置済みに対して市区町村は7.7%で、9割以上の団体で設置が行われていない状況であります。入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するためには、中立、公正の立場で客観的に入札及び契約についての審査等を適切に行うことができる学識経験者などの第三者の監視を受けることが有効でありますから、指針に沿って努力したいと思います。設置に当たっては、当然ながら設置運営に関する規定などの制定、予算の確保、委員の選任といった作業がありますので、新年度中に設置したいと思いますので、ご理解のほどお願いいたします。

2つ目の一般競争入札の対象額につきましては、Aランクの上限が1億円になっているということにつきまして、県が5千万円以上を一般競争入札としているのに、町はそれより大きい金額を指名の枠に入れているとのご指摘だと思います。なるほど、現状から見て町の工事でこのような大きな工事は想定されませんが、透明性の向上に向けて一般競争入札の導入が進む中でありますから、検討の必要はあると考えております。また、一般競争入札の実施に当たりましては、従来どおり県に準じていくことに変わりはありません。

3つ目の小豆島町建設工事指名競争入札参加資格基準の見直しにつきましては、改正前のランクづけAランク1千万円以上5億円未満では該当する工事が極端に少ない、また工事費が極端に安い工事も指名競争入札で執行しているために、130万円以上1,500万円未満のBランクと500万円未満のCランクの業者に同じ回数だけ入札機会を与えようとするれば、制度上はCランクの業者も500万円未満の受注権利がありながらBランクの業者を130万円未満の指名に入れられないことから、実質的にCランクの業者が極端に安い金額の工事のみ指名になることが多い。このような状況から、ランクを問わず、全般的に地域性に配慮した指名がしやすくなるようにと考えたものであります。

経営事項審査評点の枠につきましては、今回の検討の中では変更しておりません。近年、受注機会が減り、経営が圧迫されておるであろうことを考えれば、評点が上がることでより現状維持が精いっぱいであると察します。現在、地元企業の評点がどのような変化を見せているか調査しております。この結果が大きく下がっておれば考慮すべきと思いますので、結果を待って判断いたします。ご指摘のように、県と町には工事の規模に差があります。あくまでも小豆島町の実情を考えて設定したものであり、県と異なり設計金額にダブリを設けているのも、受注機会の確保を考慮したものでありまして、当分の間この基本線で参りたいと考えております。

続いて、2点目の少子化対策の充実についてであります。新たな総合計画でもシンボルプロジェクトに掲げており、役場内でのプロジェクトチームで具体的な施策について検討を進めております。2つのご質問については、後ほど住民福祉課長、健康増進課長から詳細な説明をさせます。

3点目につきましては教育長から答弁を願います。

議長（中村勝利君） 教育長。

教育長（明田隆雄君） 14番村上議員のご質問にお答えいたします。

文部科学省から平成19年4月6日付で、学校図書館整備に関する新たな5カ年計画により、各都道府県教育委員会教育長あてに、図書の購入に要する経費の地方財政処置についての通知がございました。この通知を受けまして、香川県教育委員会教育長から、地方財政処置を活用して図書の整備に努めるよう指導が確かにございました。

まず最初に、本町の学校図書館の整備の達成状況を申し上げますと、18年度末で5つの小学校のうち星城、安田、池田小学校は標準を上回っておりますが、苗羽小学校は99.0%、福田小学校は97.8%で、標準をやや下回っておるところでございます。しかし、標準を下回っているとはいえ、実際に標準に達している学校の割合は、文科省の調査、平成17年3月によりますと、小学校では38%、中学校は32%となっておりますことから、本町では不足冊数が苗羽小学校で56冊、福田小学校で110冊でございますので、ここ数年の保有冊数の増加状況から見ますと、本年度中に標準冊数を超えるものと、そういうふうと考えております。特に福田小学校は平成21年4月に安田小学校の統合が予定されておりますので、保有する約5千冊の蔵書につきましては、古い図書はある程度処分することになりますけれども、安田小学校に優先的に移動するとともに、他の小学校にも配分する予定にしております。

次に、中学校の達成状況につきましては、内海中学校は104.5%と標準を上回っており

ます。池田中学校は84.7%で、1,208冊の不足となっております。この池田中学校の不足につきましては、池田小学校の達成率が166.7%となっており、旧池田町時代の図書購入費の予算が池田小学校に多く配分されていたことと、池田中学校の図書室の蔵書スペースが狭いことによるものと思われます。

そして、この標準冊数は18学級を基準にしたものでありまして、基準冊数の4千冊に560冊、学級数を乗じた冊数を合わせて算出しておりますので、小規模ほど生徒1人当たりの冊数が多くなるというようなこととなります。現実に生徒1人当たりの冊数で計算してみますと、内海中学校は35冊ですけれども標準を超えており、池田中学校では1人当たり39冊になりますけれども標準を下回るという結果になっております。

このように現状では一部の学校で標準を下回っておりますが、町全体といたしましては小・中学校とも基準を上回っております状況からいたしますと、14番村上議員が言われますような図書整備計画の策定までの必要はないかと存じております。

以上、本町の現状を説明してまいりましたけれども、ご質問にもございますように、読書は児童・生徒たちにとって豊かな人間性や感性、読解力などをはぐくむことができる大切な教育でございます。現在、保育所、幼稚園などでの絵本の読み聞かせや、小学校、中学校における一斉読書など、読書への親しみを深める多様な読書活動にそれぞれの学校で取り組んでおります。図書の整備費につきましては、古くなり廃棄する図書も生じることから、厳しい財政状況ではございますが、今後も予算の確保には努めてまいります。

また、図書の整備とあわせまして、各学校におきまして読書の仕方や習慣づけについても、より積極的に取り組むよう指導をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（中村勝利君） 住民福祉課長。

住民福祉課長（合内昭次君） 本町におきましては、平成20年度からの本格的な少子化対策事業の実施に向け、本年6月に少子化対策部会を立ち上げ、乳幼児医療費無料制度の年齢引き上げを含め、いろいろの事業につきまして、その実効性及び効果等について検討を重ねてきたところでございます。

乳幼児医療費無料制度の年齢引き上げにつきましては、今回県が策定いたしました新たな財政再建方策に伴う福祉医療制度の見直し案の中で、当初1レセプト当たり外来500円、入院千円の自己負担を求めることとあわせまして、医療費無料の支給対象年齢を小学校就学前まで引き上げる案が示されておりましたが、各界各層からの反対により従前の制度が継続されることになりました。本町におきましてもこれに準ずる方針であります

が、支給対象年齢の引き上げの有用性につきましては十分に認識してるところでもありまして、今後も本町における少子化対策の方向性や県内市町の実施状況等を見ながら、少子化対策部会等におきまして引き続き検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（中村勝利君） 健康増進課長。

健康増進課長（谷本広志君） 妊婦健康診査の公費助成の拡充についてのご質問にお答えします。

妊婦健康診査の受診券助成制度ができた昭和48年当時、妊産婦や新生児の死亡率が高かった原因の一つに妊娠中の健康管理の不十分さがありましたが、妊婦健診の受診券を助成することによって受診回数が増加し、妊娠期を健康に過ごすことができるようになり、母子保健環境の改善となりました。

妊娠届け出時に交付する公費負担の受診券は、昭和48年の創設時は3枚、昭和49年から4枚となり、国と県から各2枚の補助がありましたが、平成10年から国の補助がなくなり、交付税措置となりました。県補助につきましても、制度の目的を達したということから平成17年度で補助が打ち切れ、平成18年度からは町の単独の補助となりましたが、少子化対策の一環として、妊娠中の経済的負担の軽減を図るために、香川県下平均の4枚を助成してまいりました。

妊婦さんが妊娠から出産までの間に受ける健診回数は、1人13から15回程度受診しているのが現状でございます。平成19年1月16日付厚生労働省通知の公費負担回数の考え方の1点目でございますが、妊婦が受けるべき健康診査の回数は13から14回程度と考えられるので、公費負担も14回程度行われることが望ましいと考えられる。

2点目でございますが、2点目は、財政厳しい折、14回程度の公費負担が困難な場合、最低限妊婦にとって必要な時期が5回と考えられることから、5回程度の公費負担を実施することが原則であると考えられるという内容でございます。

19年度の県下平均の受診券交付状況は4枚でございましたが、平成20年度は小豆島町を除く16市町中13市町が公費負担枚数をふやす状況にありますので、本町におきましても前向きに検討してまいりたいと思っております。ご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

議長（中村勝利君） 14番村上議員。

14番（村上久美君） 一番最初の公共工事入札契約についてのところで、第三者機関としての監視委員会の設置については来年度ですね。新年度ということは20年度で設置した

いと考えていると町長答弁をいただきましたが、その前の談合防止に向けた入札方法の検討についてはよく答弁いただけなかったと思います。この件についてはどのように考えているのか。

実は、建設工事だけにかかわらず、平成18年度の決算においての監査委員の方からも内中での問題が文書化されております。談合防止等についての町の信用を失ったというふうな。そういうふうな事態もある中で、やはり談合防止に向けた入札方法を早急に検討する必要があると考えますが、それらについては具体的な答弁がありませんでした。

最近においても内中の備品購入の件についてですが、これも入札結果見ますと、いろんなその入札結果、建設にかかわる問題とか備品の購入とかありますが、入札に参加しても辞退が4社もあるというのは、私はやっぱりこれは普通じゃないと考えるのが妥当だと思います。なぜ入札参加して入札の時点において入札を辞退するなどというのは、やっぱりこれは異常だと思います。

そういうふうな情報も聞きますと、やはり事前の町の方の教育委員会の方から執行通知の中にある品目とか規格等、これは当然そうでしょう、要望したいわけですから、どんなもの買いたいかわかります。同等品参考例の中にメーカー名を記載したのがあり、そのメーカー名の売価、売値ですね、金額が幾らというふうな名前まではっきり出したものを入札参加者に送るというふうなことは、やはりそこまでやるというのは事前にこれは業者間の談合があったというふうに私は考えます。

それが第1、入札の結果で見たら、4社が辞退すると。もうしても競争できないという状況にあるということを証明してるわけですから、これは入札方法をやはり各課においてもそうですが、考えなければならぬんじゃないですか。事前に業者間の談合がなされた。業者のあるところで聞くと、もう既に1社か2社が話し合いされてるんじゃないかと、もう入れないと、そういうふうな声も聞き及んでいます。

ですから、入札の方法は、こういう点を例に挙げましたが、やっぱりほかの点においても十分な、透明度の高い、公正な入札方法を検討しなければならないわけですから、指名委員会の中、ちゃんとこれは議論をしてもらいたい。ただ議論だけでなく、どう談合防止に向けた状況をつくり出さないかいうところをやはりやってもらいたいというふうに思いますが、その点について入札方法検討するのかもしれないのか伺いたいと思います。

それと、点数の問題ですが、評点の問題ですが、経営悪化の問題も申し上げましたが、やはりこの改正案の中の等級A800以上とかB600以上800未満、これは全く改正されてません。これも、やはり県の状況も、これは等級も4ランクから3ランクになったと。県も

入札の件数が減ってきてます。そういう状況がある中で、本当に厳しい状況にあるわけです、業者は。全体的にも、いろんなその評点は、総合的な評点は、やはりこれは私は同じように設計金額の改正も伴ってやるべきじゃないですか。その点について私は求めたいし、見解を伺いたいというふうに思います。

それと、妊……。

議長（中村勝利君） 村上議員に申し上げます。

（14番村上久美君「はい、もう一点」と呼ぶ）

発言時間を超えておりますので、簡潔にお願いをいたします。

14番（村上久美君） はい。妊婦の健診については先ほども言いました。80%を超えていますのでね、やるところは、やろうとするところは。ですから、前向きに検討ということですが、具体的にどのように検討する考えがあるのか、わかれば、考えてる点についてもう少し詳しく答弁をお願いします。

議長（中村勝利君） 副町長。

副町長（吉岡忠昭君） 14番村上議員のご質問にお答えいたします。

入札談合防止等についての対応策ということについてのご質問であると思いますが、やはりこの談合問題はここ数年の問題やなくして相当以前からいろいろと議論されてまいりましたし、上部機関からもいろいろ通知が来たり、また私たち、この建設業界、協会の方にもいろいろ申し上げ、書類を発送したりというなことを重ねておるわけでございますが、なかなか完璧にはできないというようなことでございます。

考え方といたしましては、ご質問の中にもありましたように、一般競争入札の適用というのが一番理想的かなということは思いますが、やはり事務的な問題等がございまして、これを全部適用するというわけにはなかなかいきません。一般競争入札の県は5千万円、町は1億円という問題も指摘されましたが、この2町が合併してランクづけ、それから評点等につきましては合併協議の中で相当議論いたしまして、当時の池田町の規定を適用いたしました。今回11月1日から改正いたしましたが、それ以前は、指名は土木の場合は5億円までというような大きな数字でございましたので、今回現実的に1億円に下げたということで、一般競争入札の金額、対象等につきましては今後いろいろ動向を見ながら対応していきたいと。

それと、もう談合防止に直接寄与するかどうか、これは私たちも疑問感じるところでございますが、今私たちが提案いたしました第三者監視委員会、これなんかにしても市町村段階では余り進んでないようでございますが、これはもうやっていきたいというふうに思

っております。いろいろ県のやっておりますのと町のレベルと非常に事務的にも格差がございます、県等におきましては電子入札というような方向もとられております。ですが、やはり町といたしましても県に追随して、そういうことも勉強しながら、現実混乱しないような形で何らかの対応策をとってまいりたいというふうに思います。

それから、評点とランク制につきましては、評点につきましては今回は変えずに、金額のフレームを変えたということございまして、これは本当に実際指名をやっておる立場といたしまして、財政厳しい中で町事業、特に土木事業等におきましては非常に数が少ない、金額も少ないという中で業者の入札機会のできるだけ均等にしたいというような形の今回の改正をさせていただいたわけでございます。ですから、この入札制度等につきましては、状況を見ながら、やはりいろいろ改正すべき点は今後も改正していきたいというふうに思っております。

内中の問題等につきましては、ちょっと資料的に私たち持ってございませませんが、最初の本体の入札等におきまして多少事務的な、ふなれな要素がございます、混乱をしたということについては反省材料であろうと思いますが、やはりこれも制限付きの一般競争入札採用いたしてございますので、談合防止の一助として私たちはやったものでございまして、反省すべきことは反省していかなければならないというふうに思います。

備品調達等につきましては、ちょっと指名委員会について関与いたしてございませぬので、学校教育課長の方から少し説明させていただきます。以上です。

議長（中村勝利君） 学校教育課長。

学校教育課長（中桐久志君） 備品の購入に際しまして、私方としては従来どおり見積もり聴取でいくか、それともより透明性を確保するために業者の皆さん方に集まっていたいて、皆さん業者さんの立ち会いのもとで入札の方式でやった方がより透明性が保たれるということで、今回内海中学校の備品に関しましては指名入札することにいたしました。

指名をいたしました業者さんですけれども、町内の5つの事務機屋さん、それから3つの家具屋さんを指名をさせていただきました。先ほど村上議員さん、その通知のところにメーカー、金額を書いてあった、それが談合誘導認めておるといようなことを言われましてけれども、メーカーなり金額を提示したのは、できるだけ全員の方が入札に参加できるように参考までに、私方調べられる範囲でそういうメーカーさんと金額を記載をしたものでございまして、別に談合を認めるとか談合を誘導するためにそういうことをしたわけではないことをご理解をいただきたいと思っております。以上です。

議長（中村勝利君） 健康増進課長。

健康増進課長（谷本広志君） 平成20年度の県下の交付予定枚数の情報でございますが、4枚が5市町、5枚が10市町、6枚が1町という情報がありますことから、本町も県下平均の5枚交付に向けて検討したいと考えております。以上です。

議長（中村勝利君） 次、16番中江議員。

16番（中江 正君） 私は、今世界各国でオゾン層破壊防止、また地球温暖化防止等々、環境問題に非常に世界各国が騒がれています。そういうな中で1問だけ質問したいと思えます。

生活路線を守るため、ノーマイカーデーを。三豊市が12月5日から毎週水曜日の市役所のノーマイカーデーとしている。職員に自家用車での登庁自粛を呼びかけている。2月末までの3カ月間を試行期間と位置づけ、実態を把握し、継続可能から検討しながら公共交通機関などの利用促進を図ることとしています。地球温暖化防止とノーマイカーデーの啓発が目的とされています。これは三豊市がやっています。

土庄町では今年度より各課において推進委員会を設けて、毎週金曜日をノーマイカーデーと位置づけて実施しています。小豆島町も取り組んで、町民への啓発につながればと思えます。これらのことからお尋ねをいたしたいと思えます。よろしくお願ひします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 16番議員中江議員のご質問にお答えをいたします。

ノーマイカーデーは都市問題と交通問題の解決策として始まった運動でございます、都市部の道路渋滞の解消、また排気ガスの減少、都市部の空洞化防止、公共交通の維持といった効果が期待されたと認識いたしております。ご指摘の土庄町においては環境問題、エコ対策として取り組んでおるようでございます。ただ、参加者の自主的協力によって実施されておりますことから、参加意識が低下すると維持が難しいのが現状のようであります。

生活バス路線の維持を目的として職員への呼びかけを行い、町民への啓発に役立ててはどうかとのお提言でございますが、福田、神浦、坂手など町内各地からの通勤を週1回行えば、福田の職員は千円掛ける8回で8千円、神浦では500円掛ける8回で4千円、坂手は600円掛ける8回で4,800円の交通費が職員の負担となりますので、参加者自身がメリットを実感していくことから実効性については懸念する面もございます。

三豊市においても、協力してもらえる職員は協力をといった呼びかけをしているそうで

あります。土庄町においても、強制力がないために現状は呼びかけに終わっている面も否めないようであります。ただ、公共交通機関が充実している都市部とは異なり、生活路線バスを守るということは島の生活者にとって欠かせない課題であります。ご提案の趣旨を踏まえましてノーマイカーデーの検討もしたいと、こう思っておりますが、従来から実施しております環境面からの公共交通機関利用促進の啓発などにも努めてまいりたいと、かように思っております。交通対策特別委員会などにも諮って前向きに検討してまいりたいと、かように思いますので、よろしく願いいたします。

議長（中村勝利君） 16番中江議員。

16番（中江 正君） もう今、町長の答弁でよい答弁が返ってきました。

実は、もう世界各国でオゾン層破壊防止のためにいうことで、ぜひともバスを乗ってもらいう意味もあるし、また職員のノー残業デー、そういうなものを取り入れて三豊市はやっとるわけです。一番問題なのは地球温暖化です。そういうな中で、ぜひともこれは、もうささやかながらですけど、地球温暖化防止にくいをとめるといいますか、徐々にありますが、ささやかであります、ぜひともやっていただきたいと思います。今、町長、答弁がそうだったんですけど。

それと、バスというのは、生活バス路線というのは非常に環境に優しいです。これからはイベントがたくさんあります。消防出初め式等々あります。そういうなときでもマイカーはある程度の場所へとめておくと、それからバスに乗って移動すると、そういったことが一番これから大切になるんじゃないかなと思っております。ぜひとも生活バス路線に乗っていただき、有効的なイベントにも参加できるようにしていただきたいと思います。以上、意見を含めまして終わりたいと思います。

議長（中村勝利君） 暫時休憩します。午後は1時から再開をいたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時00分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（中村勝利君） 次、7番安井議員。

7番（安井信之君） 私は、2つのことについて町長のお考えを聞かせてもらいたいと思います。

まず1つ目、池田港埋立地の活用について。今、池田港では、農協経営の産直が値段の安さ、地元生産者の顔が見える安心感によるのか、大変繁盛していると聞いています。し

かしながら、旧池田町時代に建設した今の場所では池田港の乗船者と相まって、いつかは事故が起きるのではないかと心配の声も聞こえてきます。

産直施設は気軽に生産物の持ち込みができることから、農家はもとより高齢者の方も大変利用しているようです。上勝町の例えではありませんが、元気で生産意欲を生ませるいい政策であると考えます。これからもなお産直の利用者がふえてくると考えますが、人が集まる場所では管理者、町として安全の確保が最重点課題であると考えます。

そこで、平成20年度において池田港の建設残土置き場が更地となると聞き及んでおりますが、残土跡地側の埋立地に産直を移して、大型バス駐車場も整備した施設に移行すればと考えますが、跡地利用をどのように考えておられるのかお伺いいたします。

2点目です。少子化対策の進展についてです。

今年度当初において土庄町の少子化対策の政策、施策に対して議論があり、我が町は独自の政策において考えていくとのことだと記憶しております。このたびの先進地長野県での委員会研修において、少子化対策として乳児医療の窓口無料化は行っていないとのことでした。

そこで、次のことについてお伺いいたします。

来年度において県が乳幼児医療費の窓口無料化を行うと新聞報道がありましたが、今町が違約金まで払って行っている窓口無料化施策はしなくていいものになるのか。

2つ目、来年度予算策定に当たって、どのような少子化対策を考えておられるのか。以上、お願いしたいと思います。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 7番安井議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の池田港埋立地の活用についてでございますが、池田港の駐車場内にある産地直売施設は、7番安井議員が申されるとおり、町内のみならず小豆島全体から買い物客が訪れ、当初の予想を上回る人気となっていると聞いております。また、それに伴いまして、出品者で組織をする小豆ふれあい産直市場運営協議会も約200名近くが会員となり、農産物を出品しているようで、少量でも農作物をつくり、直接販売ができ、楽しみと喜びと利益が得られることから、遊休地対策、地産地消など農業振興面においても大変有意義な施設であると考えております。

この施設を現在建設残土の仮置き場にしている池田港の西側埋立地に移転し、専用駐車場も整備したらどうかというご提案でございますが、まず第一の問題は、この埋立地は災害残土で埋め立てる際の許可条件として公共用に制限されており、跡地利用については運

動公園と緑地となっております。この公有水面埋立法上の土地利用計画の規制は継続しておりますので、利用目的を変更する場合、所定の手続が必要であります。これを踏まえて最善策を練る必要がございます。

また、産地直売施設は平成17年度にＪＡ香川県小豆営農経済センターが事業主体となり、県の補助事業により建設したものであり、現在はＪＡ香川県小豆地区本部が管理運営している施設でございます。駐車場につきましては、混雑を避けるために平成19年2月にＪＡ香川県と町有財産地の使用に関する覚書を締結いたしまして、16台分の専用駐車場を西側の埋立地にＪＡ香川県が整備をしています。移転となりますと、管理運営しているＪＡ香川小豆地区本部の考えが第一でございますし、補助金の関係、また移転場所の整地、舗装、移転費等の費用はすべて単独経費となることから非常に難しいと考えるところでございます。しかしながら、今後この産地直売施設がさらなる飛躍を目指すには、出品者自身の自覚と努力が必要なことはもちろんですが、今以上の品物数を充実するとともに、より新鮮で生産者の顔が見える、安心、安全な商品の提供に努めることが必要であります。ぜひ、管理運営しているＪＡ香川県小豆地区本部が中心となり、農業生産と地域活性化のためにも産地直売施設の充実を図っていただきたいと考えています。

町といたしましては、そのようなことで新たな施設や駐車場に建設残土仮置き場埋立地を有効活用するのであれば、全体的な跡地利用を考慮した用地の協力や、また補助事業の取り組みなど、ＪＡや小豆ふれあい産直市場運営協議会とともに検討協議するなどの支援、協力をいたしたいと考えておる次第でございます。

2点目の少子化対策の進展についてであります。県が公表しました全県的な乳幼児医療費の窓口無料化につきましては、今回県が策定いたしました新たな財政再建方策に伴う福祉医療制度の一つの見直し方策として、平成20年8月診療分から、香川県から全市町において一斉に実施が予定されているものであります。本事業につきましては、本町を含め県内15市町で既に個別実施されているものであり、今回県の見直しに当たり全市町から県下統一しての現物支給方式の導入について要望があり、県が代表して委託先となる支払基金及び国保連合会との協議を現在進めているところであります。

また、本事業を導入した場合の現在との変更点につきましては、現在町独自で行っております診査及び診査業務をすべて支払基金及び国保連合会が行うこととなるために、町における事務作業といたしましては支払基金及び国保連合会への給付の一括支払いと受給者データの取り込み、更新のみとなる見込みでありまして、現在に比べて大幅な事務量の軽減及び事務の効率化が図られるものと考えております。

なお、今回の見直しが全県的なものであり、支払基金及び国保連合会へ全市町が業務を委託する関係上、支給に係る診査支払いに関して1件当たり約98.93円、98円93銭ですが、の診査支払手数料及びシステム改修費、また医療費適正化におけるペナルティーによる交付金の減額などが予想されますが、これは今回の見直しに当たり県内全市町に共通した必要経費であることをご理解いただきたいと存じます。

次に、来年度の予算ではどのような政策をするのかという質問でございますが、少子化対策につきまして小豆島町まちづくり総合プロジェクトを組織し、その中で平成19年6月に専門部会として少子化対策部会を設置し、現在検討を進めているところでございます。現在までに5回の部会を開催し、少子化、子育て等に関して出された意見や問題点についてさまざまな角度から検討を進めており、その意見なども取りまとめて、来年3月にまちづくり総合プロジェクトに提言を行う予定となっておりますのでございます。以上でございます。

議長（中村勝利君） 7番安井議員。

7番（安井信之君） 1点目の産直の位置なんですけど、池田港に入って一番車などが混雑するところに位置しております。その中で住民の皆さんがちょっと危ない思いをしたというふうなことを多くの人から伺っておりますので、できるだけ町の方が農協なりと協力して、より安全な施設への移行なりを考えてもらいたいと思います。先ほど一般質問の中でもありましたけど、高齢者の方も気軽に自分がつくったものを持ち込んで販売できるということですから生きがい対策なりにもなると思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

2点目の少子化対策についてですが、先ほどの1点目の部分に関しては、まだ違約金程度というの、制度というのそのまま残るというふうなことだと考えます。その中で、町長自身としても、今年度の当初におかれて少子化対策いうのは町独自のものを考えていきたい、その中でということでしたので、予算が伴うものですから、来年の3月の議会というふうなことですが、具体的にどのようなことを今の段階で検討されておられるのかお伺ひしたいと思います。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 産直につきまして、ご存じのとおり地産地消、そして安心、安全というような面でこの産直が非常ににぎわっていると、これからもどんどんにぎわっていくと私は思っております。したがって、小豆島の一つの中心的な市場になっていく方向は非常にうれしい限りでありまして、そういう方向で取り組んでいきたいと、こう思ってお

ります。そういう点で、駐車場の問題、また敷地の広さの問題、そしてまたこの経営につきましては農協が主体で今までやっておりますので、農協ともよく相談をして、今後これを一つの小豆島の名所にしていけたらと。これは、したがって農業の活性化にもつながっていくということでございますので、大いに精力的に期待をして、皆さんの小豆島の顔の一つにしたいと、こう思うております。

それから、少子化につきましては、担当、住民福祉課長に返答させます。

議長（中村勝利君） 住民福祉課長。

住民福祉課長（合内昭次君） 現在、少子化部会、5回ほど開催しております。その中で、いろいろと15件から20件ぐらい委員の方々からの提案ございました。その中で、とりあえず来年度に向けて、できるようなもんから取り組んでいきたいと思いますということで、私方から来年度の予算の方へ4点ぐらいの要求をしております。それは、人をつくる、人の輪をつくるとか、そういうふうなとあわせて、母子といいますが、妊婦さんの関係とかいうのを計上しております。以上でございます。

議長（中村勝利君） 7番安井議員。

7番（安井信之君） 産直の分に関しては安全面第一ということをお願いしたいと思えます。産直ができたことにより池田地区で一つ大きな小売店が店を閉めるというふうな話も聞いております。その辺、公がやることに対してはいろんな影響が出てきます。ただ、全体を考えてもらって、その辺をお願いしたいと思えます。

少子化対策ですが、先ほど言われました妊婦さんの助成だけなのか。それとも、医療費の無料化なりをある程度また上の学年まで上げていくのか。そういうふうなことは出ていないのですか。その辺ちょっとお伺いしたいと思えます。

議長（中村勝利君） 住民福祉課長。

住民福祉課長（合内昭次君） 若者の交流の関係もその中に入っております。ほんで、それと先ほど言いましたように妊婦さんへという、妊娠する前の人の関係も入っております。いろいろ4点ほど出させていただいております。

議長（中村勝利君） 副町長。

副町長（吉岡忠昭君） 7番安井議員さんのご質問にお答えしたいんですが、何しろ20年度予算、現在各課から財政の方へ上げまして、今財政の方でいろいろセレクションしておる段階でございますので、とにかく町長の指示としたり少子化対策何かを入れるという指示出ておりますので、非常に合内課長は苦しんでおりますが、今の段階におきましてはちょっと具体的には差し控えさせていただきたい、ご理解いただきたいと。

議長（中村勝利君） 次、3番森口議員。

3番（森口久士君） 私の方からは、先ほどは安井議員の方から平木の埋立地について、活用についてということで質問がありまして、一部多分答弁が同じというようなことがくると思いますが、質問させていただきます。

平木の埋立地について、現在は香川県に工事用の残土置き場として貸しているが、観光客、住民などから、いつまでも災害のイメージや、ほこりなどがするの問題を聞かされます。池田港の近くでもあり、観光面においても問題があります。今年、残土の一部が撤去され、残りについても、落石防止、あるいは見ばえのよいように対応しており、来年度撤去すると聞きます。来年秋には返却されてくると聞きますが、埋立地全体をどの程度に整地してもらえるのですか。

また、返却された後、土地の利用計画はあるのですか。国道へ通じる臨港道路の片側、残土置き場側ですが、ここには一部歩道がありません。この機会に整備すべきではないですか。現在、川の向かい側、駐車場の一角には平成17年12月に先ほどお話が出ましたが産直市場がオープンし、農産物を中心に加工品などを販売しており、地元を初め他町の人々からも好評です。この機会に産直市場開設以前から意見のあり、また町長の意向もあるようですが、海産物、土産物などの販売及び食事のできる複合的な施設を考えてみてはと思いますが、町長のお考えをお伺いします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 3番森口議員のご質問にお答えをいたします。

池田港の埋立地にあります残土につきましては、ご指摘のとおり香川県が来年度中にすべて撤去するとともに現在の地盤の高さで整地し、返却するよう強く申し入れております。

先ほど安井議員への答弁でも触れましたように、災害残土で埋め立てる際の許可条件として公共用に制限されており、跡地利用については運動公園と緑地となっております。この公有水面埋立法上の土地利用計画の規制は継続しておりますので、利用目的を変更する場合に所定の手続が必要であります。これを踏まえて最善策を練る必要があります。

産直市場としての利用に関しましては、先ほど安井議員に答弁したとおりでございます。この埋立地は立地条件から考えても町の貴重な財産でありますから、全体の利用計画については拙速に決めるべきではなく、議会はもとより住民の皆さん方の英知を集めて十分議論していきたいと考えております。その間の適正管理につきましても留意してまいり

ます。

歩道については建設課長から答弁をさせます。以上です。

議長（中村勝利君） 建設課長。

建設課長（池上 恵君） 3番森口議員の臨港道路の歩道の質問にお答えをいたします。

ご指摘のとおり、県管理の池田臨港2号線の一部、約70メートルの間で歩道が整備されておりません。この理由としましては、埋立地の具体的な利用計画を明確にしないままに当該埋立地を県営道路工事で発生しました残土の仮置き場として平成12年12月から県に貸与していた関係もございます。具体的に言いますと、歩道整備を先行していると、当該埋立地への残土の搬入、また搬出する際に運搬車両の出入り口が制限されるとともに歩行者が危険であるとの考えから、一部区間の歩道整備を中断していると聞いております。したがって、県の残土搬出完了のめどがつかしました段階で県とも再度協議いたしまして、河川部の歩道橋の新設を含めまして早急な歩道整備を要望してまいりたいと考えております。以上です。

議長（中村勝利君） 3番森口議員。

3番（森口久士君） 1つは、適正な管理をするということで、実は県に貸しておるといふか、今盛り土として置いてる分のほかに奥の方に残土があり、またゲートボールをしている、こういう分についてはどのようにされるのか。

それから、適正に管理されると言いますが、泥であれば当然また草も生えてくるのでありましょうから、そのあたりが景観上本当に心配なくなるような管理ができるのかなということについてちょっとお伺いします。

それから、もう一つの全体的な計画については当然そう簡単に計画できることはないと思いますけども、今後の町長の意向も先ほど言いましたようにあるということですから、やはり早目から計画をつくるといいですか、そういうな形は当然とっていくべきではないかなと。貴重な財産を急に検討したところでなかなか難しいんじゃないかなと、こういうことがありますので、その2点についてお尋ねをいたします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 2点目の今後のあそこの利用計画ですね、あの地域全体の、これらにつきましてはこれから早急に取り組んでいかないと。そうして、すぐに結論が出るわけではありませんから、いろいろな地域の方々や農協やいろいろの相談をしていかないと。いづれにいたしましてもあそこが一つの小豆島のにぎわ

いの場になっていく方向には最適だと思って、これから取り組んでいきたいと思ひます。
ご協力のほどお願いいたします。

それから、適正な管理の、残土につきましては総務課長の方から答弁させます。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） あとの適正管理についてのご質問でございます。

あの水路から向こう側、残土置いております埋立地でございます、2万6,469平米あります。そのうち今県が専有しておるのが約1千平米ということでございますが、ご指摘のように、その残土の奥の方にゲートボール場がございまして、町民の皆さん盛んに練習をされております。正式に貸借契約を結んだというようなことではございませんが、もともとはこれが運動公園なり緑地の用地ということでありまして、有効に活用されておりますので、これはこれで手続を踏んでということになるかと思ひます。問題は、その残りすべての2万6千平米の草抜き、管理ということでございます。頭の痛いことではございますが、もちろん公だけでは難しい面もありましようから、内海の運動公園も同じような災害の埋立地で運動公園にと了承して利用させていただいておりますので、整地の後何らかの利用をぜひお願いをしたいし、利用される方のご協力も求めていきたいというふうに考えておりますが、とにかく玄関口でありますので、見苦しくならないような管理には努めてまいるといふことしか今のところ申し上げられませんが、よろしくお願ひします。

議長（中村勝利君） 次、6番新名議員。

6番（新名教男君） 私は、2点について質問したいと思ひます。

まず最初に、小豆島町、土庄町の合併についてでございます。

町長に質問します。この質問は午前中の谷議員の庁舎問題と重なると思ひますが、平成19年8月、土庄町が岡田町長の施政方針に基づいたということで、こういう合併に関する調査研究報告書というものが出されております。もうこれ既に皆さん方ごらんになったと思ひますけれども。この報告書によりますと、土庄町においては、合併新法の執行期限であります平成22年3月末を2町の合併の想定目標としているようであります。町長は、もし、こういう調査書が出ておりますが、小豆島町としてどのように考えておられるかお聞きしたいと思ひます。まず、これが1点です。

2点目は、小豆島町の小学校、中学校の学習指導、それから生徒指導は健全な状態を保っているのかどうかということをお教育長に質問したいと思ひます。

旧内海町、旧池田町の小・中学校において、児童・生徒の問題行動のために授業がしが

たい、成立しがたいという時期がありました。

また、昭和56年だったと思いますが、内海中学校においては対教師暴力によって逮捕者が出たと、県議会でも問題になったことがございます。

また、これに伴いまして、教師においても心労のために、この期間だったと思いますが、5年間の間に2名の校長が多分転職されました。それから、10名に近い優秀な先生方が定年を待たずにこの問題行動のために退職をされたと、これは現実がでございます。地域、家庭、それから学校の協力によって何とか正常な授業ができるようにはなりました。しかし、10年近く長い年月がこれにはかかっております。

そこで、質問ですが、最近授業の成立しにくい小学校があるやに聞いております。小豆島町の小学校、それから中学校の学習指導、生徒指導はどのような現状にあるのか。

2つ目は、もう一つは中学校の部活動でございますけれども、最近生徒数の減少もありますけれども、中学校といいますと内海中学校と池田中学校になりますけれども、部活動のしにくい部が出、特にチームプレーを要する部活動ですが、これにおいては非常に部活動がしにくい状態が出るとように聞いております。このことにつきまして、教育委員会としてはどのように考えておいでるか。この2点について質問をいたします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 6番新名議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の土庄との合併問題についてであります。ご指摘の土庄町行政調査研究班、合併に関する調査研究報告書は、あくまでも役場職員による内部の報告書であり、外に向けた書類ではないと思っております。

また、岡田町長就任以来、今日まで合併に関する話を正式に受けたことはございません。また、常日ごろでもそんな話はありません。これまでに申し上げましたとおりでございます。ご承知のとおり、さきに策定した総合計画、また中期財政計画、集中改革プランにおいても、合併新法の期限内に新たな合併を想定はしておりません。将来的に見て、島は一つの考え方として、将来は一つにならないかと、こうは思っておりますが、今現在は、さきに申し上げた計画に沿いまして、小豆島町の足腰をしっかりしたものにして、持続可能なまちづくりの基礎を固めることが先決だと思っておる次第でございます。

2点目の質問には教育長から答弁をいたします。

議長（中村勝利君） 教育長。

教育長（明田隆雄君） 6番新名議員のご質問にお答えいたします。

近年、虐待やいじめ、不登校の問題等、子供たちの周辺にさまざまな問題がございま

す。これは全国的な傾向だけでなく、本町におきましても大きな問題には至っていないものの、決して軽視できない状態であると考えております。

本町の幼稚園、小・中学校では、町の教育目標である「ふるさとを愛し、心豊かで、たくましく未来に生きる人づくり」の実現に向けて日々取り組んでおりますが、中でもその重点目標の一つである確かな学力の育成を目指し、わかる授業の実践、習熟度別少人数授業等の香川型教育の推進を行い、学習指導の充実に努めているところでございます。

また、学習指導と生徒指導は車の両輪に例えられますように、教育の充実にっては生徒指導や部活動指導等により基本的な生活習慣の定着も不可欠なものであると考えております。授業中だけでなく、放課後や休みの生活においても、幼児・児童・生徒一人一人との触れ合いを大切にする教職員の意識や態度の育成に向けて取り組んでおるところでございます。

さて、ご質問の本町の最近の現状でございますけれども、通常の授業が成立しにくくなった学校及び学級数ということでございますけれども、平成18年度、1小学校、1学級、それから本年度は1学期末の段階で1小学校、1学級と把握しております。この2つのケース、ともに複数の要因が絡み合っている状況と考えられますが、主な原因といたしましては、発達障害等の特別な支援の必要な児童に対する対応が十分でなかったことによるものと考えています。そのため教育委員会といたしましては、該当する学校にそれぞれ生徒指導推進協力員を配置し、支援の必要な児童に対して、より個に応じた指導の推進を図っているところでございます。

現在、特別な支援を要する幼児・児童・生徒は、特別支援学級のみならず通常の学級に相当数在籍していることが幼稚園、小学校、中学校から報告されております。このようなことから、教育委員会といたしましては、来年度、小1プロブレム、中1ギャップ等に対応するために、特別な支援が必要である3つの小学校、1つの中学校に対して特別支援教育支援員を配置し、個に応じた指導を行えるよう計画をしているところでございます。

中学校では通常の授業が成立しなくなったというケースは聞いておりませんが、不登校等での生活指導面や部活での指導面に課題が見られるのが現状かと思っております。教職員と生徒との信頼関係を基盤として、命の大切さや思いやりの心、奉仕の精神、何事にも挑戦する心の育成など、道徳教育や人権同和教育の推進等になお一層努めていきたいと考えているところでございます。

本町の子供たちの学習指導、生徒指導をより健全なものとするために、町の校園所長会であるとか、町の学校教育研究会を通じまして、子供たちを取り巻く現状を十分認識いた

しまして、日ごろから幼児・児童・生徒等が発する言葉や変化を見逃さず、早期発見、早期対応に努めるよう、幼・小・中学校を通じた連携のとれた体制づくりを目指してまいりたいと思っております。課題が生じたときには、その課題に対して学校、教育委員会、家庭、地域が連携して対応していくものという考えのもとで取り組んでおります。

それから、2点目の中学校の部活動の件でございますけれども、私の耳には直接は入ってきておりませんが、心配している点がございまして、学校の方へも直接伺いまして、その部活動の顧問等にどういうふうな状況かというようなことを尋ねたりはしておりますけれども、その部活動がしたいということでメンバーが不足しているんだけれども、一生懸命その部活動をしているというような状況を聞いております。以上でございます。

議長（中村勝利君） 6番新名議員。

6番（新名教男君） まず最初に、1番目の質問の分ですが、午前中の谷議員の庁舎問題のときに町長が合併については「いつかは」という言葉を使われたと思います。そして、今のご答弁では「合併は想定はしていない」とおっしゃったけど、これ間違いじゃないんでしょうかね。それで間違いはないですか。いやいやいやいや、後でええです。

（町長坂下一朗君「合併を今考えてないと言った」と呼ぶ）

想定はしてないと、考えていないと。

そこで、これ2町が合併をするときに庁舎を池田へ持ってくる段階において、旧内海と旧池田の間で話があったと思うんですが、多分内海の場合は、旧池田というのは真ん中であると、こういう町長も前々からおっしゃったと思います。真ん中ということは、小豆島として真ん中で、2町として真ん中というたら、これうちの私が住んだる西村になるわけですけども、そういう面での庁舎問題は、それでは小豆島を一つということ想定は今の段階でしてないとなりますと、庁舎を2町合併で池田へ持ってきたということは、これ住民に対する説明不足もいいところじゃないと思うんですが、これについて町長は後お答えをいただきたい。

もう一度お伺いしますが、合併を想定していないのか。それとも、先ほど町長は言われましたけど、今2町で小豆島町が発足してまだ2年もならないので足腰をしっかりとってからというふうに答えられましたが、果たしてその小豆島町の今の2町の合併は、もう一度ですが、どう考えてるかをお聞きしたい。

それから、先ほど教育長の答弁ですが、それでは現在小豆島町の小学校では特別支援という問題もありますが、授業が成立しにくいクラスが1つあるとおっしゃいましたが、それで間違いはないんですか、もう一度お聞きします。

それから、成立しにくい、小学校ですよ、中学校じゃないんですよ。そこの、私は聞いとんですが、1年生じゃというんです。これは、将来この子供たちが1年、2年、3年と中学校までつながるわけですが、これ1つの学級が、1つしかない、クラスしかない学級が、それが支援が必要で授業が成立しないということは、これは支援の先生を入れたとしても、ことしは多分そのままですとと思うんですよ。支援の先生入れるとしたら、来年度からだと思います。そのあたりは大変心配なんです、教育委員会というのはあくまでも指導、助言の権利しかありませんから、決定するのは学校長というの、これはわかっております。しかし、現実に1つあるかどうか。今、教育長は「ある」と言いましたけど、これは簡単にあるだけでは済まんと思います。現実にあるなら、来年待たんと途中からでも支援を入れて。1年間こういうクラスをつくと、直るのに3年間以上かかるんですよ。この子供たちは、そのままいくんですから。そのあたりの判断は教育委員会として非常に手ぬるいんじゃないかと思います。

それと、部活動にいきます。

部活動は現実に野球部なんか2年生が6名、1年生は入っていない。これ、野球は9人でやりますから。とすると、大会に出るときには、ほかの生徒を、ほかの部から生徒を入れて大会に行くと。そうすると、必然的にそのチームはコールドゲームに近い試合で負けにゃあしょうがない。そういう状態で、先ほど教育長が言われたように、部活動も大事です、人間形成に云々とか香川型教育とか言われてましたけど、実際問題としてそれじゃどう手を入れるんか、どう考えるか、そこが大事で、香川県は香川県、小豆島は小豆島、それから町は町です。そのあたりの、何かよそごとみたいな答弁ですが、今の2つのことについてもう一度お聞きしたい。以上です。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 小豆島の合併問題についてでございますが、今は2町になってますが、3町の当時に、3町の考え方として、私の考え方でございますが、時には合併をすれば池田が真ん中であるから池田に役場を置くべきだと。そして、アメリカの国の中のいるんなこと、ニューヨークとかワシントンとかそういうことから比較してみますと、土庄はニューヨークであって、池田はワシントンで、内海はシカゴであると。にぎわいの町と、いわゆる政治の町と、それから産業の町、教育の町、こういうに小豆島を一つとして考えた場合には、そんな大きな島でないから、そういうな考え方で行政、これからの計画を練っていったらどうかと、こういうな意見を3町合併前に申しておりました。ほど、今もそれは私は変わっておりません。

それで、今現在は、先ほど申しました想定をしておりませんというのは、その期限の22年3月31日に合併するかどうかということについて、合併をするということは考えてはおりません。将来いつかはせないかと、こう思っております。そういう点で、合併新法の期限内に新たな合併を想定しておりませんという答弁をいたしておりましたのは、今旧池田、内海、合併して1年8カ月、今やっとまとめつつあり、中期財政計画も立てたところでございます。そしてこれで内容を充実して、足腰をしっかり鍛えなければならないという現状だと思っております。また、先行き合併の問題がいずれ出ると思うんですが、そのときには小豆島全体として考えていかないと、こう思っております。ご理解いただけたでしょうか。

議長（中村勝利君） 教育長。

教育長（明田隆雄君） 先ほどの新名議員さんの再質問にお答えさせていただきたいと思っております。

19年度、1小学校、先ほど申し上げましたように、7月の段階でこの事態を聞いております。2学期に入りましてから学校の方から相談ありまして、1つのクラスに先生をたくさん配置してもいいんかというような話がございました。それはもう学校の方に任せとんだから、学校の方で十分にできるのであれば、ほかのところには支障がないのであれば、そちらの方に手をかけるようにして、そのような学級ができないように努力してくれということをお願いをしております。

その後ですけれども、その後私も気になりますので、10月に2回ほどと11月に1回ぐらい実情を視察に参りました。そのときは、ここで話していいかどうかわかりませんが、1つの教室に3名の先生が入っているというような状況でございまして、何とか普通の授業ができていたというふうな状況でございました。

来年度につきましても予算要求もしてございまして、生徒指導推進員のほかに特別教育支援員の方を予算要求しておりますので、ぜひご協力いただきまして、学校の方がうまく運営できるようにお願いできたらなと思っております。

新名議員さんと一緒に私も、私は後の方の最後の方になったかもしれませんが、非常に生徒指導の重大さってということについてはお互いに努力した時期もございまして、学級で授業が成立しにくくなるということは大変なことではございますので、そういうことにならないように鋭意努力してまいりたいと、そういうふうに考えておりますので、ご理解お願いしたらと思っております。

それから、部活動、先ほど例ございましたけれども、5名の生徒で野球をして、実際

に郡の大会に出場するときにはよそから借りていってというようなことで、ご指摘のとおりもう大敗したというような状況がございます。この件に関しまして、私も非常に気にかかけるところでございまして、学校の方へ、これじゃ部活はできんだろうと、何とかせなんだらいかならうと。例えば部員をふやす方法だとか、よその部活、よその学校へ行く方法だとかいろんな話もちょっとしてみたんですけれども、学校の方では今のところそういうなことは考えてないと。ただ、メンバー少ないけれども、純粹に野球がやりたいので、今のままの状況で野球を続けていくというようなことございました。

この件に関しては野球部だけの話じゃございまして、ほかの部活でもちょこちょこ聞いております。そういうな分についてもそれぞれ校長のところ、また担当のところへ行ってそういうな話を伺っておるところでございましてけれども、今のところ教育委員会として他人のそらごとみたいなってというような表現をされまして、申しわけなく思っておるところで、一生懸命努力して何とか部活が頑張れるようにというような形をとりたいというような気でおります。

先日、新人戦も終わりましたけれども、この機会、こんな機会はどうかと思っておりますけれども、新人戦の状況を見えますと、2つの町でってということで、私方内海中学校と池田中学校ですので、どうしても池田中学校は先ほどの例のような事案もございまして、そういう成績は上げておりませんが、内海中学校と池田中学校を合わせますと、運動関係の部活動では相当いい成績を上げてるといふうにつかんでおります。実際今そのデータも私手元、ここ出して広げて見ながらお話ししてるわけですがけれども、特にことは女子のテニスが非常に優秀でございまして、先日学体、学校体育関係主催の行事じゃございまして、非常によく頑張ってるというふうにとらえております。それぞれの学校で問い合わせして、どうするんぞってというようなことでないさけえ、私の方も何とかしたいなというようなことで考えておりますけれども、特に委員会自体としてどうこうするってというような動きはまだ出ておりませんので、また鋭意勉強して努力してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（中村勝利君） 6番新名議員。

6番（新名教男君） 合併の問題につきましては、多分この合併に関する調査報告書は部内の分であるということには間違いのないと思います。これについてはもうこれ質問は切りますが、小豆島百年の計ということもございまして。ぜひ、小豆島町は町長が考えられると同じように一つになるというのが自然な形じゃないかと思っておりますので、町長の、岡田

町長並びに坂下町長のリーダーシップに期待します。

それから、2つ目の質問の続きですが、教育長が言われた、もう1つのクラスに3名の先生を入れてやっとりますというの聞いたら、小学生にしてもうぞおっとするわけですけどね。そんなことやるから今教育委員会不要論が出てきよんじゃないかと思います。もうちょっとしっかりしてほしいと。3名入れても4名入れてもええですけども、やっぱり1人の生徒ががたがたするとほかの生徒は授業できんのですから、そのあたりはもう少し適切にやっていただきたいと思います。

それから、もう一つの部活動の分についても、これはそれぞれお願いしときたいのは、保護者の意向、それから生徒自身の意向が大事です。それがありますので、学校として学校長は波風立てんとこのままでというんじゃないくて、少なくとも生徒自身の考え方、それから保護者、その子供たち、それから親御さんが不利益をこうむらないように、少なくとも教育委員会は、先ほど言いましたが、指導、助言の範囲ですので、校長をしっかりと指導、助言して、子供たち生徒、それから保護者が不利益にならないことをお願いしておきます。答弁は結構です。よろしくお願いして質問は終わります。

議長（中村勝利君） 次、11番渡辺議員。

11番（渡辺 慧君） 私は、学校給食における地産地消の推進をということで質問をいたします。

今ほど食に対する関心が高まっているときはありません。戦後の食糧難が改善され、他品種の食品が出回っておりますが、その一方で好き嫌いなど食生活の乱れや肥満傾向とか、朝食をとらない児童・生徒の増加が指摘をされております。そうした中で、学校給食で地場産農作物を提供することは、消費拡大とあわせて食育の点からも重要であると考えます。また、生産者との交流や職場体験などを通して、感謝や郷土への愛着を育てていくことにもなるのではないのでしょうか。小豆島では小規模な耕作面積が多く、品ぞろえや価格など統一するのが難しい部分もありますが、地域の活性化や遊休地、荒廃地の解消にもつながっていきます。今の納入システムを活用し、地場産農作物を安定的に今以上に供給できる対策が必要であると思われれます。今後の地産地消の推進への取り組みについてお伺いをいたします。

議長（中村勝利君） 教育長。

教育長（明田隆雄君） 11番渡辺議員のご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、今日私たちの食生活を取り巻く環境は大きく変化しており、栄養の偏

りや不規則な食事を起因とする生活習慣病は増加傾向にあり、食の安全、安心に対する関心は一層高まってきております。

そこで、香川県では、心身ともに健康で豊かな県民生活の実現を目標に、望ましい食習慣や知識の習得を通じた人づくりに向けて、学校等における食育を推進するため、学校給食における地場産物を活用する割合をふやすことや、学校給食に郷土料理を積極的に取り入れることなどを進めています。

この県の取り組みを受けまして本町では、すべての幼稚園、小・中学校において、給食の時間や学習の時間だけでなく、家庭、地域と連携を図った、食に関する教育を計画、実践し、食事の重要性や感謝の気持ち、食文化を通して郷土を愛する心などをはぐくんでいるところでございます。

学校給食への地場産物の利用状況を申し上げますと、小豆島内では毎月19日に小豆総合事務所農業改良普及課が中心となりまして、生産者、栄養士の3者が学校給食、地元農産物活用推進に関する打合会を開催いたしております。そこで、学校給食での地元食材利用促進を図るため、食材品目の調整を行っております。現在6名の地元生産者が登録されておりまして、この3者による打合会で調整を図りながら、野菜であるとか果物の供給をいただいております。

ちなみに、平成18年度の利用状況で申し上げますと、21品目の県内産の野菜を利用しております。その主なものとしては、タマネギ、大根、コマツナ、ミズナ、ネギなどとなっております。果樹の方では、かんきつ類、メロン、スモモ、カキなど、しゅんの時期に合わせて地元の方が育てた農産物を利用しているところでございます。

このように、県や島内の一部の生産者の協力によりまして地場農産物の利用は徐々にふえておりますが、学校給食においては一時に大量の食材を必要とするため、小規模生産者では需要に供給が追いつかないという現状が一方でございます。本町の学校給食に利用しております地元産の食材はこのような状況ではありますが、農業関係機関との協力関係をさらに強化するとともに、学校給食用の地場産物を生産する登録者数をふやすことにより給食食材の安定供給を促すなど、生きた教材としての学校給食の充実と地場産物の活用を目指してまいりたいと考えているところでございます。

なお、生産者との交流、職場体験の現状でございますけれども、幼稚園では地元農家のご協力をいただいて、稲作やミカン、サツマイモの収穫体験、また小学校、中学校では生活科や総合的な学習の時間等を利用いたしまして、オリーブや菊の栽培体験を通し、キャリア教育、ふるさと教育を推進しているところでございます。よろしくご理解のほどを賜

りたいと思います。

議長（中村勝利君） 11番渡辺議員。

11番（渡辺 慧君） 先ほど生産者の方の登録というようなこともありますが、これからもやはり遊休地とか荒廃地の解消のためにも、そういう生産者の人たちの数をふやしていくという努力をお願いしたいというふうに思います。

また、畑を耕すということは子供たちもそれぞれが力を合わせたり、あるいはまた助け合ったり、いろんな面でいい作用が出てくるんじゃないかならうかと思います。先ほどの話からも、いろいろ体験されておるようでありますが、ぜひこれも続けて、積極的に今以上に時間をふやしてやっていただくというようなことも考えていく必要があるんじゃないかならうかと思います。

いずれにしても、この食の問題、最近多くなるようになっておりますので、ぜひとも前面に取り上げてやっていただきたいと思います。

先ほど、策定されました総合計画の中で、これは学校給食じゃないんですけど、健康づくりの推進とか農業の振興でもこの地産地消の拡大を図っていくというようなことが掲げられておりますので、これは具体的な数字、目標を掲げておられるのかどうか、それをちょっと質問させていただきますが、どういう形で取り組んでおられるのかということですね。この質問だけちょっと答えをお願いします。

議長（中村勝利君） 農林水産課長。

農林水産課長（岡本安司君） 地産地消の推進目標、目標数値までは掲げてはございませんが、やはり先ほど渡辺議員さんおっしゃられましたように、遊休地対策、また農業振興からも考えましても、ぜひその辺必要な施策であると思いますので、これからも努力をしていきたいと考えております。

議長（中村勝利君） 暫時休憩します。再開は2時15分。

休憩 午後2時06分

再開 午後2時15分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（中村勝利君） 次、10番植松議員。

10番（植松勝太郎君） 私は、2点質問をしたいと思います。

1点目、去る9月の議会で質問するつもりでおったんですが、ちょっと都合ありまして今回になりました。頑張る地方に対する交付税上乘せ問題についてということで、行政改

革や地域活性化で成果を上げた自治体に交付税の上乗せをするとのこと。小豆島町、1,367万円、土庄町は9,327万円。合併という痛みを伴った最大の行政改革を行った町としては納得できません。なぜ、合併をしない町の方が評価が高いのかという点ですね。

それから、地域産業界はほかの地域にない頑張りをやってきたと思うし、鴻池大臣初め竹中大臣、それから8月の渡辺大臣と、それを初め多くの国会議員や官庁の職員の視察は一体何であったのでしょうか。一定の計算式だけの金額決定には私は納得がいきません。総務省に伝えて回答を求めるべきで、その結果は議会または町民に報告していただきたいが、いかがでしょうか。

2点目、内海地区における防災道、これは勝手に防災道というふうな名前をつけましたけれども、その整備をぜひ図っていただきたいと思っております。

3年前の台風16号での高潮災害時に、内海地区の国道、県道、また旧県道ともに海岸線にありますもので、車の移動が各地で分断されました。そして、救援活動が思うようできなかつた状態になりました。そしてまた、もっとすごいと予想されている東南海地震での津波、その後に高潮の後に出ました防災マップ等を見ると、またまた分断されるのは間違いないと思います。そして、救援活動ができないということになっていくと思います。

そこで、提案ですが、現在の道路より山側といいますと、先ほどの国道、県道、旧県道よりも高い位置ということですが、特に未整備の苗羽の地域、馬木、安田に横一本に通ずる道、これを防災道と、坂手から西村の防災道と、これが必要ではないかと思いますが、考えをお聞きしたい。以上2点よろしく申し上げます。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 10番植松議員のご質問にお答えいたします。

1点目の頑張る地方応援プログラムにつきましては、魅力ある地方の創出を目指すために、前安倍政権の肝いり施策として平成19年度の交付税制度について新たに設けられたものでございます。しかしながら、この制度には制度そのものと合併に関する部分で矛盾があり、このことにつきましては地元国会議員を通じて国に対して強く抗議をしたところでございます。

また、県政策部長が来町した折にもこのことを強く訴え、四国地方開発会議の場において香川県の意見として発言をいただいたところでございます。

さらに、議長、副議長にも担当課長から内容を説明しており、香川県町村議会議長、香川県町村会、自由民主党香川県支部連合会、自由民主党香川県議会議員会に対しまして、制度の矛盾と改善を訴えてきたところでございます。

また、総務省に対しましては、地方交付税法第17条の4に基づき、平成20年度の普通交付税において合併の行革効果が反映された制度になるよう意見書を提出しております。

このように、関係機関への申し入れにつきましては、考えられるすべての行動を起こしてはおりますが、ご承知のとおり普通交付税につきましては一度閣議決定なされますと変更となる例は見ないところであります。したがって、まことに遺憾でございますが、算定額の変更、追加につきましては困難であると予測をされるのでございます。しかし、今後のこともありますので、矛盾点は矛盾点として意見として申し上げておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以下、先ほど申しました制度の矛盾やその他の質問につきましては、後ほど担当課長から交付税算定等の矛盾点につきまして詳細に説明をさせます。

2点目は、西村から坂手間に高潮や津波の発生するときにも通行が遮断されない防災道路が必要ではないかとの質問でございますが、理想論としましては私も全く同感であります。

当時は高潮や津波を想定しての計画ではなくて、農道整備としての計画でございましたが、旧内海町時代の昭和50年ごろにはこのような構想はございました。しかし、地形が複雑なために一本の路線でつなぐには経済性が悪く、農道としての費用対効果の面で事業採択は無理であるということから、草壁農免道路、西村農免道路、坂手ふるさと農道などをそれぞれの地域単位に事業化し、整備をしてまいったのでございます。そのために、農道の起終点、農道を起こしたとこ、終わりのところ、起終点はそれぞれ既存の国道や県道に接続しており、その間には低地帯を走る現在の国道や県道がございます。しかし、内海湾沿いの草壁地区、片城地区、安田地区、馬木地区には塩田跡地などの埋立地も多く、山際まで低地帯というところもあり、しかも住宅などが立ち並んでいることを考えますと、仮にご質問のような防災道路として活用できるような道路の接続には大きな費用が必要となり、現在の財政状況を考えますと、早急な検討、計画は極めて困難でございます。したがって、ご質問の件につきましては将来的な課題として認識をしながら、当面は既存の都市下水路施設の効率的な運転や、今年度から着手しております植松都市下水路の再整備事業、また県と連携をとりながら取り組んでおります海岸や河川での高潮対策事業を積極的に進めることで、建物のみでなく低地帯部にあります基幹道路の浸水防止を図っていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（中村勝利君） 企画財政課長。

企画財政課長（石田良行君） それでは、先ほど町長の方から答弁いたしましたとお

り、制度の矛盾、それから制度の概要について、植松議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

頑張る地方応援プログラムへの交付税制度でございますが、その概要を申し上げますと、支援期間は平成19年度からの3年間、支援総額は3千億円となっております。このうち19年度につきましては2,700億円が措置され、普通交付税分が約2,200億円、特別交付税分が約500億円となっております。したがって、支援期間は3年間となっておりますが、平成19年度においてその9割が措置されるため、単年度の施策に近いものがございます。

さて、ご質問の、最大の行政改革と言われた合併をしたにもかかわらず、その算定額は土庄町より大きく下回った原因を申し上げますと、算定9項目のうち行政改革の算定額は本町は約500万円で、土庄町は約8千万円となっております。この差額であります7,500万円が合計での差額として反映されております。その要因について申し上げますと、行政改革の測定数値を平成14年度と平成17年度の決算額に求めたことにあります。ご存じのとおり、平成17年度につきましては本町にとりまして合併に向けた正念場の年であり、その決算額には電算の統合経費など合併準備の経費が約3億6千万円含まれております。したがって、平成14年度の決算と単純な比較をされますとどうしても決算額は大きくなり、結果といたしまして行政改革の算入額は低額なものとなったわけでございます。

この点だけを見ましても、頑張る地方応援プログラムの欠陥が浮き彫りになっておるわけでございますが、そもそも地方交付税は、地方団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方公共団体が一定の行政水準を維持できるよう交付されるものであり、地方固有の財源であります。したがって、地方の頑張る度合いを尺度として、その算定額に影響を及ぼすのは初めから矛盾があるものと考えております。

また、新聞報道の4項目につきましては、行政改革、出生率、若年者就業率、ごみ処理量が掲載されておりましたが、残り5項目につきましては、農業算出額、製造品出荷額、事業所数、転入者人口、小売業年間商品販売額となっております。いずれの指標も過去の統計データを機械的に算出したものであり、条件不利地域への配慮や地域の実情が反映されておらず、地方の頑張る度合いをあらわしているとは思えないものとなっております。

今後につきましては、地方交付税制度が真の意味において地域活力の創出につながるものとなるよう、香川県町村会などの関係機関を通じて国への強い働きかけをいただくようお願いしたいと考えております。

なお、町議各位におかれましても、こうした矛盾点について、また交付税制度本来の趣

旨に基づいてその総額が確保されますよう、それぞれの立場におかれましてご支援とご協力をお願い申し上げる次第でございます。以上です。

議長（中村勝利君） はい、10番。

10番（植松勝太郎君） 支援道やないわ、ごめんごめん、災害道はないんで、防災道はないんですか、担当課の方は。町長だけ。

議長（中村勝利君） 10番植松議員。

10番（植松勝太郎君） 今の町長と、それから企画財政課長の答弁ですか聞きましたけれども、国や県に、それから国会議員やとかに意見を言うてるという部分で、我々町民としては、そこで意見を言うだけであるのであれば、これ納得ちょっとしがたいなど。意見を言うてどういうふうな回答が返ってきたんぞと。どういうふうな意見をもってその国や県やとか国会議員の先生方がどういうふうに戻答してくれたん、どういうふうに動いてくれるんぞというところまでやっぱり答えを聞きたいなというふうに私は思いますし、先日の新聞等の報道によると、地域再生枠ということで、交付税に地域再生枠という部分を上乘せしませというふうな設けると、地方交付税に新たに地域再生枠を設ける方針を決めたというふうに新聞にも出ております。三位一体改革の影響で交付税はもう3年間で5兆円以上減ったて、これはもう皆さんご存じのとおりでありますけれども、それで地域間の財政力格差広げた要因になっているということはもう皆さんご存じだと思うんです。それで、いわゆるこれからは今の言うその頑張る地方にということでの活性策を各地から公募して財政措置をする制度を設けるというふうなことも新聞報道で出ております。応募した内容を第三者が精査して、効果の見込めるものを支援するというふうな新聞記事がありました。これは、やっぱりこの1,300万円と9,300万円の差という部分の金額が出てきたときと同じように、やっぱりもう財政課なり総務課なりいるんなところがアンテナを上げて、そして国がどういうふうな動きをこれからしようとしてるのかと、どういうふうなこういう意見を地方へ求めているかというなことをぜひ早く情報として持ってもらって、それに対応すると。そのことが今のその1,300万円と9,300万円という部分の縮小につながっていくんだらうと。もっと内海はひょっとしたらもらえたかもわからん。ということで、ぜひそういうことを今後やって、アンテナを高く上げていただきたいと思います。

それから、防災道、言うたように、勝手に防災道という名前をつけてますけれども、この防災マップ、これ各家とか事業所にこういうふうな防災マップを全部配りました。この分を見ますと、やっぱり先ほどの答弁にもありましたように、低い地域にもういわゆる横の本当に生活道いうんですか、必要な道路が皆あるわけなんですよね。特に、今は坂手か

ら来てネオオリエンタルの上でとまってる。そっからがいわゆる苗羽の地域、馬木の地域、安田の地域ということで、横にもう少しつながるところがあれば車がスムーズに行けてスムーズに救助活動もできるんじゃないかなと私は思っております。お金がないというのは、これはもうわかり切っております。町長は将来的な検討課題だというふうなことを言いましたけれども、やっぱり早くからそういうふうな、これはこうなるんだと、将来的にはこういうことをしたいんだというふうな部分を提案してやっていくということをしなかったら、いつまでたってもお金がないからできないんだと、その次の次だというふうな形になってくると、これは実現はまず不可能じゃないかなと思っておりますが、とにかくそういうふうな将来的な構想をやっぱり持ってほしいなあと。というのは、やっぱりもうこの間の部分で見ますと、各部落が孤立してしまうと。横一線の道路がありましたら上から下へこう、地図上で言えば高いところから下へ車がおりにいって救助できるとか対応できるとかいう部分になっていくと思うんですが、そこら辺が私としては将来的に必要なではないかなと。今、近々じゃなくても、これはそういうふうな計画を持ってやるんだというふうな町民に対する説明がやっぱり要るんじゃないかなと思っておりますが、そこらどうでしょうか、2点伺います。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 植松議員の再質問に対してお答えいたします。

頑張る地方応援プログラムにつきましては、先ほど申しましたように、測定数値が平成14年から17年の3年間というふうなことで、特に合併には小豆島町は金が要ったというなについて算定が非常に厳しい、分の悪いという形になったわけでございます。これはもうなかなか直すということとはできないと思うんですが、それに対して穴埋めをするように我々としては国に対して申し上げましたが、まだそんなんでは足らんじゃないかというふうなことでございます。そのとおりでございまして、これは我々としてもなお国の方へも現状は話しします。しかし、今これは当てにならんと、こう思っても仕方ないと、こう思います。今後そうないように我々としては国の方へお願いをすると、こういうことに今も現在もしておるわけでございます。

それから、防災道につきましては、これはもう当初防災路というな考え方やしに農免道路としてやったわけでありまして、もう苗羽から馬木、安田にかけてはありません。これをやるというたらもう大変なことだと思うんですが、草壁と西村との間がちょっと消えとんですね。これは最近、最近にこれずっと今まででも、通勤の朝7時半から8時ごろに草壁のちょうどフェリーの上がったとこの辺で朝込みまして、車が停滞するわけです。ほ

で、それ上に農免道路がつながっておれば多少は緩和するというなことも思うわけですが、これらにしましてもこの際にそういうことをこれからの計画の中で県、国の方へも上げて、財政の許す範囲で何とかやっていきたいと、こういうなことで、実現性はなくても今から計画をしておらないかと、こういうなことを思っております。そういう点でご理解を賜りたいと思います。

議長（中村勝利君） 建設課長。

建設課長（池上 恵君） 防災道につきまして少し補足させていただきますと、まだ確定はしておりませんが、今先ほど植松議員さんの方から坂手ふるさと農道がネオオリエントルの上でとまっておるといことですが、確かにそのとおりでございます、あそこからふるさと農道としてはとまりまして、ホテルの前へおりてくる町道へおりてくるということとまっておりますけど、これ実は私の建設課長という立場で答弁するのはどうかと思うんですけど、旧内海町時代からの計画でございますので、私の方からさせていただきますと、今県営事業でダムの条件事業等も含めまして、県営事業の中山間地域総合整備事業といった土地改良事業をしております。その計画をする中で、そのネオオリエントルの上でとまっておるふるさと農道を芦ノ浦の黒島伝治の記念碑のところ、ちょうど橋喜商店の前ですね、そこへ500ちょっと、延長にして500メートルちょっとだったと思うんですけど、そこまで伸ばしてくるとい計画を絵としてはかいております。ただ、当初採択要望の中にはちょっといろいろ事情がありまして入れることができなくて、県と町との話し合いでは、ある程度全体の事業が進んだ段階で、変更、追加という形で、見直しの段階で入れていくという方向で協議はしております。ただ、結果ははっきりしませんけど。そういった意味で、できるところできるところからやっていかざるを得ないのかなというふうに考えておりますので、参考までに申し上げます。以上です。

議長（中村勝利君） 10番植松議員。

10番（植松勝太郎君） 今の建設課長から答弁いただきましたが、とにかく町長も言いましたように、すぐに実現できなくても計画はこういうな形であるんだと。今の黒島伝治のところまでというありますけれども、仮にあそこから橋喜へおりたとしても、苗羽のあの地域がずっと通れないという部分がありますから、やっぱりもう少し行って、その幼稚園のところへ行けば横一線のまた道に行けるよというふうな、現在あるような道につながれるというふうな考え方をして、実現しなくてもこれからはこういうふうな形のもんで計画を持っているんだという部分があれば、またその部分に対してひょっとしたら実現可能な部分につながっていくということもあるんですけど、計画がなければもうまず実現しま

せんので、よろしくお願ひしたらと思ひます。

それから、この交付税の部分で町長返答いただきましたが、私が言ひたいのは、こういうふうな形のもんが地方経済の活性化を各地から公募するぞというふうな部分もあるよというふうに今新聞の報道言ひました。そういうふうな部分に対するアンテナを張ってくれと、高くアンテナを上げて、いろんな部分の情報を収集してくださいよということをお願ひしたいんやけれども、そういう返答が来ませんでしたんで、3回目で、そのアンテナをきちっとやるかやらんかという部分だと思ひんです。どうでしょうか。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 非常に貴重なご意見をいただきまして、やっぱり常に情報、アンテナを張って敏感にそれに対処していくという体制は必要であります。そういう点で私たちもなお一層そういう情報源を持つように努力をしたいと思ひますし、また皆さんからも情報入りましたら早急に我々の方へも示唆していただきたいと、かように思ひます。

議長（中村勝利君） 農林水産課長。

農林水産課長（岡本安司君） 先ほど建設課長からご答弁を申し上げました坂手の農道に関しまして、先ほど植松議員さんからも、もう少し上手側の方へ振ったらどうかというご意見が出されたように思ひます。これ私も現地を見まして、今橋喜商店のところ、国道、県道ですか、県道ののり面でもうコンクリートができておりますので、できれば、真里ですか、民宿の真里の方へ上がっていく、あの道のできるだけ上の部分にとりつけてというようなことでは考へているところがございますけど、これからまた用地の関係者等々も地元の方と十分協議をしながら、できるだけ早い時期にできるように進めていきたいと考へております。

議長（中村勝利君） 次、15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 私は、3点について、町民の暮らしを守る立場で質問をさせていただきます。

第1に、住民税、国保税の減免制度をとということです。

今、不況で町民の暮らしは本当に厳しくなる一方です。ところが、ことし6月には定率減税廃止と一律10%の税率導入ということで住民税が昨年に引き続いて増税になりました。一方、政府は予算3億円をつぎ込んで、住民税がふえた分所得税が減ったので負担は変わらないと大宣伝をしました。しかし、定率減税廃止によって住民税、所得税の合計でも負担がふえたのが真相です。その上、住民税非課税世帯が課税世帯となることに伴い、

国保税などさまざまな公的負担増にはね返ってきております。特にお年寄りなどの低所得者からは暮らしていけないと悲鳴が上がっております。

今、弱肉強食の規制緩和、構造改革が進められ、税金、社会保険料を払い切れない人がふえています。政府は自治体を巻き込んで、保険料を払えない人から国保の保険証を取り上げたり、生活や営業に欠かせない財産を差し押さえたりしております。税金を払えない人に差し押さえをする指示が税務署だけでなく地方自治体にも出されています。税金を払えないと公的サービスを受けさせないといつてもない条例までつくられています。

私たち一人一人は、憲法25条で保障された、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を持っています。これをしっかりと保障するのが地方自治体の責務です。町が税金などの滞納解決に取り組むことはもちろん必要ですが、それには滞納を生まない対策、生活を脅かす過重な負担軽減策が先に必要だと考えますが、町長のお考えをお尋ねいたします。町民の暮らしを守る立場に立って、町民の切実な声にこたえ、所得の減った人や低所得者に対する基準を明らかにした住民税、国保税の申請による減免に関する規則や要綱などをつくって、制度として保障していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

第2は、町民の暮らしを守る立場で水道料金などの見直しをとということです。

水は命で、安価で安全な水を提供するのは自治体の務めです。本町では合併時に水道料金の引き下げを行いました。それでもまだ県下で一番高い料金になっています。本町の月20立方メートル使用の家庭の水道料金は4,405円です。これは県平均3,323円の約1.3倍。一番安い東かがわ市の2,415円の約1.8倍。土庄町の3,670円に比べても1.2倍という高い水道料金を小豆島町民は支払っております。土庄町の水道料金を見て小豆島町の水道料金の高さに驚いた、同じ島に住んでいるのに何とかならないのかという町民の声も聞いております。先ほども述べましたように、今税金など公共料金の値上げが暮らしを圧迫している中、水道料金も見直して、料金の引き下げなど町民の負担軽減に努力をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

そこで、幾つか提案をさせていただきます。

第1に、料金体系を見直して、基本水量制度をなくして、少量の水道使用者の負担を軽減していただきたいと思います。例えば、井戸など自己水源を活用している場合や長期に不在の場合などで水道使用量がわずかであったり全く使用していなくても、今は6立方メートルまでの基本料金が必要です。これを基本料金は例えばさぬき市は400円となっていますけれども、基本料金は設定するにしても、あとは1立方メートルから6立方メートルまでの料金を設定して、1立方メートルごとの料金を取ることで使用水量の少ない町民に

としては負担軽減になります。

また、現在墓地の水道料金が団体用になっており、基本水量が10立方メートルになっています。墓地は半額になるという規定はありますが、池田地区の町民にとっては合併前は無料でしたから全額が負担増になっております。内海地区でも、規模の小さい墓地であれば月5立方メートルも使わないところもあります。この場合でも、1立方メートルからの従量制にすることで少しでも負担を軽減することができるのではないのでしょうか。

さらに、基本水量までは幾ら使っても同じ料金だからということで、むだな水の使い方になっているということもあると思います。1立方メートルからの従量制にすることで節水にもつながります。ぜひ検討をしていただきたいと思います。

第2に、水道の新規加入負担金、分担金ですね、ちょっと負担金で印刷されてると思うんですけど、分担金です。営業収益に算入している自治体は全国で過半数を超えていると伺っております。会計処理を適正化して、料金値下げの原資となる経常利益を確保し、水道料金を引き下げた自治体もあります。新規加入分担金などの扱いを見直していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

第3に、水道料金徴収について口座引き落としを行っている町民の方から例えば100円とか50円を割り引く、そういう制度を導入することはできないのでしょうか。

第4に、公益福祉減額制度でこれまで住民税がかからずに減額されていたのにもかかわらず、今回の住民税の増税によってその制度から外れることになった人がいるのではないのでしょうか。その人数を明らかにして救済策をとっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、滞納者の給水停止については、命にかかわる最後の手段であり、安易に行うべきではなく、十分に慎重な対応を求めたいと思います。現在の実態と状況をお尋ねいたします。

3番目に、多重債務対策相談窓口の状況についてお尋ねをいたします。

深刻な社会問題になっている多重債務問題の解決を図ろうと、政府の多重債務者対策本部などは、この12月10日から16日を全国一斉相談ウィークとして相談会の開催を呼びかけました。小豆島町の庁舎内にもポスターが張られ、広報でも掲載をしていただきました。15日に県が開いた相談会の参加者は、高松市の県弁護士会館に25人、善通寺の仲多度合同庁舎に24人が訪れたと報道をされていました。その中に小豆島町の町民が含まれていたのかどうかはわからないことかもしれませんが、この相談ウィークも含めてこれまでの町民の相談の状況はどうなっているのかお尋ねをいたします。

また、町民税や国保税、介護保険、医療費、手数料、使用料など、町で取り扱う公共料金の未納者、滞納者の人数、金額の全体をつかんで明らかにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

そして、この多重債務対策については、土庄町とも連携、協力をとって、郡全体で取り組む体制をつくっていくことが大事だと思いますが、その点はいかがでしょう。以上です。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 15番鍋谷議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の申請による住民税及び国民健康保険税の免税、またその規則、要綱などをつくり、制度として保障していただきたいとのご意見でございますが、これらにつきましては以前から条例及び規則を制定しておりまして、詳細につきましては後ほど税務課長から説明をさせます。

2点目についてでございますが、低廉かつ安全な水道水の安定供給は水道事業の基本理念でございます。水道料金の決定基準については、公正、妥当で能率的な経営を実現した上で、水道事業の健全な運営の確保が達成されなければなりません。今後、水道事業において老朽施設の更新など大規模な投資事業を予定しておりますが、公営企業の効率的かつ健全な運営を単に水道料金に求めるのではなく、水道事業体の創意工夫を凝らした経営努力により現行水道料金水準の維持をし、安心、安全な水道水の供給に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

また、15番鍋谷議員のご発言のとおり、瀬戸内海の島嶼部に位置する本町にとりましては水はまさに生命線であります。よって、水道水の安定供給に必要な安定水源の確保は歴代町長の大きな悩みであり課題でもありました。現在の小豆島町に至るまちづくりの歩みを顧みますと、その歴史はまさに水との戦いでありとも言うべき足跡があります。現在もまた冬季湧水を危惧する状況にありますことから、水との戦いを続けているのであります。ご質問に対する詳細は水道課長にご説明をさせます。

3点目の多重債務対策相談窓口の状況についてでございますが、最初のこれまでの相談状況でございますが、先般内閣に設置されました多重債務者対策本部、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会の共催で全国一斉に多重債務者相談ウィークが実施されました。この期間中、香川県でも無料相談会が開催され、本町からも職員1名が多重債務者問題への対応と研修を兼ねて参加しております。

ご質問の本町における多重債務相談の状況は、町税及び使用料、手数料の滞納者との面

談の中で2件、電話での問い合わせが2件ありましたが、香川県消費生活センターと県司法書士会の相談センターへ紹介をしております。

次の滞納者の人数、金額につきましては、収納対策室を設置して以来、まず債務者を掌握することが必要でありましたので、滞納者、滞納額、滞納種別などの名寄せの作成が急がれ、関係する各部署から収納対策室へ移管されたデータをもとにして作成作業に取り組んできましたが、現在使用しているパソコンの機能では無理であることがわかりました。この対応としましては、平成20年度の滞納管理システムの予算化に向けて検討してまいります。

3つ目の郡全体で取り組む体制でございますが、本年8月に香川県多重債務者対策協議会が設置されました。この会の目的は、多重債務問題が社会に深刻な影響を及ぼす中、関係団体などが連携し、多重債務被害の防止や多重債務者の支援、救済などを効果的に実施することとされております。

また、本町の職員におきましても、独立行政法人国民生活センターと香川県主催による最新相談情報セミナーの受講、県庁で開催された多重債務者相談研修会への参加などを通して、多重債務者への理解と関係する機関等への取り次ぎを行うべく研修を行っております。これらの活動を積み重ねながら、郡全体で取り組む体制づくりについては、土庄町や小豆県民センターなどとの情報交換に努めてまいります。

あと、税務課長、また水道課長より答弁をさせます。

議長（中村勝利君） 税務課長。

税務課長（三木忠臣君） 15番鍋谷議員のご質問にお答えをいたします。

住民税につきましては、地方税法第323条の規定に基づきまして、小豆島町税条例第51条第1項で、(1)生活保護法の規定による保護を受けている者、(2)当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者、またはこれに準ずると認められる者、(3)学生及び生徒、(4)号は法人、団体につき省略をさせていただきます。(5)震災、風水害、火災、その他これに類する災害により被害を受けた者については、必要があると認められる者に対し減免をすることができることになっております。また、それに付随して、小豆島町災害時被害者に対する町税の減免に関する規則を設けております。

また、国保税につきましても、地方税法第717条の規定に基づきまして、国民健康保険税条例第13条の2第1項に、(1)災害により被害を受けた者、(2)経済的理由により公私の扶助を受ける者、または特別の事由により生活が著しく困難となった者、(3)前2号に掲げるもののほか特別の事情がある者、これらにつきましては、必要があると認められる者

に対して国民健康保険税を減免することができることあり、またその取り扱いにつきましても小豆島町国民健康保険税減免規則を設けております。町といたしましては、これらの規定に従いまして今後も対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

なお、ご指摘の住民税増税など負担増でございますけれども、平成17年度の定率減税の縮小、廃止、平成18年度には、老年者に対する非課税限度額の廃止や公的年金収入からの控除額の削減、また老年者控除の廃止と、特に老年者の一部には増税となる改正が行われました。また、平成19年度では、国の三位一体改革の一環であります所得税から住民税への税源移譲といたしまして、所得税の税率を下げ、住民税の税率を一律の10%とする改正が行われたところでございます。しかし、平成18年度から新たに課税となった老年者に対しましては、急激な税負担を緩和するために、平成18年度は本来の税額の3分の1課税、19年度は3分の2課税、平成20年度以降全額課税となる経過措置がとられております。

また、平成19年度の税源移譲に伴う住民税の増分につきましては、その分所得税が減額となり、合わせれば基本的には変わりはないとされております。

また、低所得者に対しての非課税措置として、これまでどおり扶養家族がいない場合、均等割では合計所得額が28万円以下の者、所得割では合計所得金額が35万円以下の者については従来どおり非課税となっておるところでございます。ご理解を願いたいと思いません。

議長（中村勝利君） 水道課長。

水道課長（堀田俊二君） 15番鍋谷議員の水道料金の質問にお答えをいたします。

1点目の水道料金体系の見直しに関してでございますが、本町では用途別基本料金と使用水量に応じた段階別従量料金の2部課金制の水道料金体系を採用しており、段階別従量料金に関しては、使用水量の増大に応じて高い単価を適用する逡増型を採用し、節水効果を期待する料金体系といたしております。この料金体系につきましては、合併協議の中で今後15年間の収支計画を立て、慎重に検討し決定されておりますので、当分の間は現行のまま運用をしてまいりたいと考えております。

次に、新規加入金についてですけれども、本町では水道分担金として新規水道加入者に負担を求めており、この水道分担金の性格は、水需要に対処するため必要となる新規水源の開発、水道施設の拡張及び整備などの経費の一部であり、従来からの水道利用者との負担の公平性を図る措置とされております。この新規加入分担金は水道施設の整備に当てることを目的としていることから、収益科目で計上すべきではなく、資本的収入に計上すべ

きとの国からの見解も示されております。したがって、本町では、水道分担金が将来実施すべき新規または拡張事業の財源であることを明確にするため、資金的収入で収納し、資本剰余金に仕訳する取り扱いといたしております。

次に、口座振替による納入者への割引制度の導入は口座振替を促進し、水道料金の徴収コスト縮減を目的として他の水道事業体で実施しているケースもございます。本町では既に水道利用者の約89%が口座振替を利用されており、割引制度導入により大きく口座振替が促進される見込みが薄く、割引制度導入による損失に見合う徴収コスト削減が見込まれないことから、割引制度の導入につきましては検討をいたしておりません。

なお、水道料金の支払い方法に関しましては、収納率の向上、水道利用者の利便性の向上を目的に、支払い機会及び収納時間の拡大を見込んだコンビニエンスストアでの決済収納を検討いたしており、平成20年度中の導入を目指しております。

次に、水道料金の減免制度のうち、高齢者世帯への制度適用に当たっては、町民税の非課税世帯であることといたしておりましたが、平成18年度課税分から高齢者に対する町民税非課税措置が廃止されたことにより、高齢者世帯への水道料金減額制度についても事実上廃止状態となっております。これによりまして、現在利用されておる全体136名のうち4名の方の水道利用者が減額対象外となっておりますが、他の水道事業体においては減免制度を廃止する傾向にありますことから、減免制度の存続を含めて今後検討してまいりたいと考えております。

最後に、給水停止は水道法第15条及び小豆島町の水道事業給水条例第41条に基づき、水道料金債務不履行に対する対抗策、給水及び給水装置の水準維持を目的に実施するものでございます。しかしながら、本町では水道料金債務不履行を原因とする給水停止の執行実績がなく、水道水は給水停止できないとした誤った解釈が一部にあり、債務不履行を助長しておりますので、平成19年度からは特に悪質な料金滞納者については給水停止も通告しての料金の回収に当たっております。水道料金滞納者に対しては、段階的に連絡を行う一方、十分な料金納付機会を提供した上で、なおかつ支払いに応じない利用者に対しては給水停止をする取り扱いといたしており、料金負担に係る利用者間の公平性の観点からも今後厳正に対処をいたしてまいりたいと思っております。以上です。

議長（中村勝利君） 15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 住民税などの減免制度ですけれども、今の説明の中では生活が著しく困難とか所得がゼロか、または少ないというふうな文面があったと思うんですけど、その点で金額の基準を明らかにしていただきたいということなんです。著しく困難と

いってもわからないわけで、例えば生活保護基準とか、そういう形で所得の基準を決めていただきたいと。それで、減免が受けられるかどうかを町民に明らかにして、例えば高松市では、保護基準だったと思うんですけども、規則で定めて、その減免申請書を窓口において、受けた人はいつでも申請できるという形になっています。だから、どういう所得の人が減免を受けられるかということを基準を明らかにした形で制度をつくっていただきたいということなんですけれども、いかがですか。

それと、町長の答弁でちょっとなかったように思うんですけども、滞納を生まない対策、負担軽減策が必要だということについての町長のお考えを聞いたのかわかりませんが、その点をお願いします。

それと、水道料金の問題ですけれども、私がちょっと最初に言ったのは、わずかしか使用してない方の軽減策ということで、1立方からの従量制にしてはどうかということなんですけれども、それをぜひ検討していただきたいのと、土庄町では使用水量がない場合は当該基本料の60%相当額、または使用水量が3立方メートルの場合は当該基本料の70%相当額を徴収すると、こういうことで使用量の少ない方の軽減策をとっているんですね。ですから、1立方からの従量制が無理だということであれば、土庄に準じた形でこういう制度をとっていただいたらいいのではないかなと思いますが、その点はいかがでしょうか。

それと、多重債務のところ、今収納対策室では全体の滞納をつかめていないということなんですけど、各課、各担当それぞれではそこにそのものがあると思うんです。それが1つのパソコンで集約ができていないという説明だったと思うんですけど、今あるものを、今すぐでなくても後でいいので、今ある滞納の中身、人数、年度、金額というのを明らかにして出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（中村勝利君） 税務課長。

税務課長（三木忠臣君） まず最初に、負担の軽減策は何とかならないものかということでございますけども、例えば住民税でございましたら、すべてもう税の根幹になるのは税率ということになってしまいます。住民税につきましては、全国一律どこへ行きますとも10%であると。

それから、一番気になっております国民健康保険税、これにつきましては限度額、香川県で高松市だけが53万円にそろえとるようでございますが、あ、高松市と坂出市、失礼しました。あとはすべて56万円です。

それから、所得割でございまして、小豆島町が6.3%課税させていただいておりますけども、最高は9%の自治体もあります。最低が6%です。

次に、資産割でございますけども、小豆島町が30%、最高の自治体は41%、41.6というのがございます。最低で20%。

それから、均等割でございますけども、小豆島町2万1,600円、最高のところは3万3千円であります。小豆島町が一番安いということになっております。

それと、平等割ですけども、小豆島町2万4千円……。

(15番鍋谷真由美君「もうその説明はいいです」と呼ぶ)

よろしいですか。

(15番鍋谷真由美君「はい」と呼ぶ)

これから見ても小豆島町の税は決して高くないということにご理解いただけたらと思います。

次に、基準ということでございますけども、住民税いいますのは前年度の所得に対して翌年度に課税するというシステムをとっておりますので、既に前年に所得が確定したものに対して税金をはじいとるわけでございます。だから、もし前年勤めておったところが例えば倒産したとか、病気、けがで急に仕事ができなくなったとか、それとか思わぬ災害によって収入が減ったとか、そういう人を対象に減免という制度を設けておるわけでございます。住民税につきましてはもう減免する対象を厳しく限定しておりますけど、国保税につきましては町長の判断で、特別に事由がある者ということで町長判断、裁量権を相当持たせていただいております。もうそういうので一応は町としましても、先ほど言いました所得が何ぼ以上、例えば家族構成とかにもよりますけど、高松市があるようでございますけども、所得が何ぼ以上が何割の軽減なるいうのにはつくっておりません。ただ、災害については事細かく規則でうたっておりますけども、所得についてはそこまでうたっていません。ただ、判断基準となりますのは、やはり1番に生活保護費、生活保護費とか、そのうちの資産状況とか、それとかそれまでの収入、単年度でなくて前々年とか、それらすべていろんな面で加味して判断をさせていただいておるわけでございます。現実的に減免の対象になるというのはもうほとんどごく限られた方だけということであります。18年度で小豆島町で2人減免対象にしております。住民税についてはございません。大体、以上そのようなことをご理解願いたいと思います。

議長(中村勝利君) 水道課長。

水道課長(堀田俊二君) 土庄さんの例を出していただいて、わずかしか使用していない者ということで、土庄さんについては2カ月検針が基本だということでございますけれども、確かにおっしゃるように水道使用量がゼロの方については60%と、それと6トンま

でが7割というふうにお聞きをいたしております。

ただ、1,700ぐらいの全国に水道事業体ございますけれども、料金体系につきましてはツリー状態で、もう非常に複雑な料金体系をそれぞれの事業体がとっております。大きく分けますと、用途別、うちは用途別でございますけれども、その基本を口径別にやられとる事業体についても用途別以上にございますし、その下で2部課金制、うちのような状態のところもございますし、1部で、もう定率でいってるところもございます。その下には、先ほどお話がありました基本料金、これについても基本トン数を決めとる事業体もございますし、ゼロから出発しとる事業体もございます。そして、あと割り増し料金についても、遞増をとられとる事業体もありますし、従量をとられとる事業体もございますので、各種多様な運用を全国的にされておる。

そういう中で、旧の内海町で申し上げますと、前回の議会でも答弁させていただいたと思いますけれども、粟地ダム完成後、浄水場完成後の昭和58年に大幅な料金改定をさせていただいてもう25年以上が経過をいたしておりますし、旧の池田町でも昭和62年に料金体系を見直してから合併まで来ておったと。合併時で新町ではおのおの2町の安い方の料金体系をとということで出発をさせていただきましたし、合併当時私は協議には参加はいたしておりませんですけれども、合併協議の中で今後の経営状態を十二分に検討して水道料金を検討したということでございますので、基本的には従来現在の料金体系でいかせていただきます。ただ、先ほど申し上げましたように、福祉減免等の運用をやられておる事業体につきましては県内でも少なくなってきました。それも含めて見直しをとということをご答弁させていただきましたので、その中で基本料金の割安料金の設定についても検討はさせていただきたいと思っております。以上です。

議長（中村勝利君） 会計管理者。

会計管理者（松下 智君） 町全体の債権の額でございますが、税も合わせて町の全体の債権件数につきましては、議会の決算特別委員会に資料が提出してあります。

それで、企業会計の場合は発生主義でございますので、実際の滞納額の数字ではありません。例えば、国保連合会からの収入金であれば2カ月おくれ、そういったもんがありますけれども、町全体の債権額、件数は決算特別委員会に出しよります。それから、収納対策室が扱う債権につきましては、各部署で徴収は難しいとか、そういった法的手段で対応していくものを担当するようになっております。先ほど名寄せができてないと申し上げましたのは、収納対策室の方へ移管されたデータの名寄せができてないということです。ちなみに、確かな数字でございませぬが、手書きで集計した数字だけを申し上げますと、約

800人の金額にして2億円前後ということです。これは、800人といいますのは、実際の人
数でありまして、件数ではありません。件数に直しますと、この3倍近くなるうかと思っ
ております。以上です。

議長（中村勝利君） これで一般質問を終わります。

暫時休憩をします。再開は35分。

休憩 午後3時27分

再開 午後3時35分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

町長から発言の申し出がありましたので、発言を許可いたします。町長。

町長（坂下一朗君） 決算特別委員会の報告の前に、平成18年度小豆島町水道事業会計
決算の訂正をお願いいたしたいと存じます。

訂正をいただきますのは、決算書の24ページで、水道事業報告の(3)業務のうち、の
業務量の表でございます。訂正後の数値につきましては、お手元に配付をいたしましてお
ります。訂正し、おわびを申し上げたいと存じます。訂正内容につきましては、担当課長
から説明をさせます。

議長（中村勝利君） 水道課長。

水道課長（堀田俊二君） 平成18年度小豆島町水道事業の決算につきましては、9月議
会に決算書を添付し、認定をお願いしておりますが、決算書での業務量のうち、17年度の
配水量と18年度の有収水量が間違っておりました。1点目は、17年度の業務量でございま
すけれども、合併後の小豆島町での11日間の決算内容でございますが、このうち1日平均
配水量が転記のミスにより、「6,249立方平方メートル」と記載をいたしておりましたが、
正しくは「6,247立方平方メートル」でございます。また、18年度の業務量のうち、
有収水量は料金徴収の対象となった水量でございますが、このうち年間の有収水量を
「207万1,665立方メートル」と記載しておりましたが、「207万2,267立方メートル」の間
違いでございます。これに関連をいたしまして、1月の平均有収水量、1日の平均有収水
量と有収率がお手元に配付いたしております資料のとおり変更となります。まことに単純
な事務上のミスでご迷惑をおかけいたしましたことをおわび申し上げ、ご訂正をお願い
いたします。

~~~~~

日程第5 議案52号に対する決算特別委員会審査報告について

議長（中村勝利君） 次、日程第5、議案第52号に対する決算特別委員会審査報告につ

いてを議題といたします。

決算特別委員長の審査報告を求めます。井上委員長。

決算特別委員長（井上喜代文君） 小豆島町議会議長中村勝利殿。決算特別委員会委員長井上喜代文。

決算特別委員会審査報告書。

本委員会は、9月18日に付託された平成18年度小豆島町歳入歳出決算認定について慎重審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1．委員会開催年月日。平成19年10月30日、同10月31日、同11月2日。

2．審査の経過。理事者及び監査委員の出席を求め、平成18年度小豆島町歳入歳出決算全般にわたり決算書、主要施策の成果に関する説明書及び監査委員の決算審査意見書を参考にしながら各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。

3．件名及び審査の結果。議案第52号平成18年度小豆島町歳入歳出決算認定について、次の事項に留意すべきであると意見を付して認定するものと決定した。

総括意見。未収金対策。未収金対策については、新たに4月より収納対策室を設置し、12月定例会には新規の条例が上程され、新たな徴収方法にも取り組まれる予定であるが、情報交換等を密にし、各課共通認識を持ち、なお一層の努力を期待いたします。

環境衛生課。野犬の取り組みについて努力をしているが、成果が見えてきていない。他の自治体の取り組み状況の研究、また住民への呼びかけ、協力をお願いし、新たな方策も検討されたい。

内海病院。自治体病院としての経営の難しさはあるが、収納対策に努められ、安全安心な病院の運営に努力されたい。以上です。

議長（中村勝利君） それでは、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

ただいま2名の方から挙手がありました。討論については、最初に反対者からの発言があり、次に賛成者と交互に行うのが原則となっておりますので、これを繰り返します。

なお、発言順序は先挙手者と認める者からとなっております。

まず、原案に反対の方から発言を許します。15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 私は、平成18年度小豆島町歳入歳出決算認定については反対

をいたします。

まず、一般会計ですけれども、決算の中には内海中学校の建設や保育料の引き下げなど賛成できる部分もありますが、部落解放同盟への730万円もの補助金を初めとする同和事業費、また内海ダム関連費、それから使用料、手数料の負担増などが含まれておりました。

また、国保会計や介護保険改正についても、税制改正や制度改正による町民の負担増があり、それに対する軽減措置なども行われておりません。以上のことから、この決算認定については反対をいたします。以上です。

議長（中村勝利君） 次に、原案に賛成の方から発言を許します。10番植松議員。

10番（植松勝太郎君） 私は、賛成の立場から討論をいたします。

15番の鍋谷さんが反対ということでしたが、同和行政の目的等、今さら言うまでもなく、部落差別の解消を図り、偏見と差別のない明るい民主社会の実現を目指すものであります。これは、反対理由の中で啓発活動補助金をすると、補助金を730万円とかいうふうなこと形で具体的に出しておりましたけれども、同和関係予算案についてはこれまでの取り組みでハード面、大きな成果を上げております。また、ソフト面では教育、就労問題を初め、地域内外の啓発活動はまだまだ十分ではなく、まだまだ憂慮をすべき状況にあります。国保とか介護とかいう部分も含めて、反対というふうな部分がありましたけれども、それぞれの部分につきましても、それぞれの課が努力をしてるということで、私は賛成の立場で討論をいたします。

議長（中村勝利君） 次に、原案に反対の方から発言を許します。14番村上議員。

14番（村上久美君） 先ほどの一般会計についても、行政が特別な対策を講じてやること自体が逆差別を生むというふうな状況になっているし、多くの住民からもその声はあることは否めません。本当の差別をよりなくしていくためには、行政がみずからがこの予算措置を保護していく過度な決算は、予算はやるべきではないというふうに考えます。

国保会計についても、医療費の一部改正が国の方でありました。そういう中で、本当に今高齢者が大変な思いをしています。年金は削られ、医療費は負担がふえ、そういう状況の中で介護保険料もふえると。制度も、税制制度の改悪の中でも大変な状況にもあります。まさに、貧困と格差の状況をつくり出していつてるわけですから、自治体としての本来の責任をきちっと図っていくべきだと、そのような予算決算を行うべきだというふうに考えます。

そして、平成18年度の介護サービス事業の特別会計決算、介護保険法の改正によりまし

て、入所施設の部屋代、食事代を徴収すること、介護度の軽い人の利用を制限して、さらに介護度の認定を厳しくした結果、利用料の負担に耐えかね、介護サービスから除外や回数などへらさなければならない状況に追いやられております。高齢者が安心して介護サービスを受けられる決算内容になっていません。

また、18年度小豆島町水道事業会計決算においては、内海ダム再開発費の増額はダム開発の促進を強化するもので、これについては認められません。以上の点で反対討論いたします。

議長（中村勝利君） 次、原案に賛成の方から発言を許します。7番安井議員。

7番（安井信之君） 私は、賛成の立場から討論いたします。

先ほど言われた差別問題におかれましても、まだ我が町内での問題意識的には大きな問題だと認識しております。また、各種保険事業にありましても、その保険自体を長らく行っていくには、いろんな方法なりを考えていくのが現実的なものだと考えます。また、内海ダムの再開発事業におきましては、治水、また水不足による今も渇水の危惧が生じておりますが、そういうふうなことを考えての事業でありますので、私はその中で予算も適切かつ効率的に運用できていると思いますので、賛成いたします。

議長（中村勝利君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。議案第52号平成18年度小豆島町歳入歳出決算認定については委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（中村勝利君） 起立多数です。よって、議案第52号は委員長報告のとおり決定されました。

~~~~~

日程第6 報告第8号 専決処分の報告について（内海中学校校舎建設工事に係る工事請負変更契約の締結について）

日程第7 報告第9号 専決処分の報告について（内海中学校校舎建設機械設備工事に係る工事請負変更契約の締結について）

日程第8 報告第10号 専決処分の報告について（内海中学校校舎建設電気設備工事に係る工事請負変更契約の締結について）

議長（中村勝利君） 次、日程第6、報告第8号、日程第7、報告第9号、日程第8、報告第10号専決処分の報告は相関する案件でありますので、あわせて報告を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 報告第8号専決処分の報告についてのご説明を申し上げます。

平成18年11月13日開催の小豆島町議会第3回臨時会におきまして、議決をいただきました内海中学校校舎建設工事に係る工事請負契約につきまして、変更契約の必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分を行い、同条第2項の規定により報告するものであります。

また、報告第9号につきましては、内海中学校校舎建設機械設備工事に係る工事請負変更契約の締結についての報告でございます。

報告第10号につきましては、平成19年3月2日開催の小豆島町議会第1回定例会におきまして、議決をいただきました内海中学校校舎建設電気設備工事に係る工事請負変更契約の締結についての報告でございます。報告内容につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 日程第6、報告第8号専決処分の報告についての内容説明を求めます。学校教育課長。

学校教育課長（中桐久志君） 報告第8号、報告第9号及び報告第10号の専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

内海中学校建設工事につきましては、ご案内のとおり、校舎建設工事、機械設備工事及び電気設備工事に分けた分離発注といたしましたが、まず校舎建設工事の契約につきましては、町長の報告にありましたように、昨年11月に開催されました第3回臨時議会で議決、承認をいただき、株式会社奥村組四国支店との間で、議案書の2ページをお願いしたいんですけども、2ページの3で契約の金額、変更前として記載のとおり、7億9,065万円で請負契約を締結をしておりましたけれども、工事の内容に変更がございましたので、この契約金額を変更する必要が生じました。

変更の内容につきましては、くい打ちによりまして生じた残土処理を、当初最初は島外処理ということにいたしておりましたけれども、島内処理としたことによりまして一部変更減というのもございますけれども、備品購入につきましては当初備品購入費で整備を予定をしておりました。その備品ですけれども、主には理科、音楽、美術など特別教室及び特別教室に付随をしております準備室の収納棚ですけれども、企画財政課と協議を行う中で工事費に含める方が起債の対象となるなど、財政的にも有利なこともありまして、

当初は備品購入費としておりましたけれども、工事費に含めることにいたしました。このため、当初の契約金額に2,310万円を追加をいたしまして、契約の金額を変更後として記載のとおり、8億1,375万円とするよう本年9月21日付で町長の専決処分としたものでございます。

次に、機械設備工事の契約でございますけれども、本工事につきましては昨年12月の定例会で承認をいただき、三喜工事株式会社とで請負契約を締結をしておりました。請負契約につきましては、議案書の4ページになりますけれども、4ページの3のところは契約の金額の変更前ということで記載をしておりますとおり、1億1,970万円でございますが、これにつきましても内容の変更がございました。室外空調機ですけれども、耐久性を考えまして耐塩塗装、塩に絶える塗装を追加をいたしました。そのため、39万9千円増の変更契約を行う必要が生じました。ですので、町長の専決によりまして請負金額に本経費を追加いたしまして、変更後の契約金額として記載のとおり、1億2,009万9千円としたものでございます。専決処分の日にちですけれども、10月12日でございます。

続きまして、電気設備工事についてでございますけれども、これにつきましても町長の報告にありましたように、本年3月に開催の第1回定例会で承認をいただきまして、田中電気工事株式会社と、これは議案書の6ページの3になりますけれども、契約金額変更前に記載のとおり、1億1,508万円を請負契約を締結をしておりましたけれども、内容に変更がございましたので、契約金額を変更することになりました。変更となったものとしたしましては、電話設備及びパソコン教室の移転ですけれども、電話設備につきましては、これにつきましても当初備品購入費で整備をするということにいたしておりましたけれども、本工事につきましても企画財政課と協議の結果、工事費に含めるということにいたしました。パソコン教室の移転につきましては、旧校舎のパソコン教室から新校舎のパソコン教室へのOA機器の移転、それからシステムの設定経費を新たに追加をしたため、契約金額で304万5千円を追加をいたしまして、変更後の契約金額として記載のとおり、1億1,812万5千円とするように機械設備工事と同様、10月12日付で町長の専決処分としたものでございます。以上、まことに簡単でございますけれども、内海中学校建設工事に係ります工事請負契約に関する専決処分の報告についての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 以上で報告を終わります。

~~~~~

日程第9 議案第59号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（中村勝利君） 次、日程第9、議案第59号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第59号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

人権擁護委員のうち、佃豊年氏が平成20年2月28日をもって3年の任期が満了しますが、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、新たな委員の選考を行いましたところ、本町福田の熊坂泰忠氏が長年高校教員として学生の健全なる成長に貢献されてこられるとともに、人格識見高く退職後も積極的に社会活動にも携わり、人権擁護に深い理解を有しておられます。同氏を人権擁護委員に推薦したいと考えておりますので、ご同意賜りますようよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。

議案第59号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第60号 小豆島町の債権の管理に関する条例について

議長（中村勝利君） 次、日程第10、議案第60号小豆島町の債権の管理に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第60号小豆島町の債権の管理に関する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本町におきましては、地方分権、財源移譲に伴い、税や使用料、手数料などの徴収の強化が必要となってきたため、出納室内室として収納対策室を設置し、対応してまいっております。このことに伴いまして、町が有する債権に関する一般的基準、その他必要な事項

を定めるとともに、債権徴収にかかわる債権管理者の責務、債権台帳の整備及び債権の放棄などを定めることにより、町の債権管理の適正化を期することを目的として本条例を制定するものでございます。内容につきましては、担当の方から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 会計管理者。

会計管理者（松下 智君） 議案第60号小豆島町の債権の管理に関する条例についてご説明申し上げます。

本条例は、町税等は除いております。町税等を除く町の公債権、私債権を一元的に管理するとともに、債権処理のシステム化と債権処理対策のノウハウの蓄積を図るために、町の債権処理の包括的な指針として債権の管理に関する事務処理基準の明確化など、必要な事項を定めております。

条文にもあります第1条から第3条は、目的、定義、他の法令との関係でございます。第4条は、債権管理者の責務といたしまして、制令の定めるところにより、督促、強制執行など債権の徴収の努力規定でございます。第5条、第6条につきましては、適正な債権管理に関する台帳整備とか徴収計画でございます。第7条、第8条は債権管理者の責務といたしまして、一部を除きまして法に基づく督促及び強制執行等を行う規定でございます。第9条、第10条は履行期限の繰り上げ、債権の申し出等でございますが、これは徴収に関する補完的な規定でございます。第11条は、債権の放棄です。1号から5号までに該当する場合は、放棄できますという規定でございます。第12条は町長に委任する事項でございます。以上、簡単でございますが、提案内容の説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。14番村上議員。

14番（村上久美君） この条例を実際に運用する上で規程というものも、後日配付、きのう午前中にいただきました。先ほど総務委員会の調査報告との関連もありますが、町長が専決処分する上で、140万円以下の町の債権を具体的に裁判所に申し立てることができると、それによる強制執行を行うことができるということになるわけですが、これに至ってのそこまで具体的な申し立てを出す、そのいきさつあるいは過程、そういうふうな状況の判断っていうのはどのように判断し、申し立てられるのかということと、今回町としての独自の条例を提案されております、出てきましたが、今なぜこういう時期に提案をしてくるのか、その内情についてもう少し具体的なことをお伺いしたい。先ほど関連の会議の中で、債権額2億円を超えると、人にして800人というふうに言われました。その中身

について、例えば町税関係だったら期限が5年とか、病院の医療費関係だったら3年とか、家賃については10年とかいろいろあるわけですが、それぞれの担当する課において今までの債権の額、その中身をやはり提示していただかないと、その状況が私としてはわかりません。2億円余りの債権があるというふうに言われましたから、それは旧町においてそれぞれの債権がどうなってるのかという点も含めて内容を明らかにしていただきたいというふうに思います。

今回、香川県においてどこの自治体も条例は出てきておりませんが、県下で初めてです。全国でも3つの市と東京都の中の5つの区だけだそうです。そういう状況の中で、やはり徴収に至っては今の法律、憲法や自治法などに沿って全国の自治体は職員等が汗を流してやってるんだろうと思います。なぜあえてこの小豆島町の条例なのかと。ある埼玉の市は条例はつくりましたが、放棄だけのみ条例が出されているという状況です。ですから、今の体制の中で法律に基づいてプロジェクトチームの中で横のつながりを共通に持ち合いながら、徴収計画等々についてやれるとは思いますが、提案理由の中身としても十分に理解しがたいものでありますので、今申し上げた中身としてぜひ資料等も含めて出していただきたいというふうに思います。

議長（中村勝利君） 会計管理者。

会計管理者（松下 智君） 全般的なことございましたので、すべてお答えできなかった場合はまたご指摘いただきたいと思います。

まず基本的なもんとして、なぜ条例かということですが、その内容は別にしまして条例と規則についてちょっと申し上げたいと思います。国の場合は、法律があって施行規則というのがございます。ただ、地方公共団体の場合は、条例と規則は本来的には同等と思っております。条例を受けて、条例の委任を受けて規則というのがありますが、その場合は国と同じような解釈になろうかと思いますが、条例と規則いうんは本来は同じと。ただ違うのは、規則とか要綱とか規程とか、そういったものは町長独自で制定されるもんでございまして、条例につきましては議会の議決が要ということが大きな差異であると思います。私個人的かもわかりませんが、やはり地方自治の本旨からいうたら、当然規則じゃなしに条例すべきもんでありますし、議会の同意も得なければなりませんし、ひいては住民に対してこういった姿勢で行っていくということが必要かと思えます。

それから、今こういったもの、私債権、公債権を制定しているのは、東京3区言いましたが、11区あります。私の情報では11になっております。それと、全国的な市町では3つありまして、今後新しく制定しようするところは2市あるように聞いておりますし、それが

ら病院の診療報酬であるとか、水道の場合が3年ぐらい前から、それまでは地方自治法の規定でありましたが、民法規定に移り変わっております。全国的にどこの団体も民法規定適用になった場合に、時効はありましても本人が援用しない限り債権放棄はできないという問題を抱えております。そういったことの関係もあろうかと思いますが、来年3月には都道府県では初めて東京都は制定するやに聞いております。これは新聞記事ですが、東京都がそういったものを制定すれば、全国的に都道府県あるいは市町村が、なだれ現象的に今回提案しております条例みたいな動きに出てくるであろうと、これは新聞記事でございますが、そういうふうに認識しております。

それと、条例と規則の関係で今申し上げましたが、今回提案しております条例の中身ですが、議会の皆さんの了解を得ないかんののは債権放棄と、民法規定では裁判所を通じなんだら強制執行できませんので、裁判所を通じて支払い督促を行い、それに不服申し立てがあれば自然と裁判手続に移っていくわけです。その際に、一件一件ごとに裁判の場合は議決が必要ですので、一件一件臨時会等を開いていただいているわけにはいかないと思っております。今回議長に対してお願いしたわけでございます。

それと、次いでのお話ですが、私が認識していることは、香川県内の条例で町長の専決処分指定事項にうたっていないのは小豆島町だけだというふうに聞いております。ですから、今回町長から議長に対してその点についてはお願いしたということでございます。

それから、何がありました。

(14番村上久美君「140万円以下のこと」と呼ぶ)

140万円につきましては、ですから簡易な裁判が、こちらの簡易裁判所で扱うのが140万円以下のそういった調停関係でございます。140万円以上につきましては高松地方裁判所になります。もしそういった事例が発生しましたら、議会におかけしまして手続をとっていきたいと思っております。

それから、1つ気になることを村上議員さんおっしゃったんで、ちょっと私どもの解釈を申し上げますと、家賃につきましては10年とおっしゃいましたが、これは解釈2通りあります。家賃については民法規定だから10年という説と、あくまでも地方自治法の5年という説がございます。今回提案申し上げておりますのは、私どもはほかの債権と合わせて5年というふうに考えております。

それと、債権放棄につきましては、村上議員さんもおっしゃいましたけれども、病院については3年、水道については2年になりますけれども、時効が来れば債権放棄の権利ができるわけですが、税とかほかの使用料、手数料と合わせて債権放棄はしなくて、5

年間は一応債権として管理していこうというふうにしております。以上でしたかね。

(14番村上久美君「申し立てを出すいきさつ、そこまでいくまでの流れをどう判断するのか」と呼ぶ)

これも先ほどから申し上げておることと関連しますけれども、まず地方税法があります。税の場合は地方税法とか国税徴収法に基づいて財産調査とか強制徴収を行える権利がありますので、それは税法に基づいて行っていくと。ただ徴収、回収が難しい債権については、収納対策室で法的な手続をとっていくということが1つです。

もう一点、ほかに先ほどからの住宅とかし尿関係、衛生関係、そういった債権につきましても、これは地方自治法適用です。それから、病院とか老健とか水道とか、これは民法適用です。税と一つ違うところは、そういったものの強制執行を行う上で、財産を調べる調査権もありませんし、またそれらを差し押さえする権限もございません。すべて裁判所を通じないとそういった法的な手続はとっていけないということで、今回条例でそれらを一括して行いたいということでございますし、今まで何でしなかったかといいますと、そういったノウハウもないし、知識もないし、それぞれの適用される民法、自治法等々、各部署の職員が理解するのは相当解釈が困難であったために、それができなかった部分があるかと思っておりますので、今回はいろいろ法的に違いますけれども、ある一定の線をルール化しまして、それに乗っかっていこうと。もう一度申し上げますけれども、地方税以外のことについては裁判所を通じないと強制執行はできないということをご理解いただきたいと思います。

議長(中村勝利君) 14番村上議員。

14番(村上久美君) 実は、これ役場の方からいただいた資料なんです、自治体法務というものがあって、市税等の時効期間をうたってるんですが、市民税は地方税法で5年、今言う市営住宅、公営住宅使用料は民法で10年なんです、水道料金についてはこれも民法の、これが173条1号ということで、現行は5年だけど今もう2年というふう聞いておりますが、病院の場合だったら民法、厚生管轄ですから民法で3年というふうなこと、それと国民健康保険税と国民健康保険料も違うんです、どうも。国民健康保険税となったら地方税法ですから5年ということで、介護保険料は介護保険法の200条1項ということで2年、保育料においてもこれは自治法の236条で5年と、学校給食費は、これは地方公共団体の債権にはならないというふうなことが、いただいた資料ではなってるわけです。これに基づいて徴収を行っていくなり、その相手さんとの関係で徴収計画を立てていて、相談しながら立てていくというふうなことになるのかどうか分かりませんが、

そういう時効とも含めて考えて計画も立てていくんだらうというふうに思いますが、そのような運用に当たって、いわゆる今までの合併してまだ2年足りないわけですが、総務委員長の答弁にあったように、一定この期間でも実績があったということをいみじくも言われましたから、収納対策室の方とプラス兼務している各課の担当職員の連携プレー、いわゆるそういう組織、プロジェクトの動きによって、やっぱりそれは今現在の状況でも可能ではないかというふうに思うし、もう少し今の体制の中で実績を経験を蓄えて、その上でいろいろな要因があってならないというのであれば、それはそれで考えてもいいのではないかなというふうに思うわけですが、その点について伺いたいと思います。

それと、条例の中の債権放棄のところの(4)があります。債務者が無資力、またはというふうにあります。無資力であるか資力であるか、この判断は生活保護者の場合にはどういうふうになるのでしょうか。

議長（中村勝利君） 会計管理者。

会計管理者（松下 智君） お答えします。

1つ、今まで議会等々が、旧内海町の場合ですが、時効は来ても債権、不納欠損するのと、そういうような流れがございましたが、自治法上は時効が来たら速やかに不納欠損しなさいということが入っておるわけです。同じく地方公営企業会計法も、それをしないとバランスシートといいますか、決算の本来の筋が出ないということもございます。そういったことで、ある程度債権放棄について明確化したかったということがございます。

それと生活保護は、これは生活保護の計算といいますか、生活保護費の中に当然最低生活水準のものは計算されておりますので、水道料であるとか衛生関係であるとか住宅、これは支払いするのが私は当然だと思いますし、また現実うちが対応しておりますのは、あくまでも本人の了解を得て納付をしていただくという手続をとっておりますし、それからもう一つ何がありましたかね。

（14番村上久美君「今の体制で」と呼ぶ）

ああ、今の体制。

（14番村上久美君「今の体制でまだ1年たってないので」と呼ぶ）

その点につきましては、強制執行しなければならないと各法律にうたっとんですよ。ですから、それをせつかく専門の部署ができたんですから、それを進めるために今度の条例でお願いするのが当然だと思っております。以上です。

議長（中村勝利君） ほかに。15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 今の部分ですけれども、この条例をつくらないと強制執行はできないんですか。今の法律とか今あるものでできるのではないのでしょうか。

それと、強制執行についてそういうことがどんどんやられると、町民としては大変困ると思うんですけども、そういう歯どめというか、その辺はどこでどういうふうに担保されているのかということをお尋ねします。

議長（中村勝利君） 会計管理者。

会計管理者（松下 智君） それは、基本的にはコストに見合ったもんは、これまた総務委員会に付託されると聞いておりますので、ちょっと詳しいことは申し上げませんが、徴収のコストに見合わないようなやつはしませんし、現在考えておりますのは、納付能力がありながら納付していただけない、そういったものを重点的に行っていきたいと思いますし、それによって波及効果をねらうという、条例にして波及効果をねらうということも考えております。以上です。

（15番鍋谷真由美君「この条例じゃないとできないのか」と呼ぶ）

村上議員さんにもお答えしましたように、債権放棄について民法適用の場合は議会の議決が要るわけです。それをこの条文あるいは規定によって整理したいといいますが、明確化していきたいということが1つと、裁判手続上、一つ一つ議決が要りますが、今回簡易なものについては町長に委任いただきたいということでございます。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

（14番村上久美君「明確な答弁もらってない」と呼ぶ）

14番村上議員。

14番（村上久美君） 債権の額については、きちっとしたものを執行部の方から出していただけるんですか。合併して1年8カ月です。主に合併前の債権じゃないですか、ほとんどが。総額では2億1千万円余り、この決算の中にありました、確かにありました、未収額が。しかし、それは旧町のときの債権、そういう状況もありますから、そこら辺をきちんと出していただく必要があると思います。やはり、実際の運用において悪質者に対する強制執行なり、いろんなやり方は当然町民の感情からいってもそうだろうと思います。ただ、それが安易にこの条例ができ、規定の中で運用の中で職員が動く中で、相手との関係で本当にその人が生活が再建できる、成り立つような、そういう気持ちの入った形で業務をやれるかどうかというのがどこに示されるのかというのがよくわかりません。それなら、今までなぜできなかったのかと、これほどの債権が膨れ上がったのはどうしてな

のか、聞くところによると旧町の固定資産税の関係でも大分大きな金額があるとかに聞いておりますが、やはりそういう実態が見えてこない、町民に対しての説得力に欠けるんじゃないでしょうか。

議長（中村勝利君） 会計管理者。

会計管理者（松下 智君） 2回目の答弁になりますが、そういった民法適用とか自治法でも裁判所を通じた適用のスタッフもいなかったし、ノウハウもなかったし、知識もなかったということが大きな原因だろうと思います。今後、収納対策室を中心にして法的手続きで入っていくと、そういうことでご理解いただきたいと思います。

（14番村上久美君「債権の内容は出せるんですか」と呼ぶ）

その債権の内容につきましては、各部署になるかと思いますが、非常に難しいと思います。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 今言われた悪質なものに限るとのことなんですけど、具体的にそういう、今すぐそういうところに着手しなければならないという具体的な事例、件数というのはあるのでしょうか。

議長（中村勝利君） 会計管理者。

会計管理者（松下 智君） これはご理解いただきたいのは、債権放棄をできるだけしない方策としておるわけです。それと、納められる人が納めないという自治法上からいうても不平等でしょう。不平等をなくしたいということなんです。そういったことでご理解いただきたい。何で条例かとか、何で規則ではなぜだめなんかいというよりも、そういった町の姿勢を示していきたいし、町民の方にも理解いただきたいということでご理解いただきたいと思います。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については総務常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号は総務常任委員会に付託することに決定されました。

~~~~~

日程第11 議案第61号 小豆島町行政組織条例の一部を改正する条例について

議長（中村勝利君） 次、日程第11、議案第61号小豆島町行政組織条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第61号小豆島町行政組織条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

行政組織につきましては、住民の方にとって満足度の高い住民サービスが提供できる組織であると同時に、そのときの社会経済情勢から発生する行政ニーズに対応できる組織とすることが必要であり、そのために本条例の改正を行うものであります。今般、保険制度の大幅な改正が行われることに伴いまして、福祉、健康、国民健康保険、介護保険などの部門について組織改正を行いたいと考えております。また、小豆島町総合計画で町の将来像であるオリブライフ小豆島の実現を図るため、オリブの生産拡大やオリブを使った地域活性化を進めるために、商工観光課内室であったオリブ室をオリブ課に変更し、施策の実現を目指すものであります。内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 議案第61号小豆島町行政組織条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

町長から申し上げましたように、医療制度改革の流れの中で、従来から行ってまいりました保健事業を生活習慣病を中心とした疾病予防をより一層重視することとして、平成20年4月から各種健診の実施スタイル等が変更されることとなり、住民の健康管理と保険制度の連携を図るために担当部署を一元化しようとするもの、またオリブライフ小豆島を将来像とする総合計画のスタートを機に、まちづくりのシンボルでありますオリブに特化し、生産拡大から商品開発などオリブを軸とした地域活性化を総合的に担当するオリブ課を新設しようとするものでございます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。第2条で、健康増進課を保険事業課とし、介護事業課とオリブ課を追加をいたします。第3条では、住民福祉課から国民健康保険及び介護保険に関する事項を削り、保険事業課の分掌事務を国民健康保険、介護保険、健康管理に関する事項とし、介護事業課が訪問介護、在宅介護を分掌、オリブ課については商工観光課で分掌しておりましたオリブによる地域活性化に関する事項を分掌することといたしております。以上、簡単でございますが、議案第61号の説明を終わります。

す。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。5番森口議員。

5番（森口久士君） オリーブ課は現在の場所だと思うんですが、保険事業課なんです、現在住民福祉課の中、その上にこの健康増進の方から入ってくるということで、今の場所に設置するのか、どこを予定しておるのかお聞きいたします。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） ただいまの新しい分けました課の所在でございますが、今苦慮しております。午前中の谷議員の質問にも関連しますけど、どこへ入れようかということで今考えております。確定はいたしておりません。以上です。

議長（中村勝利君） 15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） この改正によって課が2つふえるようになるんですか。行政のスリム化といいますか、行政改革の立場からいうと逆行してるようにも思えるんですが、その辺はどういうふうなお考えなんですか。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） これは、やっぱりその時々的情勢に応じて柔軟に対応していくべきだと思っております。また、この中で介護事業課ができますと、同じ介護保険事業で行っております老人保健施設、このあたりも一本でやってもらおうかという考えもしておりますので、課がふえても課長はふえないという部分もございますし、しっかり課長を置いてやっていかないと新しい課もございまして、この課長の数、課の数といいますのは柔軟に対応させていただきたい。単にスリム化ばかりでは事は成らんとときもございまして、ご理解を賜りたいと思います。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありますか。4番森議員。

4番（森 崇君） オリーブ課なんですけど、もっと本気でやれえみたいな、この前のとき出とったんで、オリーブについての木を植えて花がなって、それをブローチにしたり、実にしたり、オリーブ油にしたり、お茶にしたり、いろんな幅広いもんがあるんで、その辺のところはまた詳しく、僕らもオリーブ油だけなんです、今のところ。だれかが、あれはおなかの側が白いからオリーブのしめ飾りつくったとかいう話もちょっと聞こえてきたり、それから阪神大震災のときにオリーブ植えてって防火みたいになったとか、いろんな話があると思うんです。ですから、こんだけ力入れてやるんやったら、こんな幅広いいろんな効用があるんだという、いろんな盆栽も含めて、その辺のところをちょっとみんなに知らしめることも必要じゃないかな、単に課をつくるだけではなかなか理解が広がら

ないなあというふうに思います。その辺どう考えておられるか。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 先ほども申しましたように、しっかりと課長をつくって、この課はぜひ中途半端なものにならないように思っておりますので、勉強もしていただきたいし、関連機関とも十分連携をとって本当に専門の職場になってもらいたいというふうに考えております。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第61号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案どおり可決されました。

暫時休憩をします。再開50分。

休憩 午後4時39分

再開 午後4時50分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長します。

~~~~~

日程第12 議案第62号 小豆島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（中村勝利君） 日程第12、議案第62号小豆島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第62号小豆島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

地方公務員の育児休業に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして、育児休

業をした職員の職務復帰後における号給の調整に関する規定の改正及び部分休業の承認要件の緩和について関係条文を整備するものであります。内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 議案第62号小豆島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明します。

地方公務員の育児休業に関する法律の一部改正に伴いまして、育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整に関する規定の改正及び町長申し上げたとおり、部分休業の承認要求の緩和について関係条文を整備するものでございます。あわせて文言の修正、見出しの追加等を行っておりますが、中身が改正された部分について内容説明いたします。

新旧対照表をごらんください。第3条第3号は、再度の育児休業をすることができる特別の事情の追加でありまして、負傷等により子を養育することができなくなった職員が、育児休業の承認を取り消された後、当該負傷等から回復した場合を追加するものです。同条第4号は、旧の第3号の内容を書いております。

次のページ、第8条は育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整に関する規定の改定でありまして、育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、その育児休業の期間を現行は2分の1の換算率であるものを、100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして号給の調整をすることができるものとしております。第10条、これは部分休業の承認要件の緩和でございます。現行では、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされるという要件がございますが、これを削除するものでございます。

附則につきましては施行期日等を定めるもので、公布の日から施行すること。育児休業をした職員の職務復帰における号給の調整に関する経過措置として、100分の100以下の換算率を用いるのは、育児休業法の施行日である平成19年8月1日以後に職務復帰した場合であること。2、同日に現に育児休業している職員が同日以後に復職した場合は、同日前の期間については従前どおり2分の1の換算率を用いることを定めたものでございます。以上、まことに簡単でございますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第62号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第13 議案第63号 小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
について

議長（中村勝利君） 次、日程第13、議案第63号小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第63号小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

人事院勧告及び香川県人事委員会勧告に基づく国、県下、他市町の動向に準じて、職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。内容につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 議案第63号小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明します。

平成19年8月8日付人事院勧告及び平成19年10月9日付香川県人事委員会勧告の趣旨に基づきまして、国家公務員や他の地方公共団体の職員との均衡等を考慮いたしまして、1つ、給料表においては初任給を中心に若年層に限定した給料月額引き上げ、2つ目に子等に係る扶養手当の引き上げ、3つ目に勤勉手当の引き上げをしようというものでございます。あわせまして、準則に沿った字句の修正を行っておりますが、改正の主要部分について内容を説明させていただきます。

これも新旧対照表の方をごらんいただきたいと思います。条例第1号中第9条第3項が扶養手当の改正でございます。民間の支給状況を考慮するとともに、少子化対策の推進にも配慮をいたしまして、配偶者以外の扶養親族に係る支給月額を500円引き上げまして、6,500円にするものでございます。第21条第2項第1号が勤勉手当の一般の職員の場合

合の支給月数で、12月支給分で100分の5、すなわち0.05月分の引き上げを行うものでございます。これにより、期末勤勉手当の支給月数の合計が4.5月分となります。別表の給料表の改正が給料月額引き上げでございます。若年層に限定したものとなっております。別表第1の改正によって、大学卒の一般行政職初任給が17万200円から17万2,200円になります。別表第2、アが医療職給料表1、別表第2、イが医療職給料表2、1が医師、2が看護師等でございます。

次のページ、改正条例第2条の改正につきましては、平成20年度以降の勤勉手当支給月数を定めるもので、次年度から、20年度からは今回引き上げとなりました0.05月分を6月と12月に0.025月分ずつ振り分けるために、100分の75にするものでございます。

附則につきましては、施行期日等を定めたもので、規則で定める日から施行する。ただし、給料表及び扶養手当の改定は平成19年4月1日から、平成19年12月期に支給する勤勉手当の支給割合は同年12月1日から、平成20年度以降、6月期及び12月期に支給する勤勉手当の支給割合は平成20年4月1日から施行すること。その他経過措置について規定をいたしております。以上、まことに簡単でございますが、説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。7番安井議員。

7番（安井信之君） 県の方の職員の給料に関しては、4月にさかのぼってというふうなことじゃなくてというふうに報道なりであったと思うんですけど、その辺はどのようなことになって、こういうふうになったのかとお伺いしたいと思います。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 新聞でも報道されておりましたように、ご指摘のとおり県につきましては、このたびの財政状況を勘案いたしまして、12月1日から施行ということで、4月にさかのぼらない判断をされたようでございます。ただ、県下他市町を横目でいって情報収集いたしましたところ、ほか県以外は勧告どおりということでございましたので、本町におきましても職員の士気のこととも考えまして、他市町同様に実施をしたいというふうに考えております。以上です。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第63号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第14 議案第64号 小豆島町税条例の一部を改正する条例について

議長（中村勝利君） 次、日程第14、議案第64号小豆島町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第64号小豆島町税条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

地方税法の規定に基づき、入湯税について新たな課税免除の規定を設けるため、条例の一部を改正しようとするものでございます。内容につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 税務課長。

税務課長（三木忠臣君） 議案第64号小豆島町税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

小豆島町税条例（平成18年小豆島町条例第50号）の一部を次のように改正する。第142条に次の1号を加える。4号、専ら日帰り客の利用に供される施設で、その利用料金が千円以下の鉱泉浴場に入湯する者。附則でございすけども、この条例は公布の日から施行するものでございます。

提案理由。地方税法第6条で、地方団体は公益上その他の理由により、課税免除及び不均一課税を行うことができることとされており、課税免除の規定を整備するため、小豆島町条例で一部を改正する必要性が生じたので、提案したものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第64号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第15 議案第65号 小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長（中村勝利君） 次、日程第15、議案第65号小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第65号小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

国におきましては、国民皆保険を堅持し、将来にわたって医療保険制度を持続可能なものとしていくため、各種制度の大幅な改正が行われます。これに伴いまして、国民健康保険につきましても、一部特別徴収の方法によって徴収する規定が創設されることと、法律改正に伴う条文整備のため、条例を改正しようとするものでございます。内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 税務課長。

税務課長（三木忠臣君） 議案第65号小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

それでは、要旨に基づいて説明をさせていただきたいと思います。参考までに新旧対照表もあわせてごらんください。要旨は52ページから、新旧対照表は40ページからとなっております。

今回の一部改正でございますけども、第9条、第12条から第18条までの条文が新しく加わり、それに伴う条ずれが主な要因でございます。

それでは、まず第3条でございます。これにつきましては、第11条から第19条への条ずれでございます。

次に、第9条、徴収の方法でございます。保険税の特別徴収によって徴収する規定を新

しく創設したものでございます。すべて施行日は平成20年4月1日となっております。

第10条ですけれども、第9条からの条ずれと、特別徴収にかかわる規定が設けられたものに伴う改正でございます。

第11条、第10条からの条ずれと、第13条から21条への条ずれの改正に伴うものでございます。

第12条、これから第18条までは今回の改正で新しく追加された条文でございます。第12条第1項でございますけれども、前年の初日において年金の給付を受けている65歳以上の世帯主に対し、保険税を特別徴収の方法で徴収する旨の規定を新しく設けたものでございます。

第12条第2項は、4月2日から8月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者についても、特別徴収の方法で徴収することができる旨の規定を設けたものでございます。

第13条は、特別徴収義務者の指定等でございます。前条、第12条の特別徴収義務者は年金給付の支払いをする者とするものでございます。

第14条、前条、第13条の特別徴収義務者の納入義務を定めたものでございます。

次に第15条、町長から資格喪失等の通知を受けた年金保険者、先ほどからいいます特別徴収義務者になりますけれども、特別徴収義務者は通知を受けた日以降、徴収する義務はなく、またそれまで徴収実績等をその通知を受けた町長に通知をしなければならず、しなければならない旨の規定を定めたものでございます。

第16条、第16条は仮徴収を定めたものでありまして、第1項では前年10月1日から既に特別徴収対象保険者であった者に係る仮徴収額は、前年度最終の年金給付に係る支払い回数割保険税額とする旨の規定でございます。同じく第2項は、前条第1項の規定に定める支払い回数割保険税額を徴収することが適当でない特別な事由がある場合、別に町長が定める額を徴収することができる旨の規定でございます。

第17条、新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収額の規定の創設でありますけれども、後の附則第3項にありますとおり、当規定は平成21年度以降の国民健康保険税が対象となります。

第18条第1項は、特別徴収対象被保険者が年金の給付を受けなくなったことなどによって、特別徴収ができなくなった場合に普通徴収の方法で徴収する旨の規定を定めたものでございます。第2項は、既に納入された保険税額が本来徴収すべき保険税額を超える場合、未納に係る徴収金がある場合、その未収金に充当することができる旨の規定でございます。

第19条でございますけども、第11条からの条ずれと、徴収の特例の適用を普通徴収の場合に限定する旨の規定と、「総所得金額等を」とありますけども、「総所得金額等が」に訂正するもの、それと「をそれぞれの納期」とありますけども、「を、それぞれの納期」と訂正するものでございます。

次に第20条、これから24条までは単なる条ずれに伴う改正でございますので、省略させていただきます。

附則に入りますけども、附則第2項、公的年金に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例でございます。条ずれによる改正と、「年齢65歳以上の者」を「年齢65歳以上である者」に、「次項から附則第5項まで及び附則第6項」を「次項から附則第6項まで」に訂正するものでございます。

附則第3項、条ずれによる改正と、「次項、附則第5項及び附則第6項」を「次項から附則第6項まで」に訂正するものでございます。

附則第4項ですけども、附則第4項、第7項、第9項、第12項、第14項は、第13条から21条への条ずれに伴う改正であります。第14項までは省略させていただきます。

附則の第15項ですけども、13条から21条への条ずれ、それと条文中に、第3条中、及び山林所得の合計額が云々と条約適用利子等の額の合計額とまでありますけども、これをすべて削るものでございます。

附則第16項は、附則第15項と同様でございますので省略させていただきます。

それと、それから38ページに戻りますけども、附則でございます。附則第1項、この条例は平成20年4月1日から施行する。ただし、附則第4項及び第5項の規定は公布の日から施行するとなっております。

附則第2項、次項に定めるものを除き、改正後の小豆島町国民健康保険税条例（以下「新条例」という）の規定は、平成20年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成19年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によると。

第3項では、新条例第17条の規定は平成21年度以降の年度分の国民健康保険税について適用するとあります。

再び経過措置、第4項、第5項ありますけど、ちょっとこれも長いので、先ほどの要旨の一番最後になりますけど、改正附則第4項ですけども、平成19年10月1日において年金給付を受けている65歳以上の世帯主に対しましては、平成20年4月1日から9月30日までの間の保険税については、見込み額で仮徴収をすることができる旨の規定でございます。

改正附則第5項ですけども、上記第4項の仮徴収を行う場合には、平成19年度分の国民

健康保険税に基づいて回数割保険税額の見込み額を算定するというものでございます。この4項、5項につきましては、来年4月1日から徴収する自治体だけ必要な条文でございます。

39ページの提案理由でございますけども、健康保険法の一部を改正する法律が平成18年6月21日に、また国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令、これが19年10月31日公布され、国民健康保険税の特別徴収を実施することとなり、関係法令が改正されたため、本条例について規定の創設及び条文の整備など、所要の改正をするものであります。参考までに、抜粋で706条第2項を記載しております。どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。14番村上議員。

14番（村上久美君） これの提案なんですが、65歳からの老齢等の年金給付を受ける人、あと後期高齢者は75歳からですから、だから65から74歳までというふうに理解できるわけですが、これは年金からの天引きにおいてその人の年金額が、収入が幾らというふうな状況は、その年金の対象外からどういうふうに線引きできるのか、金額が。年金が月幾らの、以下の場合には直接の納付ということになるのか、そこら辺の状況判断をちょっとお聞かせ願いたいのと、65歳から74歳まで年金からの天引きになる、この制度のもとにおいてなる人数ですけど、どれぐらいか、何人か、それから年金の天引きの対象外の人は何人かわかったら伺いたいと思います。

議長（中村勝利君） 税務課長。

税務課長（三木忠臣君） 1番の65歳から今回の改正で特別徴収の対象になりますのは、議員さんおっしゃるとおり65歳から74歳までの世帯の世帯主で、しかも条件がありまして、年金額が18万円以上を受給していること、それと国民健康保険税と介護保険税との合計額が年金額の2分の1を超えないことという規定がございます。今回対象になる人がどの程度かということですけども、一応11月1日現在の数字でつかんでみますと、今国保に入っております世帯が4,354世帯ございます。そのうちで、今回対象になりますのが697世帯ですので、約16%の、当然75歳以上につきましてはもう後期高齢の方に入りますので、限定されますので、697世帯で全体の16%ぐらいの人がその対象になるんでなかろうかと。対象外といいますと、4,354世帯のうちで後期高齢に入る人が2,836人ほどおります。それと、今言よった特別徴収対象者世帯数が697世帯、残った人がですので、まだ大半がやはり国民健康保険に残るということになるかと思えます。以上です。

（14番村上久美君「年金からの天引き対象外の人、年金から」

と呼ぶ)

議長(中村勝利君) 税務課長。

税務課長(三木忠臣君) 今、国保に入っとる人で年金から天引きされない人というのは、ここで言う16%が対象になりますので、それ以外の人については後期高齢を除いてすべて普通徴収、従来どおりの徴収ということですので、大半が従来どおりの徴収になるかと思えます。

議長(中村勝利君) 14番村上議員、もう一度。

14番(村上久美君) ちょっと今の従来どおりの対象になるということがちょっとわからん。だから、年金からの天引きをされない人が何世帯ですか。

議長(中村勝利君) 税務課長。

税務課長(三木忠臣君) 今回対象になりますのは、国保に入っとる世帯で世帯全員が、被保険者全員が65歳から75歳未満の世帯に限定されますので、そういうな家庭に一人でも例えば年齢が63歳の人がおったりとか、そういう場合には除外されます。対象者の数ですけども、1,087世帯、世帯主が65歳の世帯が1,087世帯ありますけども、先ほど私が言いました1,087から697を引いた残りですから、65歳以上の世帯でありましたら、400近い世帯が特別徴収の対象から外されるということです。これはあくまでも65歳以上限定した場合でございます。

議長(中村勝利君) よろしいか。

(14番村上久美君「はい」と呼ぶ)

ほかに。7番安井議員。

7番(安井信之君) 年金から引き落とされるということは絶対入ってくるということですけど、今まで滞納なりをやられとる方の保険料の扱いは、今まではもろとらん部分から解消していきよったというふうな説明なりが今まであったように思うんですけど、その扱いがどのように変わってくるのかお伺いしたいと思えます。

議長(中村勝利君) 税務課長。

税務課長(三木忠臣君) 今回の法律で特別徴収できる対象となりますのは、先ほど説明申し上げましたように、平成20年4月1日以降から年金で引き落としさせていただきまので、それまでに残っております税金についてはやはり従来どおりの徴収方法で税務担当の方からお願いをせざるを得んということになります。だから、過去の税金が残っとるから、それも特別徴収できるのでないかということではできないということでございます。

議長(中村勝利君) ほかに質疑はありませんか。4番森議員。

4番(森 崇君) 年金から天引きということですけど、年金を担保にして多少お金を借っていると、ほんならいついつまでに払わないかんみたいなんとひっかかって苦しい人も出てけえへんかと思うたりもするんですけど、それはその配慮というのは全然ないんですか、個人情報もあると思うんですけど。

議長(中村勝利君) 税務課長。

税務課長(三木忠臣君) 一応制度上ですけども、一応はもう担保に供していないものに限るという前提がついております。だから、担保に供して年金にかけると場合には対象から外されるということになります。

議長(中村勝利君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(中村勝利君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対の方から発言を許します。15番鍋谷議員。

15番(鍋谷真由美君) 先ほど一般質問の中でも述べましたように、今本当に高齢者は税金も上げられ、本当に大変な暮らしになっております。後期高齢者もそうなんですけれども、それに伴って改正されるこの国民健康保険税条例、年金から保険料を頭から天引きすると。そりゃ取る方はもう頭から入ってくるわけで、いいわけなんですけれども、やはり生活しなければならない高齢者の方にとっては、これはちょっととても賛成できないと思います。暮らしをまず、暮らしていくということに頭から引かれて残ったのでどうやって暮らせというのかと、後期高齢者医療保険も一緒なんですけれども、国保までそういうふうになるということは大きな問題だと思いますので、反対をいたします。

議長(中村勝利君) 次に、原案に賛成の方から発言を許します。7番安井議員。

7番(安井信之君) 私は賛成の立場で討論いたします。保険料というのは、もう払うこというんが前提でみんなの保険事業というふうなことが成り立っております。その中で、年金の少ない人に対してはそれなりの配慮という形のものもありますし、後期高齢者なりも介護保険なりも年金の方から徴収するというふうな制度となっておりますので、私はこの条例改正に賛成いたします。

議長(中村勝利君) ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(中村勝利君) これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第65号は原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（中村勝利君） 起立多数です。よって、議案第65号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第16 議案第66号 小豆島町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議長（中村勝利君） 次、日程第16、議案第66号小豆島町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第66号小豆島町営住宅管理条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

住民生活の安全を確保するため、国土交通省から出された公営住宅における暴力団排除について、住宅局長通知に基づき、香川県下においても県警及び県並びに市町との連携協力体制が整いましたので、町営住宅からの暴力団の排除に関する規定を創設するため、条例の一部を改正しようとするものでございます。内容につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 建設課長。

建設課長（池上 恵君） 議案第66号小豆島町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例改正は、先ほど町長から説明がありました提案理由により、小豆島町営住宅管理条例の一部を改正しようとするものでございまして、先ほど県警なり県と市町の連携協力体制が整ったという提案理由がございましたけど、香川県警と香川県、それから県下の8市9町との間で、平成19年11月6日に公営住宅等における暴力団排除に関する協定書を締結しております。それに伴って、この改正をしようとするものでございまして、改正点の内容につきましては、議案書の59ページ、60ページの新旧対照表でご説明いたします。

まず、1点目は第5条、入居の資格の中の第3号及び第4号を第3号から第5号に、また第4号を第4号及び第5号に改めまして、第5号として1号を加えようとするものでございます。追加します第5号の内容は、「その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（第41条第1項第7号において「暴力団員」という。）でないこと」を加えようとしております。

2点目は、第5条と同様に、第6条入居者資格の特例の第2項中の第3号及び第4号を、第3号から第5号に改めようとするものでございます。

3点目は、第41条住宅の明け渡し請求の第1項中の第6号を第7号として、第5号の次に第6号として「暴力団員であることが判明したとき。（同居人が該当する場合を含む）」を加えようとするものでございます。

4点目は、資料60ページに移りますけど、同第41条第4項中の第5号を第6号に改め、また同条第5項中の第1項第6号を第1項第7号に改めようとするものでございます。

最後に、58ページに戻りまして、附則としてこの条例は公布の日から施行するとしております。以上、まことに簡単ですけど、議案第66号小豆島町営住宅管理条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。7番安井議員。

7番（安井信之君） 暴力団の定義といいですか、その中には右翼みたいな人も入っておられるのか、暴力団というて、その組に属する人だけのものなのかお伺いしたいと思います。

議長（中村勝利君） 建設課長。

建設課長（池上 恵君） 暴力団員の定義、非常に難しいんですけど、県警本部の方で名簿を持っておるようです。それで、協定書を結んだと申し上げましたけど、協定書の内容をかいつまんで申しますと、県の住宅課長及び各市町の長は、入居申込者や既に入居している者が暴力団員に該当するか否かを県警本部組織犯罪対策課長に対し照会することができるとなってます。それに対して、そういった照会があったら、回答をしなければならない、そういった協定になっておりますので、県警の方が持っております名簿に載っているかどうかの判断になろうかと思われまして。

聞かないとわからないということでございます。以上です。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありますか。14番村上議員。

14番（村上久美君） 実際に条例の運用する場合に、本人の名前で借りるということは当然ないだろうということははっきりするんですが、同居人の名前で入った場合には、入居する場合に同居する人の名前も町の方は書くんですか。書いた場合には、もしかして架空というか、実際の名前を記載しない場合だったらそれはわからないという場合があるかと思うんです。そういう場合の判断というか、見分け方というか、契約をするかどうかというのは当然やっぱりその時点では契約するだろうと思うんですけども、そこら辺、後日でそれでわかるのかわからないのかという、そういう問題はどうなるんでしょう。仮に、後

で同居してる人が相手が暴力団員であったとわかった場合に、退去をしてくれという、まず町の職員が行くわけです。文書を出すでしょう、当然。文書を出し、それで退去しない場合は一定期間を見てどうするのか、その期間はどうか、文書が出てからいつまで待つのか、その後期間が過ぎた場合に、その後町職員がそこへ現場へ直接行って話をし、いや退去しないと言った場合には、その後の対応をどうするのか。仮に、警察の場合は、一方的に情報だけもらうわけですから、事件なり何かがなければ警察が動くわけないと思うんです、退去しないという状況、状態であっても。それはやっぱり職員が動くわけです。つまり、多分これは条例はつくられるにしても、大変なリスクを負うものになるかなというふうに思うわけですが、そこら辺の実際の条例を運用する場合に、いろいろ危険性とかどのように防衛なりも含めてやるのかというところが、非常に難しいかなと思うんですが、そういう具体的なことも想定してどういうふうにされるんですか、そこら辺を伺いたいと思うんです。

議長（中村勝利君） 建設課長。

建設課長（池上 恵君） おっしゃるとおり、非常に難しいと思います。ただ、いろいろ運用面、今から全国的に一齐にスタートするわけですけど、一応どういうふうに進めるかといった中には、例えば先ほど言われましたように、母子だけで入居申請をしておったと。ほんで、ふたをあけたら知らん間にふえておったというようなことが判明した場合には、そのふえた人の名前がわかった時点で入居済みであっても、その人を警察の方なりに暴力団員であるかどうかを問い合わせる必要があると思います。問い合わせをして、条例に違反しておれば退去を求める、従わないときは入居の取り消しや住宅の明け渡し、そういったものを厳正に対応していけということになっております。当然、職員に対しては相当のリスクがかかってくると思います。そういった中で、先ほどの協定書の一部をご紹介しましたが、協定書の中に県土木部長、市長、町長は暴力団員から不当行為等を受けおそれがある場合は、県警本部刑事部長に対して必要な支援を要請することができる。また、刑事部長はそういった要請があったときには、必要な支援を行うとはなっておりませんが、実際問題は命がけになるうと思います。

議長（中村勝利君） 4番森議員。

4番（森 崇君） 同じことを聞こう思ったんですけど、その人が暴力団かどうかどうやって確かめるんか思うとったんですけど、例えばおとなしい人もおると。あの人は暴力団やけど、おとなしいのもおるという、そういう場合に一つ事務所として使うというのは、これよくあります。これはもう大問題だと思うんですけど、おるだけで問題にして、

おまえおまえ言うて、ほんで起こしてしまう、職員何ぼ身があっても足らんみたいなんで、これ決めるんやったら警察はどない協力してくれるんやと。わかって警察がこの人暴力団員や言うんやったら、こういう条例があるんやから、あんたが行ってちゃんとしてくれというようなことをちゃんとしてもらう、町の職員がこれかかわって、物事いうのはなれというのが非常に必要なんですけど、なれてない人はもうびびってしまうことがいっぱいあると思うんで、その辺はちょっと警察との関係いうのははっきりしとんですか、この条例の中で。わかった場合、警察がわかるわな、名前わかるわ、入っとるがとこうなる。事務所におらんけど、この家におるやと間違いなしに、これ何とかしてくれて町の職員が行くんですか。警察との関係は何かわかりましたら。

議長（中村勝利君） 建設課長。

建設課長（池上 恵君） その付近についてはまだはっきりわかりません。ただ、先ほど申しましたように、こちらからそういった疑わしき人がおると思われたときには照会をして、その人が該当する暴力団員であれば、何らかの手を打つ、打たざるを得ない。その打つときに、警察の方に支援を要請するとなってますけど、その支援を要請したときに、どういった積極的に支援をしてくれるのか、嫌々してくれるのか、その付近は今からやりながらじゃないと全く未知の世界になろうかと思えます、はっきりしたことを言えませんけど。

議長（中村勝利君） 4番森議員。

4番（森 崇君） 銃刀法違反で危なかったんが、とうとう人を殺したという現象がありますけど、この一方で警察官自身も訓練されてない人もあって、腰抜けとは言いませんけど、僕らの地域住民の安全に全面的にがっつやるいう人が、僕は昔より少なくなってるような気がするんです。ですから、ああいうこともあるんで、これについては随分やっぱり勉強して、警察との話もきちんとつけとかなないと、一步前行って何かならんように、これは心配しますんで、ぜひその辺のところはよく連絡プレーということでしてもらいたいと思います。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。14番村上議員。

14番（村上久美君） やっぱり条例の形で、こういう形だけで本当に問題解決になるのかっていったら、なかなかないよりある方がいいと域を出ないと思うんです。周りの地域のやっぱり隣近所のそういう状況も、この町の職員のちょっとした言葉のあやとかで、その対応でやっぱり暴力団員と見られてる人の行動が急な変化を起こすという場合もあるでしょうし、これはなかなか職員に対するリスクが、どうすんですか、これ。条例は、そ

りゃないよりある方がええんでしょうけど、実際の町民の命や財産を守るという問題も含めて、どうなんですか。そこら辺の執行部なりの見解をちょっと伺っておきたいと思うんです。私聞いておるのは、特に草壁南の方にはそういう人がおるといふふう聞いておりますし、実際にこれ運用はもう公布の日から施行するですから、もう既に入ってる人もこれからの対象ということでしょう。既に入ってる人もこれからの対象ということになるわけでしょう。どうなんですか、実効性伴うですかね。

議長（中村勝利君） 建設課長。

建設課長（池上 恵君） どのように答弁していいのかわかりませんが、かといってこれは香川県と県警と8市9町が一同に全部で同じ内容で協定を結んでおります。それと、香川県下では、県と高松市と坂出市がこういった内容の条例改正を9月議会で可決しております。そのほかのほとんどの、1町が3月議会になるかもしれないいう1町がありましたけど、そのほかの残っておる町は12月議会ですべて同様の条例を改正するというところで進んでおりますので、私の方の町だけが怖いからやめますというわけにもいかないのかなと思っております。

議長（中村勝利君） ほかに。17番浜口議員。

17番（浜口 勇君） 暴力団の名簿が県警にあるということですが、小豆島町内には何人おるといのがわかつとと思うんですけど、聞いてますか。

議長（中村勝利君） 建設課長。

建設課長（池上 恵君） 以前ちょっとざっくばらんに聞いたんですけど、それは正式な名称をきちんとした形で文書で照会しないと一切言えないということです。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第66号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第17 議案第67号 小豆島町営改良住宅管理条例の一部を改正する条例について

議長（中村勝利君） 次、日程第17、議案第67号小豆島町営改良住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第67号小豆島町営改良住宅管理条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島町営住宅管理条例の改正理由と同様に、町営改良住宅からの暴力団の排除に関する規定を創設するため、条例の一部を改正しようとするものでございます。内容につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 人権対策課長。

人権対策課長（宗保孝治君） 議案第67号小豆島町営改良住宅管理条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、先ほど議案第66号で建設課長がご説明申し上げましたように、町営住宅における暴力団を排除するため所要の改正を行うものであります。小豆島町営改良住宅管理条例第4条入居の資格の第1項中、第3号の次に新たに第4号を加え、同条第2項中、第3号から第5号を第3号から第6号に改め、第5号の次に新たに第6条を加えようとするものであります。

改正内容の詳細につきましては、議案書62ページの新旧対照表でご説明を申し上げます。改正案の欄、第4条入居の資格に、第4号として「その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと」を加えるものであります。

また、同条第2項中第3号から第5号を、第3号から第6号に改め、第5号の次に第6号として「その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が、暴力団員でないこと」を加えようとするものであります。

なお、附則といたしまして、この条例につきましては公布の日から施行するとしております。以上、簡単でございますけれども、議案第67号小豆島町営改良住宅管理条例の一部を改正する条例についてのご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。14番村上議員。

14番（村上久美君） 66号の関連がありましたので、ちょっとこの提案のときにお尋ねしときたいんですが、お尋ねというか、ぜひ対応していただきたいと思うんですが、職員が退去で行った場合に、そのときではまず済まないだろうと思うんです。当然、銃の保持の問題もあるかもわかりませんので、身に危険が及ぶというふうになった場合に、警察がやっぱり職員の身の保護をやっぱり町がそれを要請するということは、それは可能ではないかと思うんですが、そこらちょっと専門的、そういうケースがいろんな事件で聞いておりますが、そういうことをやっぱり最大限に身の危険をなくすために町がどうするか、やっぱりこれはもう警察と一緒に同行してもらってやらないと、とてもじゃないけどこれは本当に条例は死に条例というふうなものになると思います。そこをやっぱりきちっと県警とちゃんと詰めた話をしておかないと、私はこんな大きなリスクの条例っていまだかつてないわけですから、そこはどうなんですか。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） ご指摘の町の職員の危険も考えられます。したがって、この条例の町の職員を守るというような意味から、香川県なりまた警察の方、両方にこれを指導していただくように、危険を伴うのでというようなことでどうしたらええか指導を受けに参りますから、また皆さんにご報告させていただきます。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。7番安井議員。

7番（安井信之君） 先ほど村上議員なりが改良住宅の方でらしき人がいるんじゃないかなというふうなことを質問の中で言われとったんですけど、そういうふうな人がおられるんですか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（中村勝利君） 人権対策課長。

人権対策課長（宗保孝治君） 当人権対策課では、改良住宅につきましては444戸の管理しております。それで、先ほど建設課長の答弁にもありましたように、それが私の方で確認できるかといいますと、これは無理だということで考えております。ただ、いろんな話が入ってくるというのは事実であります。というのは、元とかいろんな話の部分でうわさ的な話を聞きますけども、現に確認したいようなことはございません。以上です。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。10番植松議員。

10番（植松勝太郎君） これは、今非常に危惧をしておりますけれども、県警との協定を結んだという部分でのこの条例をつくらなんだらいかんということでやっとなでしよ。ですから、そこら辺町長が今答弁したけれども、当然もうそういうふうな当たり前の

ことじゃないですか。危険を伴ういわゆる反対と一緒に行きまっせとかいうふうな部分の協定書の中にそういう文言が入ってないんですか。入ってるのと違うかな、せやないと全部の市町村がこういう条例をつくるということにはなかなか難しいん違う。だから、もうそれであれば、これは取り越し苦労みたいに先々危ないやないか、命がどうやいうふうに思う必要は私はないと思うんやけども。非常にむだな時間みたいな感じがしてるんやけど、どうですか。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 勉強不足かも知りませんので、十分調べてみます。

（10番植松勝太郎君「協定書の中を、中身を十分読まないだら」と呼ぶ）

議長（中村勝利君） 人権対策課長。

人権対策課長（宗保孝治君） この協定書の中身でありますけれども、1条、2条、3条から5条までございます。その中で、第4条に支援ということがございますけれども、条文を読みますと、乙は暴力団員から、乙というのは我々、町ということでありまして、暴力団員から不当行為を受けるおそれがある場合は、甲に対して、甲というのは香川県警察本部刑事部長ということでありまして、これに対して必要な支援を要請することができるものとすると。2項で、甲は前項の要請を受けたとき、乙に必要な支援を行うものとするとしております。この支援の内容というのが確認できてないというようなことで、この場でということで、ただ同行するであるとか、いろんな情報をもらっただけで現場には急行していただけんのか、同行していただけんのかというような問題がありますけれども、この支援の内容を確認というようなことでご返事をしておりますけども、支援の中身までは今のところちょっとわかっておりませんというご返事になります。以上です。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。4番森議員。

4番（森 崇君） 吉田温泉行ったら、入れ墨の人はいかんいうて書いとんですけど、結構入れ墨の人と入って、ええふるやなあいうて話すんですけども、そういう具体的な、まあまあ怖いばあでももちろんいかんし、そうかというてこの条例が前向いていきよんやから、いろいろ今町長言われましたけど、詳しいこと聞いて、半分どっかで安心しとかんと、こんなもんつくらん方がええんちゃうかみたいになってもいかんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。おふるは一緒に入りよります。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第67号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第18 選挙第2号 伝法川防災溜池事業組合議会議員の選挙について

議長（中村勝利君） 次、日程第18、選挙第2号伝法川防災溜池事業組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

本件につきましては、伝法川防災溜池事業組規約第5条第2項第2号による議員の任期満了による選挙であります。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

伝法川防災溜池事業組合議会議員に、矢田徹氏を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました矢田徹氏を当選人と定めることにご異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました矢田徹氏が伝法川防災溜池事業組合議会議員に当選しました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了しました。

次回は12月20日木曜日に会議を開きます。

なお、開議時間については、12月11日の議会運営委員会で決定しておりますように、午後1時30分に開会いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後5時54分